

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、市民生活に甚大な被害を及ぼす恐れのある大規模な風水害に備え、対処するため、平成18年7月豪雨災害や21年8・8局地豪雨災害などの過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、市、県、公共機関、事業者及び市民がそれぞれの役割を認識し、相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策、減災に向けた安心安全なまちづくりを図ることにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、諏訪市防災会議が作成する「諏訪市地域防災計画」の「風水害対策編」として、大規模な災害等に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

第3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

第4 計画の構成

この計画は諏訪市において想定される風水害等に対して、次の事項を定める。

1 総則

計画策定の趣旨、基本方針、防災関係諸機関の処理すべき業務又は業務の大綱、前提条件等について定める。

2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止するため、また効率的な災害応急復旧対策のために平素において実施すべき諸施策及び施設の整備についての計画とする。

3 災害応急対策計画

災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合に、災害の拡大を防止するための計画とする。

4 復旧・復興計画

災害により被害を受けた施設の原型復旧にとどまらず、「災害に強い安全、安心なまち」を再構築するための計画とする。

第5 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め

るところによる。

- 1 災対法 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
- 2 救助法 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
- 3 市 諏訪市
- 4 市防災会議 諏訪市防災会議（昭和39年10月5日市条例第44号）
- 5 市防災計画 諏訪市地域防災計画
- 6 市災対本部 諏訪市災害対策本部
- 7 広域消防 諏訪広域連合広域消防
- 8 県防災計画 長野県地域防災計画

資料編 ・ 諏訪市防災会議条例

第2節 防災の基本理念及び施策の概要

本市は、東と西に急峻な地形、平坦部にぜい弱な地質を有するという自然的条件と、近年の都市化の進展に伴い市街地の密集化、高齢化、情報化等社会構造の変化や河川流域の保水機能の低下、地球温暖化による集中豪雨など様々な災害発生要因に対応した防災対策を講じる必要がある。

第1 防災対策を実施するに当たっては、次の事項を基本として、市、県、防災関係機関、事業所及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって最善の対策を講ずる。特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る、「減災」の考え方を防災の基本理念及び施策の概要とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

1 周到かつ十分な災害予防

(1) 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすみ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。

イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

(2) 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。

ア 災害に強いまちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

イ 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

ウ 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により市民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基つきその支援力を向上し、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

エ 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

オ 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な防災訓練を実施する。

カ 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI・IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

キ 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

(1) 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

ア 災害が発生する恐れがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に分配する。

イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

ア 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

イ 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を早期に実施するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。

ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

エ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保

し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

オ 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。

カ 被災者等への確かつ分りやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。

キ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。

ク 被災者の健康状態の把握等避難所を中心として被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。

ケ 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。

コ 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。

サ ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

(1) 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

ア 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地域の復興を図る。

(2) 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。

ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

イ 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。

ウ 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、迅速かつ適切な廃棄物処理を行う。

エ 再度災害の防止と、より快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。

オ 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。

カ 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

(3) 市、県、防災関係機関は、お互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第2 市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に次の対策を図る。

1 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画

2 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防

災力向上を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立

3 防災関係機関、住民等の間、住民等と行政の間での防災情報の共有

第3 住民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等においてお互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講じるものとする。

第4 どこでも起りうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 市

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自らの防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

自らの防災業務を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

6 住民

市が実施する防災活動等に積極的に参加するよう努めなければならない。

7 事業所

事業所内の防災活動を実施するとともに、地域構成員であることを自覚し地域の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
諏訪市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市防災会議及び市災害対策本部に関すること。 2 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 3 水防その他の応急措置に関すること。 4 市地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 5 高齢者等避難、避難指示・緊急安全確保又は誘導に関すること。 6 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 7 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 8 災害時における食糧、医療品等の物資及び災害対策用資機材の備蓄及び調達に関すること。 9 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。 10 その他市の所掌事務についての防災対策に関すること。

2 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県防災会議に関すること。 2 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 3 水防その他応急措置に関すること。 4 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 5 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 6 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 7 その他県所掌事務についての防災対策に関すること。 8 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 9 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

3 陸上自衛隊第13普通科連隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第13普通科連隊)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 2 災害時における応急復旧活動に関すること。

4 長野県警察本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
諏訪警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。 2 治安の確保及び交通規制に関すること。 3 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 4 遺体（行方不明者）の捜索及び検死に関すること。

5 諏訪広域消防

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
諏訪広域消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。 2 火災、風水害の警戒防御活動に関すること。 3 救急・救護活動に関すること。 4 避難誘導に関すること。 5 行方不明者の捜索に関すること。 6 消防相互応援協定に基づく出動に関すること。 7 その他防災に関すること。

6 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 (長野財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 2 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
関東農政局 (松本地域センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 (2) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 2 応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (3) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 (4) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (5) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 (6) 災害時における主要食糧の供給に関すること。 3 復旧対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
中部森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 2 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 3 災害応急対策用材の供給に関すること。

関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。 2 被災商工鉦業者の業務の正常な運営の確保に関する事。 3 被災中小企業の振興に関する事。
中部経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気の供給の確保に必要な指導に関する事。
北陸信越運輸局 (長野運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事。
東京航空局 (松本空港出張所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事。 2 遭難航空機の捜索及び救助に関する事。 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。
東京管区気象台 (長野地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象警報等の発表及び伝達に関する事。 2 防災知識の普及に関する事。 3 災害防止のための統計調査に関する事。
信越総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における通信・放送の確保に関する事。 2 非常通信に関する事。 3 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関する事。 4 通信機器及び移動電源車の貸出に関する事。
長野労働局 (岡谷労働基準監督署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業場における産業災害の防止に関する事。 2 事業場における自主防災体制の確保に関する事。
関東地方整備局 (長野国道事務所岡谷維持修繕出張所) 中部地方整備局 (天竜川上流河川事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (3) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 2 応急・復旧 <ol style="list-style-type: none"> (1) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 (2) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (3) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (4) 所管施設の緊急点検の実施
諏訪地域振興局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における情報収集、伝達に関する事。 2 災害時におけるニーズ集約に関する事。

7 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本赤十字社 (長野県支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療、助産等救助、救護に関する事。 2 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関する事。 3 義援金の募集に関する事。
中日本高速道路(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 中央自動車道の防災に関する事。

(松本保全サービスセンター)	
日本通運(株) (諏訪支店)	1 災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関する事。
東日本電信電話(株) (長野支店)	1 公衆電気通信設備の保全に関する事。
株NTTドコモ (長野支店)	2 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関する事。
KDDI(株) (長野支店)	3 災害用伝言ダイヤル等の提供に関する事。
ソフトバンクモバイル(株)	
日本銀行 (松本支店)	1 金融機関の支払に対する現金の準備に関する事。 2 損傷通貨の引換えに関する事。
日本放送協会 (長野放送局)	1 天気予報及び気象警報・注意報その他災害情報等広報に関する事。
中部電力(株) (下諏訪営業所)	1 電力施設の保全、保安に関する事。 2 電力の供給に関する事。
東日本旅客鉄道(株) 長野支社(上諏訪駅)	1 鉄道施設の地震防災に関する事。 2 地震災害時における避難者の輸送に関する事。
日本郵便(株)諏訪郵便局	1 災害時における郵便業務の確保、郵便事業に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関する事。 2 災害時における窓口業務の確保に関する事。

8 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
諏訪瓦斯(株) (諏訪営業所)	1 ガス施設の保全、保安に関する事。 2 ガスの供給に関する事。
アルピコ交通(株) (諏訪支社)	1 災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関する事。
(公社)長野県トラック協会	1 災害時における貨物自動車による救助物資などの輸送の協力に関する事。
民間放送事業者 (信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送、エルシーブイ(株))	1 気象予報及び警報・注意報その他、災害情報等広報に関する事。
(一社)長野県LPガス協会(諏訪支部)	1 液化石油ガスの安全に関する事。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
信州諏訪農業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 5 農産物の需給調整に関すること。 6 応急生活物資の確保・供給に関すること。
諏訪森林組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 3 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
諏訪湖漁業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 3 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。
諏訪商工会議所	<ol style="list-style-type: none"> 1 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 被災事業者に対する融資、あっせんの協力に関すること。 3 災害時における物価安定の協力に関すること。 4 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
諏訪市医師会 諏訪市歯科医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
社会福祉法人 諏訪市社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災ボランティアに関すること。 2 災害派遣福祉チーム（DWA T）に関すること。
諏訪市薬剤師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
諏訪市消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集・伝達に関すること。 2 災害等に係る警戒防御活動に関すること。 3 避難誘導に関すること。 4 消防・水防活動に関すること。 5 被害者の救助・救出及び行方不明者の捜索に関すること。
諏訪市赤十字奉仕団	<ol style="list-style-type: none"> 1 市が行う災害応急対策の協力に関すること。 2 炊き出しその他食品の供給に関すること。
諏訪市衛生自治連合会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
諏訪市防火防犯組合連合会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の犯罪防止の協力に関すること。

タクシー協会諏訪地区会	1 災害時の情報収集、伝達に関する事。
諏訪市水道温泉事業協同組合	1 災害時の水道施設の応急措置及び復旧に関する事。
諏訪市下水道指定工事店協会	1 災害時の下水道施設の応急措置及び復旧に関する事。
諏訪市建設業協会	1 災害時の公共施設の応急対策業務の協力に関する事。
(社)長野県建築士会諏訪支部	1 災害時の公共施設の応急危険度判定の協力に関する事。
諏訪トラック協同組合	1 災害時における貨物自動車による救助物資などの輸送の協力に関する事。
サンリッツロード商工連合会	1 帰宅困難者の避難誘導及び一時避難所の開設に関する事。
社会福祉施設の管理者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 2 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関する事。
危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	1 安全管理の徹底に関する事。 2 防護施設の整備に関する事。

その他の公共団体、防災上重要な施設の管理者は、避難施設の整備及び避難経路等の確認を行い、防災活動については、積極的に市及び関係機関に協力すること。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧

第4節 諏訪市の概況

1 市域

諏訪市は、長野県のほぼ中央、標高759.3mの諏訪湖を中心とする諏訪盆地の東南部に位置する東西14.7km、南北19.5km、総面積109.91km²の区域で、南は上伊那郡、西は諏訪湖を隔てて岡谷市、東南は茅野市、西北は下諏訪町にそれぞれ接し、南北に長い市域を持っている。

2 地勢

本市の全面積のうち、集落の大部分は平地部に集中しており、人口集中地区を形成している。人口密度は1km²あたり439.5人（令和4年10月時点）であり、県下でも高い。

諏訪盆地は糸魚川－静岡構造線（フォッサマグナといわれる大裂線）と中央構造線が交差する地点であり、断層活動により生じた構造盆地である。

3 地質

糸魚川－静岡構造線の一部である諏訪構造帯の断層運動によって形成された諏訪盆地は、盆地中央に向かって階段状に陥没している。盆地に流れ込む上川、宮川などの河川の堆積作用によって沖・洪積層が形成されているが、盆地の中央部でもっとも深く堆積しており、上川河口では400m近くも堆積していることが測定されている。また、この沖・洪積層の間に三つの軽石層が見いだされている。

4 気候

本市は、年平均気温11.4℃で、雨量は年間1301.5mmと比較的少なく、大気は乾燥している。また、本市は、長野県のほぼ中央にあり、高い山に囲まれた盆地であるため、最高気温と最低気温の差が大きいなど内陸性気候となっている。

第2章 災害予防計画

第1節 風水災害に強いまちづくり

【全機関】

第1 基本方針

本市は、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い安全安心なまちづくりを行う。

第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の災害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等により災害に強い地域基盤を形成する。
- 2 総合的風水害対策の推進等による災害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等により災害に強い安全安心なまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 風水災害に強い地域基盤づくり

【市が実施する計画】

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。
- (2) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、代替路を確保するための道路ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (3) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努めるものとする。
- (4) 風水災害に強い安全安心なまちの形成を図るため、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。
- (5) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める
- (6) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

2 風水災害に強い安全安心なまちづくり

【市が実施する計画】

(1) 風水災害に強い安全安心なまちの形成

ア 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

- イ 土砂災害警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。
- ウ 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。また、土砂災害警戒区域内は、土砂災害を防止、軽減するための必要な措置をとる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- エ 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- オ 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図る。
- カ 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。
- キ 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。
- ク 次の事項を重点として総合的な災害対策を推進することにより、風水災害に強い安全安心なまちを形成する。
- (ア) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、必要に応じて移転等も促進し、都市的土地利用を誘導しないものとする等、災害に強い土地利用の推進
 - (イ) 河川について築堤、河床掘削等の河道の整備の推進
 - (ウ) 防災調節(整)池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制など地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
 - (エ) 浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害危険箇所等の公表による、安全な土地利用、災害時の避難体制の整備の促進
 - (オ) 土砂災害の恐れがある箇所における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進
 - (カ) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水

- 被害を解消するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び病院、老人保健施設等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
- (キ) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の推進
 - (ク) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、保安林の指定、地すべり対策工事の要請
 - (ケ) 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
 - (コ) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進
- (2) 風水害に対する建築物等の安全性
- ア 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な要配慮者利用施設等について、災害に対する安全性の確保に特に配慮する。
 - イ 住宅をはじめとする建築物の災害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
 - ウ 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。
 - エ 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
- (3) ライフライン施設等の機能の確保
- ア 上下水道、ガス、廃棄物処理施設等の災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
 - イ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。
- (4) 災害応急対策等への備え
- ア 第3章、第4章に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るとともに、防災対策本部組織の充実を図る。
 - イ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- (5) 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
- (6) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
- (7) 民間事業者に委託可能な災害対策に関わる業務（被災者情報の整理、支援物

資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力の活用に努めるものとする。

- (8) 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

【関係機関が実施する計画】

- (1) 風水災害に強い安全安心なまちの形成

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水災害に対する安全性の確保に特に配慮する。

- (2) ライフライン施設等の機能の確保

上下水道、電気、ガス、電話等の施設の災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

- (3) 災害応急対策等への備え

ア 第3章及び第4章に掲げる災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上及び防災対策組織の充実を図る。

イ 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

ウ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

エ 民間事業者に委託可能な災害対策に関わる業務（被災者情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力の活用に努めるものとする。

オ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

【建築物の所有者等が実施する計画】

- (1) 風水害に対する建築物等の安全性

強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

資料編

- ・ 水防警報指定河川
- ・ 水位周知指定河川
- ・ 重要水防区域
- ・ 水防上重要な水門、樋門
- ・ 水位観測所
- ・ 雨量観測所
- ・ ため池の状況
- ・ 急傾斜地崩壊危険箇所及び区域
- ・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
- ・ 地すべり危険箇所

第2節 災害発生直前対策

【危機管理室・施設管理者】

第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象情報、警報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象情報、警報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 住民の避難誘導體制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第3 計画の内容

【市が実施する計画】

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象情報、警報等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」別表「6 警報等伝達系統」により、円滑で速やかな情報の伝達ができるよう、体制の整備を図る。

2 避難誘導體制の整備

- (1) 災害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成する。
- (2) 土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

3 災害未然防止活動

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行う。

- (1) 所管施設の緊急点検体制の整備
- (2) 応急復旧のための体制の整備
- (3) 防災用資機材の備蓄
- (4) 水防活動体制の整備（水防管理者）
- (5) 水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用水施設管理者）
- (6) 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備

第3節 情報の収集・連絡体制計画

【危機管理室】

第1 基本方針

災害時においては各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

市、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測に努める。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 情報伝達手段の多様化を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集、連絡体制の整備

【市が実施する計画】

- (1) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施し、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。
- (2) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- (3) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市内におけるネットワークの整備について研究する。
- (4) 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。
- (5) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化について研究する。
- (6) 雨量情報、土砂災害警戒情報及び河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

【防災関係機関が実施する計画】

- (1) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。
- (2) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- (3) 県、市町村に情報連絡員を派遣するため体制の整備に努めるものとする。

2 情報の分析整理

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等災害関連情報の収集蓄積に努めるとともに、ホームページ、諏訪市行政チャンネル等の活用により、災害情報等の住民への周知に努める。

また、蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成、活用を図ること等により、災害発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資

するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。

3 通信手段の確保

【市が実施する計画】

- (1) 防災行政無線、諏訪市行政チャンネル、防災メール、諏訪市ホームページ等による地域住民への情報伝達を行う。また、職員の装置操作の訓練、講習等を行うとともに点検整備の実施により円滑な通信の確保を図る。

資料編 ・ 市防災行政無線施設一覧

- (2) 災害時には、「災害時における緊急放送に関する協定」に基づき、エルシーブイ(株)に対して放送要請を行う。
- (3) 災害時における緊急を要する場合の通信連絡を確保するため、あらかじめNTT東日本及びNTTドコモに対し、災害時優先電話の承諾を受けておく。また、災害時優先電話等を有効的に活用し、配備されている無線機の運用方法について習熟する。
- (4) タクシー協会諏訪地区会及び国土交通省関東地方整備局の協力体制を構築し、非常時の情報通信網のバックアップを図る。
- (5) 衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全モバイルシステム等複数の移動系の応急対策機器の整備を図る。
- (6) 東日本電信電話(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の危機については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

資料編 応援協定の締結状況

- ・ タクシー協会諏訪地区会との「災害時におけるタクシーによる協力に関する協定」
- ・ 国土交通省関東地方整備局との「災害時の情報交換に関する協定」
- ・ 諏訪市とエルシーブイ株式会社との災害緊急放送に関する相互協定

第4節 活動体制計画

【危機管理室】

第1 基本方針

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等、災害時における活動体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を促進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の参集・活動体制

【市が実施する計画】

- (1) 職員の非常参集及び活動体制並びに参集基準については、第3章第3節「非常参集職員の活動」に定めるとおりとするが、必要に応じて見直しを行う。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。
また、時間外においても迅速な対応ができる体制とする。
- (2) 災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアルを整備し、マニュアルに基づく訓練を実施する。

【防災関係機関が実施する計画】

- (1) 職員の非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じて見直しを行う。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。
- (2) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアルを整備し、マニュアルに基づく訓練を実施する。
- (3) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。

2 組織の整備

【市が実施する計画】

災害対策基本法第16条に基づき、諏訪市防災会議を設置し、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化、協力体制の構築を図る。

また、諏訪市防災会議は、市の地域特性及び災害特性に対応した諏訪市地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

【防災関係機関が実施する計画】

市の地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、市、県及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

3 防災中枢機能等の確保

- (1) 本部長（市長）が不在等でその職務が遂行できないときは、副本部長（副市長）がその職務を代行する。また副本部長も不在等でその業務を代行できないときは、企画部長が代理する。

ア 防災中枢機能を果たす施設に通信・発電、食料等の確保、情報整理用機材、ラジオ、照明器具等の設備の充実と災害に対する安全性の確保等を図る。また、上記施設が機能不全となった場合の中枢機能確保体制の構築を図る。

イ 長期間の停電や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

ウ 災害対策本部は、災害の状況に応じ、以下の場所に設置する。

(ア) 本庁舎302会議室に設置する。

(イ) 本庁舎が被災した場合、市役所別棟、消防署、文化センター（公民館）の順に検討し、応急対策に支障をきたさない公共施設を、本部長が指定する。

エ 現地災害対策本部は災害対策本部を設置した場合に、必要に応じて、被災現場に近い公共施設等に設置する。

4 複合災害への備え

【市が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害が懸念される場合は、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

5 業務継続性の確保

【市が実施する計画】

- (1) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。
- (2) 実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しや、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

第5節 広域相互応援計画

【危機管理室・消防本部】

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、本市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、他市町村、消防機関及び関係公共機関等との応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

また、他市町村からの要請に備えての協力体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 市は、防災関係機関相互の連携体制の整備を図る。
- 2 市は、他市町村との相互応援体制の確立を図る。
- 3 市は、公共機関及び他事業者等による相互応援協定の締結を促進する。
- 4 市は、関係機関との相互応援協定の締結を行うとともに、連携強化体制に努める。
- 5 県と市が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 防災関係機関相互の連携体制の整備

- (1) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整える。
- (2) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑な応援を受けられるような体制の構築について検討する。

2 県内全市町村間の相互応援協定

【市が実施する計画】

- (1) 長野縣市町村災害時相互応援協定に基づき、県市長会及び県町村会等と連携し、円滑な相互応援活動に対応できるよう体制整備を行う。
- (2) 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定に基づき、諏訪地域広域市町村と連携し円滑な相互応援活動に対応できるよう体制整備を行う。
- (3) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資などの確保並びに活動方法等応援体制をあらかじめ定めるよう努める。
- (4) 各市町村と協力し、備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的の実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

資料編 ・ 長野縣市町村災害時相互応援協定 ・ 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定

3 県内全消防本部間の消防相互応援体制

【諏訪広域消防本部が実施する計画】

- (1) 長野県消防相互応援協定に基づく応援が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。

- (2) 消防力の把握及び合同訓練等を定期的を実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施などが図れるよう、平常時から連携強化を図る。

資料編 ・ 長野県消防相互応援協定

4 他市町村との応援協定

【市が実施する計画】

平常時から交流を深め、連携を強化し、共同で訓練等を行うなど、円滑な応急・復旧活動を行う体制の整備に努める。

資料編 ・ 義士親善友好都市26区市町との「災害応急対策活動の相互応援に関する協定」

- ・ 甲州街道サミット参加12市との「大規模災害発生時等における相互応援に関する協定」
- ・ 大阪府富田林市との「災害時相互応援協定」
- ・ 東京都台東区との「諏訪市及び台東区との災害時相互応援協定」
- ・ 神奈川県秦野市、静岡県伊東市、長崎県壱岐市との「災害時における相互応援に関する協定」
- ・ 静岡県富士宮市との「災害時相互応援協定」
- ・ 東京都日野市との「災害時相互応援協定」
- ・ 宮城県石巻市との「諏訪市・石巻市災害時相互応援協定」
- ・ 国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所との「大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定」

5 公共機関及びその他事業者との応援協定

【市が実施する計画】

平常時から交流を深め、連携を強化し、共同で訓練等を行うなど、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備するとともに、他公共機関及びその他事業者との応援協定の締結に努める。

- 資料編
- ・ 諏訪湖農業協同組合との「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」
 - ・ 生活協同組合コープながのとの「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」
 - ・ (株)エス・エス・ブイとの「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」
 - ・ (株)アップルランドとの「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」
 - ・ 北陸コカ・コーラボトリング(株)との「災害時における救援物資提供に関する協定」
 - ・ 長野LP協会諏訪支部との「災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書」
 - ・ 中部電気保安協会との「災害時における電気の保安に関する協定」
 - ・ 長野県連合青果(株)との「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」
 - ・ 三印(株)との「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」
 - ・ (株)大永との災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」
 - ・ (株)カインズとの「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」
 - ・ 長野県石油商業組合諏訪支部との「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」
 - ・ 興亜化成(株)、HARIO(株)との「災害時における応急生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定」
 - ・ NPO法人コメリ災害対策センターとの「災害時における物資供給に関する協定」
 - ・ (株)綿半ホームエイドとの「災害時における物資供給に関する協定」
 - ・ 諏訪市建設業協会との「災害時における応急措置に関する協定」
 - ・ 諏訪市下水道指定工事店協会との「災害時における下水道施設の応急措置に関する協定」
 - ・ 諏訪市水道温泉事業協同組合との「災害時における水道温泉施設の応急措置に関する協定」
 - ・ 諏訪市サンリッツロード商工連合会との「災害時における応急措置に関する協定」
 - ・ 諏訪生コン協同組合との「災害時における応援協力に関する協定」
 - ・ 諏訪建設労働組合との「災害時における応急対策業務に関する協定」
 - ・ 中部電力(株)電力ネットワークカンパニーとの「災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定」
 - ・ (一社)日本建設機械レンタル協会長野支部との「災害時における資機材レンタルの協力に関する協定」
 - ・ (一社)全国霊柩自動車協会、公益社団法人長野県トラック協会霊柩部会との「災害時等発生時における遺体搬送に関する協定」
 - ・ NPO法人救助犬訓練士協会との「災害時における災害救助犬出動に関する協定」
 - ・ 諏訪トラック協同組合との「災害時における緊急・救援輸送に関する協定」

- ・ タクシー協会諏訪地区会との「災害時におけるタクシーによる協力に関する協定」
- ・ 諏訪広域ドローン協力会との「災害時における無人航空機による協力に関する協定」
- ・ 有限会社早川実業との「災害時における倒木の除去等に関する協定」
- ・ ヤフー株式会社との「災害に係る情報発信等に関する協定」
- ・ 第一精密工業協同組合との「災害時における協力に関する協定」
- ・ ゼンリン株式会社との「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」
- ・ 長野県弁護士会との「災害時における相談業務に関する協定」
- ・ エルシーブイ(株)との「諏訪市とエルシーブイ(株)との災害緊急放送に関する相互協定」
- ・ (社)長野県建築士会諏訪支部との「災害時における応急危険度判定の協力に関する協定」
- ・ 東日本旅客鉄道(株)長野支社との「大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定」
- ・ 諏訪郵便局との「災害時における諏訪市及び諏訪市内郵便局の協力に関する協定」
- ・ 諏訪赤十字病院との「災害用備蓄医薬品の保管に関する覚書」
- ・ ルートインジャパン(株)との「災害時における協力に関する協定」及び「災害時におけるサンリッツロード商店街の利用者、観光客及び就労者等の帰宅困難者に対する建築物の一部使用に関する覚書」
- ・ 諏訪湖温泉旅館組合との「災害時における協力に関する協定」
- ・ 信州諏訪農業協同組合との「災害時における協力に関する協定」
- ・ 信州野沢菜センターとの「災害時における協力に関する協定」
- ・ (株)おぎのやドライブインとの「災害時における協力に関する協定」
- ・ 湖泉荘との「災害時における協力に関する協定」
- ・ (株)SHRロードサイドインとの「災害時における協力に関する協定」
- ・ 長野県諏訪清陵高等学校との「災害時における避難所等としての施設利用に関する協定」
- ・ 長野県諏訪二葉高等学校との「災害時における避難所等としての施設利用に関する協定」
- ・ 長野県諏訪実業高等学校との「災害時における避難所等としての施設利用に関する協定」
- ・ 長野県福祉大学校との「災害時における避難所等としての施設利用に関する協定」

※以後締結した協定については資料編にのみ記載

6 県と市が一体となった他都道府県被災地への応援体制の整備

「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連帯を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。

7 広域防災拠点の確保

【市が実施する計画】

- (1) 県、市、周辺市町村及び関係機関が連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域ごとの拠点を選定する。
- (2) 選定された拠点ごとに、関係機関で面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し情報の共有化を図る。
- (3) 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストをもとにあらかじめ状況を把握する。
- (4) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点の確保及び防災拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

第6節 救助・救急・医療計画

【危機管理室・消防本部・健康推進課】

【医療機関】

第1 基本方針

救助、救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。

また、災害時の医療活動については、地元医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関と連携を図れるよう、平常時から体制を整備する。

また、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関とともに正確に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 災害時等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等備蓄調達体制について整備を図る。
- 3 地元医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関と連携した災害医療体制の整備を図る。
- 4 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関との情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

【諏訪広域消防本部が実施する計画】

大規模・特殊災害に対応できるような技術・資機材を有する救助隊の整備、救急救命士の計画的配置の推進に努める。

【市が実施する計画】

市役所庁舎や自主防災組織の活動拠点等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団・自主防災組織を中心とする住民の協力を得て、災害発生当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時からこれらを使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

2 医療用資機材等の備蓄

【市が実施する計画】

医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達についてあらかじめ計画を策定し、諏訪赤十字病院及び8箇所の広域避難所に備蓄された医薬品については、定期的な在庫確認を行う。なお、備蓄する医療用資機材、医薬品等については、諏訪市医師会、諏訪赤十字病院と協力し災害時に対応できる適正備蓄量であるか随時検討し必要に応じて充足を図る。

また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図るものとする。

【関係機関が実施する計画】

諏訪市医師会等の関係各機関は、機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。

また迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行う。

3 災害医療支援体制の整備**【市が実施する計画】**

(1) 災害時の医療救護に対応するため、諏訪市医師会、諏訪市歯科医師会、諏訪市薬剤師会等との協定に基づき、医療救護班の編成等、医療救護体制を整備する。

(2) 災害時、速やかに救護所の設置が図られるよう、現地や避難場所等への救護所設置に備え、必要な資機材の備蓄、調達方法の確保等、救護所設置体制を整備する。

また、災害時の傷病者の収容医療機関について、あらかじめ候補となる医療機関の把握に努める。

【関係機関が実施する計画】

地域災害医療センター及び基幹災害医療センターに指定される諏訪赤十字病院を中心とした地域的な災害時医療体制により、初期医療では困難な重傷者等の高度医療に対応する。

日本赤十字社長野県支部、諏訪市医師会、諏訪市歯科医師会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行う。

4 消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備**【諏訪広域消防本部が実施する計画】**

(1) 風水害等災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

ア 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む。）等

イ 最先到着隊による措置

ウ 現地指揮本部の設置基準、編成、任務等

エ 応急救護所の設置基準、編成、任務等

オ 各活動隊の編成、任務等

カ 消防団の活動要領

キ 通信体制

ク 関係機関との連携

ケ 報告及び広報

コ 訓練計画

サ その他必要と認められる事項

(2) 消防機関・医療機関相互の情報交換が迅速・円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法につい

ても、事前に定めておく。

- (3) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。
- (4) 諏訪広域消防本部は、関係機関の協力を得て、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

【関係機関が実施する計画】

- (1) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図る。
- (2) 諏訪市医師会、諏訪市歯科医師会、諏訪市薬剤師会は他の医師会との応援体制の整備を図る。
- (3) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

<p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none">・ 諏訪市医師会との「災害時の医療救護活動に関する協定」・ 諏訪市薬剤師会との「災害時の医療救護活動に関する協定」・ 諏訪市歯科医師会との「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」・ ハトヤマメディカルサポート(株)との「災害用応急衛生資機材の保管等に関する協定」・ 防災関係機関及び連絡先一覧・ 諏訪市備蓄医薬品一覧（日赤及び小中学校8広域避難所）
--

第7節 消防・水防活動計画

【消防本部・危機管理室・建設課・施設課】

【住民】

第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項において、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項についてあらかじめ計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

【市、諏訪広域消防本部が実施する計画】

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

(1) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・整備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図る。

(2) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(3) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(4) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

災害初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害等発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(5) 火災予防

ア 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

イ 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する学校、病院、工場等の防火対象物の管理権限者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

ウ 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

(ア) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(イ) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(ウ) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(6) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防衛地域、延焼防止線の設定等、火災防衛計画等を定める。

(7) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

【住民が実施する計画】

- (1) 住民は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、更に、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。
- (2) 自主防災組織は、消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

2 水防計画**【河川管理者、施設管理者、消防団が実施する計画】**

- (1) 危険個所の巡視、点検、対策工事等は、河川管理者、施設管理者が実施する。
- (2) 災害が発生し又は発生する恐れがある場合の水防活動は、消防団と連携し行う。

【市が実施する計画】

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

- (1) 消防団の確立・整備
- (2) 水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項
 - ア 重要水防区域周辺の洪水時等に使用できる資材の確認
 - イ 緊急時に使用できる資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (3) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (4) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- (5) 河川ごとの水防工法の検討
- (6) 居住者への立退の指示体制の整備
- (7) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (8) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- (9) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等の避難計画の作成
- (10) 地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- (11) 地域防災計画において、浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸

水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。

- (12) (10)～(11)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制整備なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。
- (13) 水防機関の整備
- (14) 水防計画の策定
- (15) 水防協議会の設置
- (16) 水防訓練の実施（年1回以上）
 - ア 水防技能の習熟
 - イ 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
 - ウ 災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練
- (17) 水防計画の策定に当っては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理者の連携を強化するよう努めるものとする。
- (18) 要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告

【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

- (1) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画
 - ア 諏訪市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。
 - イ 諏訪市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。
- (2) 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画
 - ア 諏訪市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。
 - イ 諏訪市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

第8節 要配慮者支援計画

【社会福祉課・高齢者福祉課・危機管理室】

【医療機関、社会福祉施設、事業者、住民】

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化や女性の社会進出などによる家庭や地域の援護機能の低下等に伴い、災害時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。

このため、市、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための対策の一層の充実を図る。

また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難指導等について重点的に対策を講じる必要がある。

なお、外国籍住民、観光客等は、言葉の障害による避難行動要支援者として、これらの人を災害から守るための対策を十分考慮する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。
- 2 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 社会福祉施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 4 医療機関の防災設備、組織体制、緊急連絡体制の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 5 外国籍住民や外国人旅行者等の観光客が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難場所や避難経路標識等の簡素化、多言語化など防災環境づくりに努める。
- 6 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 要配慮者支援計画の作成

【市が実施する計画】

(1) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成

市は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるものとする。また、諏訪市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づ

き、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

市が、諏訪市地域防災計画に定める事項は以下を必修とする。

- ア 避難支援者等関係者となる者
- イ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲
- ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- エ 名簿の更新に関する事項
- オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる事項
- カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- キ 避難支援等関係者の安全確保

(2) 避難行動要支援者支援の把握と名簿の作成

市は、諏訪市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

(3) 個別避難計画作成の努力義務

市は、諏訪市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。

(4) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、避難支援等に携わる関係者として諏訪市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(5) 要配慮者支援計画の作成

市は、地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時

住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努めるものとする。

(6) 避難行動要支援者の移送計画

市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(7) 個別避難計画の事前提供

市は、避難支援等に携わる関係者として諏訪市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(8) 避難行動要支援者への配慮

市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(9) 地区防災計画との調整

市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

2 在宅者対策

【市、関係機関が実施する計画】

(1) 避難所の整備

災害時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや多目的トイレの設置、避難経路標識等の簡素化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(2) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様にあわせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(3) 緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

(4) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努

める。

(5) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

市は必要に応じて、災害発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、名簿の適切な保守管理を行い、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。

(6) 支援協力体制の整備

市は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受け入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 要配慮者利用施設対策

【市、関係機関が実施する計画】

市は、要配慮者利用施設等に対し、以下の(1)～(4)に関する必要な指導を行う。

(1) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅ろう化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医療品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。

社会福祉施設においては、市及び県の指導の下に、これらの整備等を図る。

(2) 組織体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

要配慮者利用施設等においては、市及び県の指導の下に、これらの確立を図る。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や、防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、これらの充実強化を図る。

(4) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備えて、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、スト

レッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができるよう体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、これらの整備等を図る。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧

4 入院患者等対策

【市が実施する計画】

- (1) 医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における患者等の安全の確保が円滑に行われるよう要請する。
- (2) 医療施設の損壊等により、患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう要請する。

【関係機関が実施する計画】

- (1) 市医師会等は県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導する。
- (2) 医療施設の損壊等により、患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ関係機関等と調整する。

【医療機関が実施する計画】

- (1) 災害時の患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成、緊急時の連絡体制や避難誘導體制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図る。
- (2) 市、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

5 外国籍住民、外国人旅行者等、観光客対策

【市が実施する計画】

- (1) 外国籍住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(2) 避難場所及び避難経路の周知

外国籍住民や外国人旅行者や観光客に対する避難場所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民に対する防災知識の普及を図る。

(4) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(5) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

また、観光関連事業者（旅館等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

(6) 外国籍住民の状況把握及び支援体制の整備

市内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導體制等の整備を図る。

【関係機関が実施する計画】

(1) 多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、避難場所や避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国人や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図る。

(2) 医療機関においては、外国籍住民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図る。

6 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

【市、要配慮者利用施設が実施する計画】

(1) 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

(2) 警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

(3) 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

第9節 緊急輸送計画

【危機管理室・建設課・都市計画課・総務課】

第1 基本方針

大規模な災害が発生したときは、緊急救助活動、消防活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第2 主な取組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点などを事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、災害時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

1 緊急交通路確保計画

【市が実施する計画】

幹線道路として国道20号線、国道20号諏訪バイパス、県道諏訪・辰野線、県道岡谷・茅野線、県道諏訪湖・四賀線、県道神宮寺・諏訪線、県道諏訪・茅野線があり、また中央自動車道（高速道路）がある。しかし、これ以外の道路は狭溢で屈曲区間や橋梁が多い等、緊急輸送路として確保することが困難な状態であるため、諏訪警察署と協議し、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定する。

この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

【市が実施する計画】

ヘリポート等を資料編に掲げる場所に設定する。なお、これらの施設は、全て避難所に指定されているため、エリアの区分けをしておく。

資料編 ・ 拠点ヘリポート
・ 物資輸送拠点

3 輸送体制の整備計画

【市が実施する計画】

大規模な災害が発生した場合に、物資輸送拠点までの幹線輸送と輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑にするため、管内の輸送事業者と連絡を密にし、災害時の協力体制を整備する。

4 緊急通行車両等の事前確認事務

【市が実施する計画】

災害時の緊急通行車両等の円滑な通行の確保のため、市で保有する車両につい

て、事前に公安委員会に災害時における緊急通行車両等の届出を行い、確認事務を済ませておく。

資料編 ・ 市有車両一覧

第10節 障害物の処理計画

【建設課・都市計画課】

【関係機関】

第1 基本方針

災害直後の道路は法面の崩壊、河川の決壊、建築物の倒壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木に加えて放置車両や立ち往生車両を含む障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日ごろ、不断の点検を実施するなど、障害物となり得る工作物の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 主な取組み

- 1 応急対策に必要な専門技術者を確保する体制を整備する。
- 2 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

【市が実施する計画】

- (1) 建設業協会と協議し、体制を整備する。また、切断された高圧電線等専門の処理を要する場合もあることから、中部電力(株)等と事前に打合せ体制整備を図る。
- (2) 緊急輸送路とされている道路について、障害物除去対策の体制整備を図る。
- (3) 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。

【関係機関が実施する計画】

- (1) 道路上の障害物の処理等を行うに必要な資機材の備蓄計画を策定し、必要な資機材の備蓄を図るとともに、迅速に資機材の調達及び供給ができるよう民間保有の主要な災害復旧用資機材及び応急用主要機械等を地域別に把握する。また、資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定を締結しておく。
- (2) 部内規定の定めるところにより、巡回の強化を図る。

第11節 避難収容活動計画

【危機管理室・教育総務課・社会福祉課・観光課】

【関係機関、住民】

第1 基本方針

災害発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、河川のはん濫、洪水、崖崩れや火災の延焼などにより大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合には、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保等を図る。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 安全な避難場所を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。
- 3 住宅の確保等を迅速に行うための体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定

【市が実施する計画】

(1) 高齢者等避難情報伝達体制の整備

災害対策基本法に定める避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と連携しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「高齢者等避難情報」を活用するため、伝達体制の整備を図る。

(2) 避難指示及び高齢者等避難の類型

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	要配慮者、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（要配慮者は支援行動を開始） ・ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始

<p>緊急安全 確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難指示の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その余裕がない場合は生命を守る最低限の行動
--------------------	--	---

(3) 避難指示及び高齢者等避難の基準等の策定

避難指示及び高齢者等避難について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努める。

なお、基準の設定に当たっては、定量的データの設定に努める。

また、市長不在時における避難指示等の発令について、その判断に遅れを生じることがないように職務代理者を定める。

(4) 要配慮者の避難誘導體制の整備

危機管理室と健康福祉部との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生児童福祉委員、介護保険制度関係者、在宅介護支援センター、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有及び避難支援計画の策定等、要配慮者の避難誘導體制の整備に努める。

(5) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成し、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

- ア 高齢者等避難の発表、避難指示を行う基準及び伝達方法
- イ 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- ウ 避難場所への経路及び誘導方法
- エ 避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (ア) 給食措置
 - (イ) 給水措置
 - (ウ) 毛布、寝具等の支給
 - (エ) 衣料、日用品の支給
 - (オ) 負傷者に対する救急救護
- オ 避難場所の管理に関する事項

- (ア) 避難収容中の秩序保持
- (イ) 避難住民に対する災害情報の伝達
- (ウ) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (エ) 避難住民に対する各種相談業務
- (オ) 飼育動物の取扱い方法

カ 広域避難地等の整備に関する事項

- (ア) 収容施設
- (イ) 給水施設
- (ウ) 情報伝達施設

キ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

平常時における広報	災害時における広報
<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙、諏訪市行政チャンネル、諏訪市ホームページ、パンフレット等の発行 ○住民に対する出前講座の実施 ○防災訓練等 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線、防災メール、諏訪市行政チャンネル、諏訪市ホームページ、広報車による広報 ○避難誘導員による現地広報 ○自主防災組織を通じた広報

(6) 要配慮者対策

要配慮者の所在、援護の要否等の把握に努め、要配慮者を安全かつ適切に避難誘導し、安否確認を行うために、次の事項に留意したきめ細かな避難支援計画を策定する。

- ① 在宅の要配慮者の安全を確保するため、緊急通報装置や自動消火器、警報装置、避難誘導に際し安全を確保するための発電、照明器具等の整備
- ② 所在、援護の要否等の状況把握
- ③ 配慮すべき個々の態様
- ④ 災害発生時の安否の確認
- ⑤ 避難誘導方法及び要配慮者の支援者の行動計画
- ⑥ 情報提供手段
- ⑦ 配慮すべき救護・救援対策
- ⑧ 地域の支え合いによる支援協力体制

保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童福祉委員、自主防災組織、ボランティア団体等との連携の下に、災害発生時の安否の確認、避難誘導、情報提供、救護・救援対策等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。特に、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域に近接する要配慮者利用施設については、昼間・夜間の連絡先を確認するとともに、これらの施設や自主防災組織等と連携をとって災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図る。

(7) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導、保護するため具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

【関係機関が実施する計画】

- (1) それぞれの施設管理者は、避難計画を市の指導に基づき作成し、避難の万全を期する。
- (2) 市の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。
- (3) 要配慮者利用施設の管理者は、市の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努めるものとする。

特に要配慮者利用施設の管理者にあつては、避難誘導に係る訓練の実施等により、市、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図る。

【住民が実施する計画】

- (1) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家庭内の役割分担を決めておく。
 - ア 家の中でどこが一番安全か
 - イ 救急医薬品や火気などの点検
 - ウ 幼児や高齢者等の避難は誰が責任を持つか
 - エ 避難場所、避難路はどこにあるか
 - オ 避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持出し袋はどこに置くか
 - カ 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所をどこにするか
 - キ 昼の場合、夜の場合の家族の分担
- (2) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身に付ける。
- (3) 避難場所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておく。

【企業等において実施する計画】

帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所等の確保

【市が実施する計画】

- (1) 避難場所は資料編に掲げるとおりとする。
- (2) 次に掲げる事項に留意の上、避難場所、避難路の指定を行う。
 - ア 安全を主眼に、誰でも分かりやすく、広く、なるべく近隣の場所（路）を選び、このような適地が不足する場合には、その新設を考慮すること。

- イ 避難場所（避難路）の安全性に特に配慮すること。
 - ウ 定められた避難場所（避難路）が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替避難場所（避難路）をあらかじめ定めておくこと。
 - エ 上記をもとに、避難場所の適正配置について十分留意すること。
- (3) 学校を避難場所として指定する場合は、あらかじめ使用場所についての優先順位等の必要な事項を学校長と協議しておく。
 - (4) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と避難場所の相互提供等について協議しておく。
 - (5) 避難場所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
 なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。
 - (6) 避難場所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。
 - (7) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
 - (8) 指定された避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、簡易ベッド、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
 - (9) 誘導看板の設置等により避難場所（避難路）の住民への周知徹底に努める。
 - (10) 要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するため、要配慮者の個々の態様に配慮した避難場所及び避難経路の確保並びに避難誘導體制の確立を図り、住民に周知徹底するとともに、災害発生時に避難施設となる公共施設について、災害時の安全性の向上、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備、必要な物資等の備蓄に努める。
 - (11) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における要配慮者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。
 - (12) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が避難場所としての条件を満たすよう協力を求めていく。特に公共用地については、積極的に広域避難場所として整備を図る。
 - (13) 長野県避難所運営マニュアル策定指針（令和4年3月改訂）等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
 - (14) 避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信施設の整備に努めるものとする。

- (15) 他の市町村からの受け入れることができる施設等をあらかじめ決めておくよう努めるものとする。

【関係機関が実施する計画】

- (1) 管理施設についての避難場所の指定に協力する。
- (2) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難場所及び避難経路の確保並びに避難誘導體制の確立を図り、職員及び施設利用者に徹底するとともに、近隣の施設等との緊密な連携の下に、要配慮者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

資料編 ・ 広域避難所 ・ 一次避難所

3 住宅の確保体制の整備

【市が実施する計画】

- (1) 災害救助法が適用されない場合における応急仮設住宅の供給体制について整備する。
- (2) 応急仮設住宅の建設予定用地はあらかじめ定めることとし、更に建設する場合は、避難場所との整合を図りながら確保する。
- (3) 利用可能な公営住宅の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (4) 必要に応じ賃貸住宅の借上げを検討する。
- (5) 利用可能な賃貸物件の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (6) 周辺市町村が被災したときのため、利用可能な公営住宅の把握に努め、被災市町村に情報提供する。
- (7) 災害救助法が適用された場合における入居者の決定等住宅供給体制等について、県と相互に連携を図る。

4 学校等における避難計画

【市が実施する計画】

学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件を考慮し学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策を立てておく。

(1) 防災計画

ア 学校長等は、災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成に当たっては、市、諏訪警察署、諏訪広域消防本部及びその他の関係機関と十分協議する。

イ 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに市教育委員会（以下「市教委」という。）に報告するとともに職員、児童生徒等及び保護

者に周知徹底を図る。

ウ 防災計画には、おおむね次の事項を定めておく。

- (ア) 災害対策に係る防災組織の編成
- (イ) 災害に関する情報の収集と児童生徒等、学校等、職員及び保護者への伝達の方法
- (ウ) 県教育委員会、市教育委員会、市、諏訪警察署、諏訪広域消防本部及びその他関係機関への連絡方法
- (エ) 夜間、休日等における緊急時の職員等の連絡及び招集方法
- (オ) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- (カ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- (キ) 児童生徒等の保護者への引渡し方法
- (ク) 児童生徒等が登下校の途中で災害にあった場合の避難方法
- (ケ) 児童生徒等の救護方法
- (コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (サ) 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物、危険動物の点検方法
- (シ) 避難所の開設への協力（施設、設備の開放等）
- (ス) 防災訓練の回数、時期、方法
- (セ) 職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (ソ) 災害時における応急教育に関する事項
- (タ) その他学校長等が必要とする事項

(2) 施設、設備の点検管理

学校等における施設設備の点検管理は次の事項に留意し、適切に行う。

- ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が災害の作用によりどのような破損になりやすいかに留意して点検する。
- イ 定期的に非常階段、防火扉等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適切か、転倒、落下等の防災の措置がされているかについて点検する。

(3) 防火管理

災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- ア 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- イ 定期点検は、消火器具、屋内防火扉設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(4) 避難誘導

- ア 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては以下の事項に留意する。

- (ア) 児童生徒等の行動基準並びに学校等や教師、保育士の対処、行動を明確にする。
- (イ) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。

- (ウ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
- (エ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

第12節 孤立防止対策

【危機管理室・建設課・農林課・社会福祉課・高齢者福祉課】

【事業所、住民】

第1 基本方針

本市は、大規模災害が発生した場合、交通手段の寸断等により孤立地域の発生が考えられることから、その対策が重要である。

第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との情報が途絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、林道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき災害時要援護者について、平素から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の整備を推進する。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

【市が実施する計画】

- (1) 災害時の通信設備維持更新に努めるものとする。その際、停電でも通信が確保できるシステムとする。
- (2) 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保を図る。
- (3) 東日本電信電話(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

2 道路網の災害予防対策

【市が実施する計画】

- (1) 市道の災害予防対策を推進する。
- (2) 住民に対しては、道路に面した工作物、立木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう、広報紙等で配慮を促す。

【住民が実施する計画】

住民は、平素から道路に面した工作物、立木等について、点検するとともに、補強等必要な措置をとり、災害時に道路封鎖を防ぐように努める。

3 孤立予想地域の実態把握

【市が実施する計画】

- (1) 中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておく。
- (2) 平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。

【住民が実施する計画】

各地域の住民及び自主防災組織においては、地区内の災害時要援護者について平素から把握するよう努める。

4 自主防災組織の育成**【市が実施する計画】**

- (1) 自主防災組織の育成を推進する。
- (2) 地域の自主防災組織の防災体制を確立するため、災害発生時の活動要領（自主防災組織防災活動マニュアル）の作成を指導する。
- (3) 自主防災組織防災資機材整備事業補助金等活用し、活動用資機材の整備充実を行う。

【住民、事業所が実施する計画】

- (1) 災害時には、地域住民及び事業所が行政の対応にあわせて、それぞれの責務を果たし、相互の協力のもとに一体となって災害対策活動に取り組むことが被害の軽減防止につながる。このため、地域住民は、「自分たちの町は自分たちで守ろう」という連帯意識に基づいて自主防災組織を結成する。
- (2) 事業所は地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備することが必要である。
- (3) 孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努める。

5 避難所の確保**【市が実施する計画】**

孤立が予想される地域ごとに1箇所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、災害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する。

6 備蓄**【市が実施する計画】**

市は、食料品等の分散配置に配慮する。

【住民、事業所が実施する計画】

- (1) 孤立が予想される地域の住民は、平素から備蓄について配慮する。
- (2) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行う。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

【危機管理室】

【住民、事業所】

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の調達・供給は重要であり、特に援助物資が届くまでの発生直後は、輸送手段が限られ、食料確保のためには、食料の備蓄が重要である。

このため、備蓄体制の整備を推進する。

第2 主な取組み

- 1 食料の供給について、備蓄体制の強化を図る。
- 2 関係業者と協定を締結し、調達体制の整備を行う。
- 3 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

【市が実施する計画】

- (1) 平成25、26年度に実施した長野県地震対策基礎調査の結果とその後の社会情勢等を考慮し、人口の5%の2食分程度を目安として、乾パン、缶詰、レトルト食品、カップ麺等の調理を要しない、又は調理が容易な食品を中心に非常用食料の備蓄を行い、必要に応じて更新する。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、諏訪市地域防災計画で定める。

なお、備蓄品目を決める際には、保存期間についても検討する。

- (2) 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を図る。
- (3) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。
- (4) 県と市町村の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。
- (5) 食料品等の調達体制の整備に努める。
- (6) 住民、企業等に対して、食料備蓄の重要性についての啓発を、防災訓練等の機会を通じて行う。

【住民、事業所が実施する計画】

- (1) 住民においては、「自らの安全は自らが守る」という防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要のもの）を非常持出しができる状態で備蓄するように努めるものとする。また、高齢者用、乳児用の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。
- (2) 企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

2 食料品等の供給計画

【市が実施する計画】

- (1) 備蓄食料及び協定調達食料を避難住民に供給するための体制を整備する。
- (2) 食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、または調理が容易な食品の備蓄に配慮するものとするほか、炊飯器具（なべ、釜、ヤカン）、食器類（茶碗、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努める。
- (3) 学校及び保育園の給食室の活用について検討する。

第14節 給水計画

【施設課】

第1 基本方針

飲料水の備蓄は、配水池等の既存水道施設の耐震化の推進により、水道貯留水確保に努めるほか、プール等予備的水源の活用体制を整備し、非常時の飲料水の確保に備えるとともに、給水車・給水タンク等の確保により、飲料水の供給に備える。

また、被災していない地区や他の市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水により飲料水の確保を図る。

第2 主な取組み

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及び浄水器の整備促進等、安全性の確保又は飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 2 給水車、給水タンク等の整備促進を図り、飲料水の供給体制を図る。
- 3 諏訪市水道温泉事業協同組合及び北陸コカ・コーラボトリング(株)と締結している協定の内容を確認し、円滑な供給が行えるよう供給体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 飲料水の備蓄・調達体制の整備

【市が実施する計画】

- (1) 配水池の容量の増強、緊急遮断弁の設置、自家発電の整備など、施設の災害に対する安全性の確保等整備を促進する。
- (2) 市内の井戸の利用状況及び水質の状況を把握する。
- (3) 住民が実施する事項への支援を行う。
- (4) 県が実施する事項に協力する。
- (5) 貯水槽、プール等の管理者は、特別の事情のある場合を除き、災害の発生に備えて常に貯水槽、プール等に貯水しておくように努める。

【住民が実施する計画】

- (1) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。
- (2) ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- (3) 自家用井戸等について、水質検査を行う等その維持、確保に努める。

2 飲料水等の供給計画

市は、給水タンク3基及び緊急時用浄水装置2基を整備しており、緊急時にはこれらにより供給を行う。市独自での供給が困難な場合は、災害時相互応援により他市町村の支援を要請する。

- (1) 給水車の整備及び民間の給水車(タンク)の応援体制の整備
- (2) 給水タンク、ポリタンク、ポリ袋などの整備
- (3) 風水害による被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行い運行計画の確定、給水体制の確立
- (4) 諏訪市水道温泉事業協同組合と連絡を密にし発災時の応急措置等の体制を確立する。

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

【危機管理室】

【関係機関、住民】

第1 基本方針

災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生じる。

このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

1 災害時の主な生活必需品

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 衣類（上着、下着、靴下、作業着、防寒着等）
- (3) 炊事用具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
- (4) 身の回り品（傘、履物、タオル、生理用品、紙おむつ、災害用トイレ等）
- (5) 食器等（はし、茶わん、ほ乳ビン等）
- (6) 日用品（石鹸、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等）
- (7) 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

2 必要量

人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

第2 主な取組み

備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

第3 計画の内容

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

【市が実施する計画】

- (1) 生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。
- (2) 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。
- (3) 災害時の避難所等におけるトイレの確保は心身への影響を軽減する上で重要なことから、災害用仮設トイレ等の備蓄に努めるとともに、配置計画についても検討する。

【住民が実施する計画】

住民は、災害に備えて、第1「1 災害時の主な生活必需品」に掲げた生活必需品の他、最低でも3日分、可能な限り1週間分の食料、水、携帯ラジオなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持出し袋等の準備を行う。

【関係機関が実施する計画】

関係機関にあっては、必要な生活必需品の備蓄を図るものとする。

2 生活必需品の供給体制の整備

【市が実施する計画】

- (1) 輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整する。
- (2) 輸送手段、集積場所、輸送された物品の受領、仕分け、配送等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するように努める。

第16節 危険物施設等災害予防計画

【商工課・観光課・消防本部】

第1 基本方針

災害により、危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

危険物施設等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第3 計画の内容

【市が実施する計画】

1 危険物施設災害予防計画

(1) 危険物施設の現況把握

諏訪広域消防本部の協力を得て、危険物施設等の所在地、施設規模、形態、危険物種類、取扱数量等の状況について把握に努める。

(2) 規制及び指導の強化

ア 諏訪広域消防本部は、危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 諏訪広域消防本部は、既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 諏訪広域消防本部は、立入り検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

(ア) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

(イ) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

(3) 自主防災組織の整備促進

諏訪広域消防本部は、緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

(4) 科学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

諏訪広域消防本部は、多様化する危険物に対応する科学消防力の整備を図る。また、危険物施設の管理者に対し、災害発生時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

(5) 相互応援体制の整備

諏訪広域消防本部は、近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

(6) 県警察との連携

諏訪広域消防本部は、危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、県警察に対してその旨連絡し、連携を図る。

2 放射性物質使用施設、火薬類施設等災害予防計画

放射性物質使用施設、火薬類施設における災害の発生及び拡大を防止するため、対象施設管理者、関係機関等との連携を強化し、次の予防対策を推進する

- (1) 所管する放射性物質使用施設、火薬類施設の把握
- (2) 施設管理者、関係機関との連絡体制の整備
- (3) 救助・避難体制の整備
- (4) 放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備

3 高圧ガス、液化石油ガス施設等災害予防計画

高圧ガス、液化石油ガス施設等に対して、直接の管理権限はないが、施設が災害により被害を受けた場合は、火災、爆発等により、従業員及び施設等の周辺住民に重大な影響を与えるおそれがある。このため諏訪広域消防本部の協力を得て次の対策に努める。

- (1) 施設の所在等、現況の把握に努める。
- (2) 県及び関係機関と協力し、災害予防対策を確立する。
- (3) その他の事項は、県地域防災計画に準ずる。

4 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

【諏訪保健所が実施する計画】

毒物及び劇物取締法に基づく、毒物劇物の製造業、輸入業、販売業、及び届出を要する業務上取扱者に対して、災害防止のための指導をする。

【諏訪警察署が実施する計画】

毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び毒物劇物の種類・貯蔵量等を把握するとともに関係機関との情報連絡体制を確立し、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

資料編 ・ 危険物施設等の状況

第17節 電気施設災害予防計画

【中部電力(株)】

第1 基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

- 災害に強い電気供給システムの整備促進
 - 災害時を想定した早期復旧体制の整備
- を重点に、予防対策を推進する。

第2 主な取組み

- 1 地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。
- 2 災害時の職員の配備計画を樹立する。
- 3 関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

【中部電力(株)が実施する計画】

- (1) 災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保するものとする。
- (2) 水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行う。

2 職員の配置計画

【中部電力(株)が実施する計画】

非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておく。

3 関係機関との連携

【市及び関係機関が実施する計画】

- (1) 市は、市地域防災計画等の定めるところにより、電力会社との連携を図る。
- (2) 関係機関は、電力会社において平常時から電力の相互融通体制を確立するとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関係業者と契約して体制を整備しておくものとする。

第18節 都市ガス施設災害予防計画

【諏訪瓦斯(株)】

第1 基本方針

都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用しガスを供給している。災害により製造所・供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発事故の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の安全性を高めるとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間で応急復旧の応援を行う。

第2 主な取組み

- 1 都市ガス事業者は、橋に添架されている等、露出している導管部分及び緊急ガス遮断装置の日常点検を充実し、維持管理に留意するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。
- 2 都市ガス事業者は、宿日直体制により常時職員を配置するとともに、災害時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害予防及び発生時の対応を迅速に行う。
- 3 二次災害を防止するため、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

都市ガス事業者は、橋に添架されている等、露出している導管及び緊急ガス遮断装置の日常点検を実施する。

2 職員の配置計画

都市ガス事業者は、休日・夜間の風水害に対応できるよう宿日直者を配置し、警報及び風水害発生時には直ちにガス供給施設の点検操作・情報収集・各種連絡を行う。

3 関係機関との連携

【市が実施する計画】

- (1) 市は、市地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者との連携を図る。

【関係機関が実施する計画】

- (1) 連絡方法等の確認

都市ガス事業者は、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく。

- (2) 事業者間の連携

都市ガス事業者間では、災害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応ができない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図る。

ア (社)日本ガス協会「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」

- イ (社)日本ガス協会関東中央部会「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」 「東京パイプライン事故対策要領」
- ウ 県ガス協会「会員相互の保安の確保の為の相互援助協定書」

第19節 上水道施設災害予防計画

【水道局】

第1 基本方針

水道施設、設備の安全性の確保については、施設の災害に対する強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。

これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

【市が実施する計画】

水道施設、設備の整備及び安全性の確保のため、次の対策を行う。

- 1 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。
- 2 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- 3 他水道事業者との緊急時連絡管の整備促進を図る。
- 4 復旧資材の備蓄を行う。
- 5 水道管路図等の整備を行う。
- 6 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における動作確保を図る。
- 7 職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。

第20節 下水道施設災害予防計画

【水道局】

第1 基本方針

災害の発生に伴い、下水道施設・設備が使用不能や浄化機能の低下に陥った場合、住民生活への影響は大きく、トイレ問題等、精神的・肉体的ストレスの要因になることは、近年の大規模災害においても示されている。

平素から応急体制を確保し、迅速な復旧を図る必要がある。

第2 主な取組み

- 1 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 2 緊急用、復旧用の資材の計画的な確保に努める。
- 3 下水道施設台帳等の整備・拡充を図る。
- 4 管渠及び処理場施設の系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

【市が実施する計画】

1 緊急連絡体制、災害時の復旧体制の確立

- (1) 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。
- (2) 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。
- (3) 復旧体制について、他の市町村との広域応援体制、民間の事業者との協力体制を確立する。なお、長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール及び下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルールにより、他市町村及び応援要請をすることができる。

2 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

3 下水道施設台帳等の整備・拡充

下水道施設台帳等の適切な調整、保管に努める。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

4 管渠及び処理場施設の系統の多重化

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化等による代替性の確保に努める。

第2 1節 給湯施設災害予防計画

【水道局】

第1 基本方針

災害に備えて、事前に施設の安全性の確保を進める。

第2 主な取組み

1 受湯槽、貯湯槽の管理

受湯槽、貯湯槽については、災害の発生に備えて常に高水位を保つよう努める。

2 住民による備蓄の推進

災害により給湯が停止しても、貯湯タンク内の温泉は使用できることから、大規模災害の発生時に、宅内側のバルブを閉め、貯湯タンク内に温泉を備蓄するよう広報を行うものとする。

第3 計画の内容

【市が実施する計画】

災害に際し、応急復旧が迅速に実施できる体制を事前に整備するとともに、資機材の備蓄に努める。また、温泉関係工事事業者においても資機材の備蓄に努め、調達も迅速にできるよう協力依頼するものとする。

第22節 通信・放送施設災害予防計画

【危機管理室・企画政策課】

【通信事業者】

第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど、住民に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう関係機関相互の連携を強化し予防措置を講ずる。

第2 主な取組み

- 1 緊急時における通信・放送手段の確保、整備を図る。
- 2 通信・放送施設の災害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 3 電気通信事業者は通信施設の災害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

【市が実施する計画】

- (1) 有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、市内及び自機関関係各所はもとより、市以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局（消防無線、警察無線等）を選定しておく。

- (2) 災害時優先電話の利用

災害時優先電話とは、電話網が異常に輻輳した場合においてもNTTが行う通信規制をされない電話である。登録済みの電話についても逐次見直すとともに、災害対策従事職員等に周知する。

- (3) 非常通信の利用

非常災害等により有線通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法等の定めるところに基づき、非常通信により防災業務を遂行する。

- (4) 衛星携帯電話の利用

携帯電話は広く普及しているが、電波を利用することから災害時には有効な通信手段となるが、輻輳防止のため通信が規制される欠点がある。一方、衛星携帯電話は、災害当初からその心配がなく有効な通信手段となることから活用を検討する。

2 防災行政無線通信施設等の災害予防

【市が実施する計画】

- (1) 市防災行政無線は、資料編に掲げるとおり、同報系、移動系が整備されている。今後、これら無線設備の災害に備えた災害予防対策を図る。

(2) 消防団無線

本市においては、資料編に掲げるとおり、消防団無線が整備されている。今後、これら無線設備の災害に備えた災害予防対策を図る。

3 電信電話施設災害予防

【市が実施する計画】

市は電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等へ対して迅速な情報提供が必要となることから、日本電信電話会社との連携を強化するとともに、情報連絡の強化を図る。

【東日本電信電話(株)が実施する計画】

災害に強い通信サービスの実現に向けて次の施策を実施する。

(1) 電気通信設備等の高信頼化

電気通信設備とその附帯設備には必要な耐水、耐風、耐雪、耐震及び耐火構造化を行う。調査活動・情報発信を迅速に行うため、モバイル端末等を活用した被災状況収集システムの検討・作成

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート化構成若しくはループ構成とすること。

イ 主要な中継交換機を分散設置すること。

ウ 通信ケーブルの地中化を推進すること。

エ 主要な電気通信設備について必要な予備電源を設置すること。

(3) 災害対策機器の配備

通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために必要な非常用通信装置、非常用電源装置等の機器及び車両を配備する。

(4) 被災状況の早期把握

市防災機関等との情報連絡の強化を図る。

4 放送施設災害予防

【市が実施する計画】

市は、エルシーブイ(株)等の電気通信事業者との連携を図るものとする。

【エルシーブイ(株)が実施する計画】

非常災害等における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施するものとする。

5 道路埋設通信施設災害予防

【市が実施する計画】

通信事業者等との調整がついた箇所より、電線共同溝又は、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

第23節 鉄道施設災害予防計画

【東日本旅客鉄道(株)】

第1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずるものとする。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の検査を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し整備強化を図る。
- 2 各体制に基づき関係職員の配置計画をとる。
- 3 関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図る。

第3 計画の内容

【市が実施する計画】

市及び東日本旅客鉄道(株)は、電車の不通により生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、平常時から情報連絡の強化を図る。

【東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

(1) 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置を講じる。

(2) 防災体制の確立

長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図る。

(3) 関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

【北陸信越運輸局が実施する計画】

- (1) 鉄道事業者に対し、災害発生に備え、異常時マニュアル等の作成及び実状を踏まえたマニュアルの見直しの指導を行う。
- (2) 鉄道事業者に対し、定期的な異常時訓練の実施について指導を行う。
- (3) 関係機関との連携を図る。

第24節 災害広報計画

【危機管理室、企画政策課、秘書広報課】

【報道機関等】

第1 基本方針

災害時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。

そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制を整備する必要がある。また、放送事業者、通信事業者等は被害に関する情報、被災者の安否情報等について情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第2 主な取組み

- 1 被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第3 計画の内容

1 被災者及び住民等への情報の提供体制

【市が実施する計画】

- (1) 被災者及び住民等に対する情報の提供は、災害対策本部から防災行政無線、防災メール、行政チャンネル、市ホームページ等により行う。なお、必要に応じ広報車による広報を行う。
- (2) 被災者及び住民等からの問い合わせ等は、専用の窓口や専用電話、FAXを設置し、本部室職員が専属で対応できる体制の整備を図る。
- (3) CATV、コミュニティFMを活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- (4) タクシー協会諏訪地区会との連携により、被災者及び住民等に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討する。
- (5) 長野県大規模災害ラジオ協議会を活用し、被災者及び住民等に対して各種の情報を提供するための体制を整備する。
- (6) その他、被災者及び住民等に対し各種の情報提供を行うため、県及び報道関係機関と体制の整備確認を行うとともに、安否情報の確認手段について住民への普及啓発に努める。
- (7) 外国語による情報提供体制を整備する。
- (8) 想定される広報用の文案を用意する。
- (9) 東日本電信電話(株)等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

【報道機関等が実施する計画】

県内報道機関及び通信事業者は、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市と体制の整備・確認を行う。

【電気通信事業者が実施する計画】

災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

【関係機関が実施する計画】

関係機関は、住民等に対して交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報提供を行うため、県及び市町村と体制の整備・確認を行う。

2 報道機関への情報提供**【市が実施する計画】**

- (1) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を災害対策本部に置き、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。
- (2) 災害時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう 放送要請の方法についての確認を行っておく。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧 ・ エルシーブイ株式会社との「災害緊急放送に関する相互協定」

第25節 土砂災害等の災害予防計画

【危機管理室・農林課・建設課・都市計画課・消防本部】

【住民】

第1 基本方針

本市には、その地形、地質から土砂災害等が発生する危険性のある場所があり、風水害に起因する土砂崩落等による被災が懸念される。

これらの土砂災害を防止するため国、県の協力を得て危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

特に、近年要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が土砂災害警戒区域内等にある場合については、特に万全の対策が必要とされる。また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例がみられる。このような、土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれがある区域内の宅地開発を制限し、また、土砂災害のおそれがある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を県に働きかけ、開発行為の制限や有害行為の防止と防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。
- 2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。
- 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。
- 4 土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

第3 計画の内容

1 地すべり対策

【市が実施する計画】

- (1) 地すべり危険箇所の周知、巡視等

ア 危険箇所の周知

市は、防災関係機関と連帯して地すべり危険箇所の実態把握に努め、地域住民へ周知する。

イ 危険箇所の巡視等

市は、降雨期や融雪期のように地すべりが発生しやすい時期には、地域住民及び関係機関と協力し、危険箇所の巡視や排水等を行い、災害を未然に防ぐ体制を整備する。

- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき土砂災害警戒区域が指定された際には、区域ごとに避難施設その他の避難場所

等、警戒避難体制に関する事項について定め、地域住民等へ周知する。

- (3) 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

【住民が実施する計画】

マルチハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 山地災害危険地対策

【市が実施する計画】

必要に応じて、山地災害危険地を森林法に基づく保安林の指定と保安施設事業の積極的な推進を県に要請する。

3 土石流対策

【市が実施する計画】

- (1) 危険箇所の周知、巡視等

ア 危険箇所等の周知

関係機関と連携して、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域等が指定された区域の地域住民に周知する。

イ 危険箇所の巡視等

市は、防災パトロールを実施し情報の収集を図るとともに、周知方法等について定める。

- (2) 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域が指定された区域ごと特色を踏まえた土砂災害に関する伝達情報、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（マルチハザードマップ等）を配布するなど地域住民へ周知するとともに、災害発生のおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について整備を促進する。

- (3) 砂防事業の推進

災害発生危険度や人家の状況等を考慮し、必要により砂防指定区域への指定を県に要請し、砂防推進を図る。

- (4) 土砂災害特別警戒区域内の建築制限

ア 市及び県は、建築基準法に基づく建築物の構造規制を実施する。

イ 市及び県は、勧告による移転者または移転を希望する者への建築除去費、建設事業費に対する助成及び相談窓口の確保を図る。

【住民が実施する計画】

住民は、土石流危険渓流についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておく。

4 急傾斜地崩壊対策

【市が実施する計画】

(1) 危険箇所の周知、巡視等

ア 危険箇所等の周知

関係機関と連携して、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域等が指定された区域の地域住民に周知する。

イ 危険箇所の巡視等

市は、防災パトロールを実施し情報の収集を図るとともに、周知方法等について定める。

(2) 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域が指定された区域ごと特色を踏まえた土砂災害に関する伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（マルチハザードマップ等）を配布するなど地域住民等へ周知する。

(3) 急傾斜地崩壊防止工事の推進

急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づき、急傾斜地崩壊防止工事を必要とする箇所については、急傾斜地崩壊防止区域の指定及び急傾斜地崩壊防止工事の早急な実施を県に要請する。

(4) 土砂災害特別警戒区域内の建築制限

ア 市及び県は、建築基準法に基づく建築物の構造規制

イ 市及び県は、勧告による移転者または移転を希望する者への建築除去費、建設事業費に対する助成及び相談窓口の確保を図る。

【住民が実施する計画】

住民は、急傾斜地危険箇所及び警戒避難に関する知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておく。

5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等対策

【市が実施する計画】

(1) 防災マップ等の配布や避難訓練等の機会を通じて、要配慮者利用施設の管理者、従業員等に対して土砂災害警戒区域等の周知を図る。

(2) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

(3) 土砂災害警戒情報が発表された場合は、防災行政無線、防災メール、行政チャンネル、電話、FAXのほか、地元自主防災会による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報伝達体制の整備を図る。

【施設の管理者が実施する計画】

要配慮者利用施設の管理者は、市、地域住民の協力をえて、避難誘導、搬送体制の整備を図る。

6 土砂災害警戒区域の対策

【市が実施する計画】

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されており、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供のあり方等に留意する。

- (1) 市は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。
- (2) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。
 - ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - イ 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (3) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。
 - ア 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - (ア) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
 - (ウ) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - (エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地
 - (オ) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
 - (カ) 救助に関する事項
 - (キ) その他警戒避難に関する事項
 - イ 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。
- (4) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設を新築等行う場合は、施設設置者に対して構築等について助言を行う。

【住民等が実施する計画】

- (1) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。
- (2) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項に

ついて、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に助言を求めるものとする。

- | |
|--|
| <p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none">・ 急傾斜地崩壊危険区域・ 土砂崩落危険箇所・ 砂防指定地・ 急傾斜地崩壊危険箇所・ 地すべり危険箇所・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域・ 山腹崩壊危険地区・ 崩壊土砂流出危険地区・ 土石流危険溪流 |
|--|

第26節 防災まちづくり計画

【都市計画課・建設課・消防本部】

第1 基本方針

人口や産業の集中にともなう都市の高密度化等により、都市における災害の危険性が増大しており、災害時における住民の生命及び財産の保護を図るため、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

第2 主な取組み

- 1 市街地における火災の延焼を防止するため、準防火地域内の建築物の不燃化の促進を図る。
- 2 避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を一層推進する。
- 3 高齢者や障がい者など災害時要援護者のそれぞれの特性にあわせた対策を、積極的に推進する。
- 4 土地区画整理事業等の面的整備を積極的に推進することにより、健全な市街地の整備と防災機能の一層の充実を図る。

第3 計画の内容

【市が実施する計画】

- 1 都市計画法に基づく準防火地域内の建築物の不燃化を図る。
- 2 建築基準法第22条区域内の建築物の屋根等の不燃化を図る。
- 3 防災対策に資する効果的な公園緑地等の配置計画を検討し、積極的な整備に努める。
- 4 市道について、国道、県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。
- 5 災害時要援護者台帳の作成や避難時の対応などを具体的に検討する。

第27節 建築物災害予防計画

【観光課・建設課・都市計画課・教育総務課・生涯学習課】

【建築物所有者等】

第1 基本方針

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防災対策を講ずる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 建築物の風害対策

【市が実施する計画】

- (1) 公共建築物については、屋根材、看板の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- (2) 一般建築物については、屋根材、看板の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- (3) 道路占有物について、落下、転倒防止の指導をする。
- (4) 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及、啓発に努める。

【建築物所有者等が実施する計画】

建築物の所有者等においては、屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行う。

2 建築物の水害対策

【市が実施する計画】

- (1) 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、安全性の確保を図るため指導及び啓発を行う。
- (2) がけ地近接等危険性住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

【建築物所有者等が実施する計画】

建築物の所有者等においては、出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置を講ずる。

3 文化財の風水害予防

【市が実施する計画】

各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (2) 防災施設の設置推進とそれに対する助成を行う。
- (3) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。

【所有者が実施する計画】

所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自主防災体制の確立を図る。また、建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。

資料編 ・ 指定文化財一覧

第28節 道路及び橋梁災害予防計画

【建設課・都市計画課・農林課】

【関係機関】

第1 基本方針

災害の発生により生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう災害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要があることから、構造物・施設等の災害に対する安全性及び耐震性を確保する。

また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たってはネットワークを充実させ、災害に対する安全性の確保を図る。

機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。災害後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関と相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化する。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の災害に対する安全性の確保に努める。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の災害に対する整備

【市が実施する計画】

- (1) 計画的な都市計画道路の整備に努め、道路幅員の確保、多ルート化を進める。
- (2) 既存道路については、道路改良、法面保護等、耐震性に考慮しながら計画的に道路整備を実施する。
- (3) 橋梁については、長寿命化事業等により、耐震化に考慮しながら計画的に整備を行う。
- (4) 道路の冠水による事故を未然に防止するため、冠水警告パトライト等を整備するとともに、諏訪警察署、広域消防本部との連携の下で、適切な道路管理に努める。

【関東地方整備局が実施する計画】

- (1) 風水害対策を必要とする道路施設については、社会資本整備重点計画等に基づき計画的に整備を進める。
- (2) 緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、各道路管理者と総合的な調整を行う。
- (3) 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努める。
- (4) 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について現場点検の実施に努め、緊急を要するものから逐次必要な対策を実施する。
- (5) 「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用して、既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次橋脚等の補強対策を概成させる。

また、点検等により道路構造物の状況把握を行うとともに、対策を必要とするものについては、緊急を要するものから逐次整備を進める。

【中日本高速道路(株)が実施する計画】

- (1) 日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努める。
- (2) 災害応急復旧用各車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。

2 関係機関との協力体制の整備

【市が実施する計画】

- (1) 国、県及び中日本高速道路(株)の道路管理者並びに土地改良区等の関係団体との通報連絡体制等、協力体制を整備する。
- (2) 災害時の道路等の応急復旧に備え、協定等により諏訪市建設業協会との協力体制を図る。
- (3) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

【関係機関が実施する計画】

各関係機関は、それぞれ防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、市の協定等に協力する。

3 危険防止のための事前規制

【道路管理者が実施する計画】

- (1) 道路管理者並びに警察等は相互に連携協力し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施する。
- (2) 事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

第29節 河川施設災害予防計画

【建設課・農林課・消防本部】

【関係機関】

第1 基本方針

出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命や財産を失うなど多大な社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 過去の災害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し優先度の高い箇所から改修等を実施する。
- 2 堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全度を確保するよう維持的な対策を講ずる。
- 3 既存の河川施設に関して定期的な点検を行い、施設の維持管理に努める。
- 4 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
- 5 浸水想定区域の公表、浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

【市が実施する計画】

- (1) 過去の災害と堤防の状況等を勘案し、特に注意を必要とする地域を重要水防区域に指定し、被害予測に基づく水防工等の検討を行い、災害に備える。
- (2) 区及び水利組合の関係機関と連携し、内水排除ポンプや水門等の適切な管理により水害予防に努める。

【関係機関が実施する計画】

河川改修事業を促進し、災害危険箇所の解消に努める。

【住民が実施する計画】

区及び水利組合は、水門や農業用水の適正管理の体制整備を行う。

2 浸水想定区域内の災害予防

【市が実施する計画】

- (1) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を地域防災計画に定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。
- (2) 要配慮者利用施設及び大規模工場等、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

【浸水想定区域内の要配慮利用施設及び大規模工場等の管理者等が実施する計画】

- (1) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、避難体制等の確立を図るものとする。

- (2) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。
- (3) 浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

資料編	<ul style="list-style-type: none">・ 重要水防区域・ 水防上重要な水門、樋門・ 水防警報指定河川・ 水位周知指定河川・ 水位観測所・ 雨量観測所・ 浸水想定区域内要配慮者施設・ 浸水想定区域内大規模工場
-----	---

第30節 ため池災害予防計画

【農林課・消防本部】

【住民、管理団体】

第1 基本方針

洪水等によりため池が決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与えるおそれがある。このため、適切な維持管理や監視体制についてため池管理者を指導するとともに、県、区・水利組合等と連携して、緊急度の高いものから順次防災工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。

第2 主な取組み

- 1 巡回点検等によりため池の現状を把握するとともに、緊急度の高いものから順次防災工事を実施していく。
- 2 また決壊による下流への影響が大きいため池について、ハザードマップの作成及び住民への公表など減災対策の推進に努める。
- 3 豪雨時に空き容量を確保するため、営農に影響しない範囲で、ため池の低水位管理に取り組む。

第3 実施計画

【市が実施する計画】

老朽化の甚だしいものは、豪雨による洪水時に決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼすおそれがあるため、緊急度の高いものから順次防災工事を実施する。

- 1 ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について台帳整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておく。また、被災時のため池の被害の影響について被害想定調査を行っていくよう努める。
- 2 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備する。
- 3 ため池ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。

【市、住民、管理団体が実施する計画】

豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。

第3 1節 農林水産物災害予防計画

【農林課】

【住民、関係機関】

第1 基本方針

災害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜、花き等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス、きのこ栽培施設、畜舎等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、生産、流通・加工施設の安全性の確保、間伐等の保育により健全な森林の整備等を推進する。

第2 主な取組み

- 1 諏訪農業改良普及センターの指導により、農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。
- 2 森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 実施計画

1 農水産物災害予防計画

【市が実施する計画】

- (1) 諏訪農業改良普及センター、信州諏訪農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。なお、周知すべき作目別の主な予防技術対策は次のとおりである。
- (2) 水稻
 - ア 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏予防を図る。
 - イ 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。
- (3) 果樹
 - ア 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。
 - イ 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。
 - ウ 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。
- (4) 野菜及び花き
 - ア 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により未然防止に努める。
 - イ ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、浸水防止に努める。
 - ウ 風速30m/秒以上の強風が予測される場合には、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。
 - エ 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。
- (5) 畜産
 - ア 家畜を少なくとも一週間以上飼養できる飼料・燃料などの在庫を確保する。
 - イ 停電時でも飼養管理、搾乳や生乳冷却を継続できるよう、地域又は経営毎

に非常電源を準備する。

ウ 施設の損傷・倒壊・浸水を防止するため、事前に施設を点検・補修する。

(6) 水産物

増水、濁水による養殖魚の斃死等が予測される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。

(7) 凍霜害対策

農産物を凍霜害から未然に防止するため、常に長野地方気象台等関係機関からの霜予想やCATV気象情報に留意し、降霜の有無・程度・最低気温の予想及び技術指導等を防災行政無線等を通じて関係農家に周知徹底を図る。

【関係機関が実施する計画】

市等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

【住民が実施する計画】

農業者は、農作物等災害対策指針に基づき災害予防対策を実施する。

2 林産物災害予防計画

【市が実施する計画】

(1) 技術対策

林産物を各種災害から防護するため、市は関係機関と連携を密にし、気象条件に対応した技術指導、予防技術対策を樹立し、関係機関、農家に指導の徹底を図る。

(2) 病虫害防除対策

病虫害防除の徹底を図るため、関係団体の協力を得て農林作物病虫害防除の推進を図るように努める。

【関係機関が実施する計画】

(1) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。(中部森林管理局)

(2) 指導指針に基づいた森林施業を実施する。

(3) 関係業界は、県、市と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

【住民が実施する計画】

住民は、市が計画的に行う森林整備に協力する。

第3 2節 二次災害の予防計画

【危機管理室・消防本部・農林課・都市計画課・建設課・施設管理者】

【関係機関】

第1 基本方針

災害時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 構造物に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 2 危険物等に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 3 災害発生時の流木発生を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 構造物に係る二次災害予防対策

【市、関係機関が実施する計画】

道路・橋梁等の被害及び避難所となる施設の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておく。また、被災時に迅速な点検作業が行えるよう、体制を整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

【市が実施する計画】

諏訪広域消防本部が実施する危険物関係の計画

- (1) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (2) 立入検査の実施等指導の強化
- (3) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (4) 自衛消防組織の強化についての指導
- (5) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

【関係機関が実施する計画】

- (1) 事業所等の管理責任者等の研修会等への積極的参加
- (2) 応急対策用資機材の整備
- (3) 行政機関、警察署及び消防本部等との連絡体制、緊急時の応援体制の整備
- (4) 近隣住民に危険施設へ近寄らないよう周知

3 倒木の流出対策

- (1) 災害時において、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水が懸念される危険箇所について、事前に調査し、流木除去体制を整備する。

(2) 地域住民からの情報等に速やかに対応できる情報収集体制の整備を図る。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

- (1) 災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩落、地すべり等に備え、それら災害の発生が懸念される危険個所について、事前調査により把握を行い、被害時に適切な点検が行えるよう情報収集体制を整備する。
- (2) 地域住民からの通報等に速やかに対応できる情報収集・伝達体制の整備を図るとともに、緊急時の警戒避難体制も整備する。

<p>資料編 ・ 危険物施設等の状況</p> <ul style="list-style-type: none">・ 砂防指定地・ 山腹崩壊危険地区・ 崩壊土砂流出危険地区・ 土砂崩落危険箇所・ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

第33節 防災知識普及計画

【全機関】

第1 基本方針

自らの安全は、自らが守るのが防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には、自らの安全を守るような行動をとることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

そこで、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民を育成し、地域の総合的な防災力の向上に努める。その際は女性の参画の促進に努めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 市職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

【市が実施する計画】

災害発生時における行動の仕方、どのような危険があるか、応急対策をどうするか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を図る。

- (1) 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、CATV等のマスメディア、市ホームページ、出前講座等の住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。
 - ア 最低でも5日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - イ 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
 - ウ 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
 - エ 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
 - オ 地域、職場、家庭等コミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
 - カ 災害時にとるべき行動に関する知識
 - キ 正確な情報入手の方法

- ク 要配慮者に対する配慮
 - ケ 男女のニーズの違いに対する配慮
 - コ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - サ 避難生活に関する知識
 - シ 平素住民が実施し得る、最低でも3日分、可能限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - ス 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
 - セ 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等の災害危険箇所についての知識
 - ソ 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (2) 諏訪市マルチハザードマップを下記内容で作成・配布及び市ホームページに掲載し、徹底した情報提供を行うとともに、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外に被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。
- ア 諏訪市の災害履歴
 - イ 洪水・土砂災害マップ
 - ウ 地震マップ
 - エ 防災の心得
 - オ 防災関係機関一覧

【自主防災組織が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画するものとする。

【住民が実施する計画】

住民は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下のような活動を通じて、防災意識を高める。

- (1) 避難路、避難所の確認
- (2) 災害時の連絡方法
- (3) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (4) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
- (5) 備蓄食料の試食及び更新
- (6) 周辺の危険箇所の確認
- (7) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (8) 地域防災マップの作成

【企業等が実施する計画】

企業等においては、災害時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施する。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館、ホテル、駅、スーパー等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

【市が実施する計画】

市が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、災害時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

3 学校における防災教育の推進

小学校、中学校、保育園（以下この節において「学校等」という。）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等を実践的なものにするとともに、学級活動等を通して、防災教育を推進する。また、幼稚園に対しては、学校の対策に準じて、適正な対策を行うよう指導する。

【市が実施する計画】

- (1) 学校においては、大規模災害においても対処できるようにその他関係機関と連携したより良い実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。
 - ア 防災知識一般
 - イ 避難の際の留意事項
 - ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
 - エ 具体的な危険箇所
 - オ 要配慮者に対する配慮

- (3) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 市職員に対する防災知識の普及

【市が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係職員以外の職員に対しても次の事項の防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- (1) 自然災害に対する一般的知識
- (2) 自然災害が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (3) 職員等が果たすべき役割
- (4) 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識
- (5) 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

5 大災害の教訓や災害文化の伝承

【市が実施する計画】

過去に起こった大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

【住民が実施する計画】

住民は、自らの災害教訓の伝承に努めるものとする。

第34節 防災訓練計画

【危機管理室・消防本部】

【住民、事業所】

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。また、災害発生時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の確立を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

第2 主な取り組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次の訓練に反映させる。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別及び実施時期

【市が実施する計画】

- (1) 住民の参加を得て、相互の協調体制の強化による被害防止を目的として大規模な災害を想定した総合防災訓練を行う。
 - ア 実施時期の目安は次のとおりとする。
 - (ア) 「防災の日」前後
 - (イ) 災害シーズンの前の時期
 - (ウ) 他地域での大規模災害で新たな防災上の対応が必要となった場合
 - イ 実施場所

各地区小・中学校、公民館等
 - ウ 実施方法

住民及び関係機関の参加を得て次の訓練を中心とした総合防災訓練を行う。

 - (ア) 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は関係機関の協力を得て水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。
 - (イ) 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練とあわせて行う。
 - (ウ) 災害救助訓練

救助・救護を円滑に遂行するため必要に応じ、関係機関と協同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊出し等の訓練を行う。

- (エ) 通信訓練

災害時における円滑な通信が行えるよう、あらかじめ作成された想定により情報伝達訓練及び防災相互波による感度交換訓練を行う。
- (オ) 避難訓練

災害時における避難指示等の迅速化及び円滑化のため、地域住民の参加を得て、高齢者等避難、避難指示の迅速化、円滑化のため避難所等への避難訓練を行う。
- (カ) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、抜き打ち的な訓練の実施も検討する。
- (キ) 要配慮者に対する訓練

災害時における要配慮者の安否の確認、避難誘導等地域住民も含めた実践的な訓練を行う。
- (ク) 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

また、非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これ想定した訓練を実施する。
- (ケ) 消防団による実働訓練
 - a 模擬消火訓練
 - b 避難誘導訓練
 - c 地域住民の初期消火訓練
 - d 防災行政無線、消防無線の通信訓練
 - e 救出救護訓練
- (コ) 複合災害を想定した訓練の実施

地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、災害が深刻化し、災害応急が困難になる事象）を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

【住民が実施する計画】

住民は、県、市等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。自主防災組織等を中心として実施する主な訓練は次のとおりである。

- (1) 情報の収集伝達訓練
- (2) 初期消火、避難誘導訓練、救出救護訓練、給食給水訓練
- (3) 地域における危険箇所の把握
- (4) 要配慮者の安全対策訓練
- (5) 家庭内における災害対策の点検

【企業等が実施する計画】

- (1) 企業等においても、従業員等による初期消火訓練、避難誘導訓練、救出救護訓練、給食給水訓練等の防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努める。
- (2) 諏訪市地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者、大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、次の訓練に反映させる。

【市が実施する計画】

(1) 実践的な訓練の実施

ア 市は、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ災害図上訓練等を活用して、実践的なものとなるよう工夫する。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

- (ア) 訓練の目的を具体的に設定する。
- (イ) 被害の想定を明らかにする。
- (ウ) 避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる。
- (エ) 訓練参加者、使用する資機材及び実施期間等を具体的に設定する。

イ 学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関する多様な主体とも連携した訓練となるよう努める。

ウ 避難行動要支援者個別避難支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合いを常に発揮できるよう努める。

エ 県等他の防災関係機関との連携、災害時の応援協定の実施事項の確認を実践形式で行う。

(2) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

第35節 災害復旧・復興への備え

【全機関】

第1 基本方針

災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努めるとともに、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の備蓄及び供給体制の整備を図る。
- 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。

第3 実施計画

1 データの保存及びバックアップ

【市が実施する計画】

あらかじめ、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。また、公図等の写しの被災の回避のための手段を講じる。

【関係機関が実施する計画】

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

2 災害復旧用材の供給体制の整備

【市が実施する計画】

災害発生後の復興のために、木材を安定的に供給し、価格の安定を図るため、市内建設業者、森林組合及び県と木材供給体制を整備しておく。

3 罹災証明書の発行体制の整備

【市が実施する計画】

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との対応協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第36節 自主防災組織等の育成に関する計画

【危機管理室・消防本部】

第1 基本方針

災害時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。今後、一層の自主防災組織の組織化と強化育成を図るとともに、企業等に対しても防災組織の組織化と強化を指導する。

第2 主な取組み

- 1 自主防災組織未結成地区を解消する。
- 2 平常時、災害時の自主防災組織の活動内容を明確化する。
- 3 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 4 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講じる。
- 5 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

第3 計画の内容

1 組織の充実強化

【市が実施する計画】

市は、防災知識の普及啓発活動を行うとともに、自主防災組織の未結成地区及び平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林業者、家事専従者等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図る。

2 組織の活動内容

平常時の活動	発災時の活動
ア 災害に対する日ごろの備えや、発災時の的確な行動等 防災知識の普及	ア 情報の収集及び伝達
イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の 防災訓練の実施	イ 出火防止、初期消火
ウ 自主防災組織防災マニュアル及び要配慮者リスト マップ作成の指導	ウ 避難誘導活動
エ 要配慮者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）	エ 救助等の実施及び協力
オ 防災資機材の備蓄の確認及び整備・点検	オ 炊出し等の給食給水活動

3 活動環境の整備

【市が実施する計画】

コミュニティ助成事業、市自主防災組織防災資機材整備費補助金を活用し、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

4 組織の活性化

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題である。

【市が実施する計画】

自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等を実施するとともに、青年層、女性層の組織への参加を促進し、組織の活性化を図る。

5 各防災組織相互の協調

【市が実施する計画】

- (1) 自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。
- (2) 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第37節 企業防災に関する計画

【危機管理室・商工課・観光課】

【事業所】

第1 基本方針

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域の共生など、多岐にわたる役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実践するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

第2 主な取り組み

- 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

【市が実施する計画】

- (1) 企業の事業継続計画（BCP）の策定などの取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。
- (2) 住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に関する取組みの積極的評価により企業の防災力向上の促進を図る。
- (3) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

【事業所が実施する計画】

- (1) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。
- (2) 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に食

料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施に協力するよう努めるものとする。

- (3) 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- (4) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。
- (5) 事業所の属する地域で行われる防災訓練に積極的に参加するよう努める。

第38節 ボランティア活動の環境整備計画

【社会福祉課】

【社会福祉協議会】

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速にかつ的確に実施するためには、市だけでは十分な対応ができないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び労働提供等意欲を持ったボランティアの自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要なところで、必要な活動を行えるよう、防災関係機関が環境整備を図っていくことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 防災ボランティアの理解促進及び育成を、市社会福祉協議会等において実施する。
- 2 防災ボランティア活動の環境整備を推進する。
- 3 ボランティアグループや関係機関の連携を図るため、連絡協議会の設置を図る。
- 4 ボランティアコーディネーターの育成を推進する。

第3 計画の内容

1 災害救援ボランティアの理解促進及び育成

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分等多様多様である。

【市が実施する計画】

諏訪市社会福祉協議会及び日本赤十字社（長野県支部）等が行うボランティアの理解促進及び育成について、啓発普及を図る等その支援に努める。

【社会福祉協議会が実施する計画】

市社会福祉協議会等は、災害時における多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの理解促進及び育成を図る。

2 防災ボランティア活動の環境整備

【市が実施する計画】

平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。

3 ボランティア団体間の連携

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救助等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

【市、社会福祉協議会が実施する計画】

ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

4 ボランティアコーディネーターの育成

災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズに対応するためには、ボランティア活動が効果的に行われるよう調整することが必要である。こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に育成されるよう努める。

【市、社会福祉協議会が実施する計画】

防災ボランティアコーディネーター養成研修への参加や、全国社会福祉協議会が開催する実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、ボランティアコーディネーターの資質向上に努める。

第39節 災害対策基金等積立及び運用計画

【企画政策課・財政課】

第1 基本方針

災害救助関係費用の支弁に要する財源をはじめ、災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立てを行い、的確な運用を図る。

第2 主な取組み

災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立てを行う。

第3 計画の内容

【市が実施する計画】

災害時に備え、市財政調整基金条例（昭和39年3月31日条例第38号）の定めるところにより、財政調整基金の維持、運営を図る。

第40節 風水害対策に関する調査研究及び観測

【全機関】

第1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

既に、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の住宅地への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

第2 主な取り組み

市は、県・各関係機関と協力し、風水害に関する情報収集整理等を行う。

第3 計画の内容

【市が実施する計画】

- 1 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
- 2 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。

【関係機関が実施する計画】

- 1 各機関がそれぞれ行った風水害対策に関する調査研究のデータについて、必要があれば、県、市への提供について協力する。
- 2 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力する。

第4 1 節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

【危機管理室】

第1 基本方針

市の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティーレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を諏訪市地域防災計画に定めるものとする。

第2 主な取組み

住民等の提案により諏訪市地域防災計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努めるものとする。

第3 計画の内容

【市が実施する計画】

諏訪市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業者を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、諏訪市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

また地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

なお、市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

【住民及び事業所を有する事業者が実施する計画】

市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業者を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として諏訪市防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うものとする。

第42節 観光地の災害予防計画

【観光課・危機管理室・施設管理者】

第1 基本方針

諏訪市は、諏訪湖、霧ヶ峰、諏訪大社、温泉を中心とした観光地であり、地理的状况に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織、諏訪市観光協会、諏訪湖温泉旅館組合及び観光施設の管理者等での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している 外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第2 主な取組み

- 1 県、市、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡素化、多言語化や情報提供体制の整備など災害時の防災環境づくりに努める。

第3 計画の内容

1 観光地での観光客の安全の確保

【市が実施する計画】

- (1) 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
- (2) それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や訓練を行う。

2 外国人旅行者の安全の確保

【市が実施する計画】

- (1) 災害時に外国人旅行者への避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡素化、多言語化を推進する。
- (2) 関係機関、関係団体と連携し外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行う。

【関係機関が実施する計画】

- (1) 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進する。
- (2) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図る。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

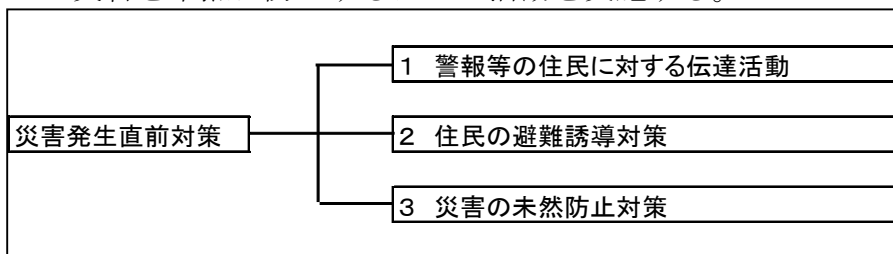
【本部室、防災対策部】

第1 基本方針

風水害については、災害発生危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に避難行動要配慮者が迅速に避難できるよう対策を講ずる。

第2 計画の構成

- 1 気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。
- 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。



第3 活動の内容

1 警報等の伝達活動

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。関係機関は、防災気象情報を受けた場合は、伝達系統図により伝達活動を行う。

また、住民から災害のおそれがある異常気象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達を行う。

なお、長野地方気象台が行う警報等の発表基準は、別表のとおりである。

【市が実施する対策】

- (1) 特別警報・警報・注意報等の伝達責任者は、危機管理室長とする。
- (2) 危機管理室長は、気象状況を常に把握し、特別警報・警報・注意報等の補填に努める。
- (3) 危機管理室長は、市長の指示があった場合には、特別警報・警報・土砂災害警戒情報等及び指示事項を速やかに防災行政無線、防災メール、広報車、消防団広報等を通じて住民への周知徹底を図る。
- (4) 危機管理室長は、受領した警報等を職員に周知するとともに、各種体制が敷かれた場合若しくは他の体制に移行した場合は、庁内放送、内線電話、掲示板等により周知する。
- (5) 各部課等の長は、体制の移行に伴い予想される事態に対して取るべき処置を、関係機関等に伝達するとともに、職員体制を整える。

- (6) 突発的な災害が発生した場合、職員は先ず来庁者及びわが身の安全を確保し、来庁者を避難誘導する。
- (7) 来庁者を避難させた後、庁舎施設等の安全点検及び被災状況調査を実施する。
- (8) 市内出張者は速やかに帰庁するか、被害状況により帰庁できない場合は、最寄りの出先機関施設で待機し自分の所在及び周辺の被害状況を所属の長に報告する。帰庁できるまでの間は、出先機関施設での応急対策を実施する。
- (9) 市外出張者は直ちに自分の所在を所属長に連絡し指示を仰ぐ。

【長野県地方気象台が実施する対策】

長野地方気象台は、次表の警報・注意報発表基準により警報・注意報を発表する。

なお地震が発生した地域で災害発生に関わる条件が変化した場合は、警報等の発表基準の引き下げを関係機関と協議の上、実施する。

また、県との協定に基づき、報道各社へ土砂災害警戒情報等について伝達するものとする。

【放送事業者が実施する対策】

各放送事業者は、長野地方気象台から、警報・注意報・土砂災害警戒情報等の通知を受けた時は、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数を考慮のうえ、速やかに放送を行うものとする。

【その他防災関係機関が実施する対策】

その他の防災関係機関は、警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知する。

【住民が実施する対策】

以下のような異常を発見した者は、直ちに市又は警察に連絡する。

- (1) 気象関係
強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雷等の気象現象
- (2) 水象関係
河川や湖沼の水位の異常な上昇

2 住民の避難誘導対策

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示を行うなどの、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

【市が実施する対策】

- (1) 市は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、消防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合は、住民に対して速やかに避難のための高齢者等避難の伝達、避難指示を行い、避難誘導活動を実施するものとする。

特に避難行動要配慮者については、高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

- (2) 市は、災害時または災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
- (3) 住民に対する高齢者等避難、避難指示の伝達に当たっては、防災行政無線、防災メール、行政チャンネル、HP、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
- (4) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
- (5) 避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等危険箇所の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらを記載した諏訪市マルチハザードマップの配布、ホームページでの記載など必要な措置を講ずる。
- (6) 避難指示等の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。
- (7) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- (8) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (9) 市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

【住民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとった上、食料、日用品等の備蓄物資を携行する。

【要配慮者利用施設管理者が実施する対策】

- (1) 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努める。
- (2) 災害が発生するおそれのある場合は、市、自主防災組織等と連携し、避難

誘導等を実施する。

3 災害の未然防止計画

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防災活動を行い、被害の発生の防止に努める。

【市が実施する対策】

- (1) 水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、市域の状況を情報収集する。
- (2) 水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。
- (3) 状況に応じ市災害対策本部を設置する。
- (4) 必要に応じ、現地災害対策本部を設置する。

【河川管理者、水利管理者等が実施する対策】

河川管理者、水利管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危険を防止するために必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を市、警察に通報するとともに住民に対して周知する。

【道路管理者が実施する対策】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

【住民が実施する対策】

住民は、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見したときは、その旨を市又は警察へ通報する。

警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等

(1) 特別警報・警報・注意報等の発表地域区分

長野地方気象台では、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内を79の区域に分け**特別警報**・警報・注意報等を発表している。

(2) 長野地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報

ア 諏訪市特別警報基準

種 類	発 表 基 準	
大 雨	雨量基準	48時間降水量243mm
		3時間降水量100mm
	土壌雨量指数基準	169

※特別警戒は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象とし、個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報になるわけではない。

イ 諏訪市気象警報基準

種 類	発 表 基 準	
大 雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 12
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 97
洪 水	流域雨量指数基準	新川流域=5.3, 宮川流域=15.7, 上川流域=21.9, 角間川流域=5.7, 沢川流域=5.7
	複合基準※1	新川流域=(5, 5.3), 角間川流域=(5, 4.5)
	指定河川洪水予報による基準	天竜川水系諏訪湖【釜口水門】
強 風	平均風速	17m/s
風 雪	平均風速	17m/s 雪を伴う
大 雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm

※1複合基準 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。

ウ 諏訪市気象注意報基準

種類		発表基準	
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	6
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	78
洪水		流域雨量指数基準	新川流域=4.2, 宮川流域=12.5, 上川流域=17.5, 角間川流域=4.6, 沢川流域=4.6
		複合基準	新川流域=(5, 3.6), 角間川流域=(5, 4), 沢川流域=(5, 3.6)
強風		平均風速	13m/s
風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上		
	2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上		
濃霧	視程	100m	
乾燥	最小湿度20%で実効湿度55% ※1		
なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。 または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上。		
	2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、 または日降水量が15mm以上		
低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下 (高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合		
	冬期：最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)		
霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下		
着氷	著しい着氷が予想される場合		
着雪	著しい着雪が予想される場合		

※1 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。天竜川上流については、天竜川上流河川事務所と長野地方気象台が共同で、諏訪湖については長野県と長野地方気象台が共同で発表する。

水位危険度のレベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	水位の名称	市町村・住民に求める行動等
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	水防団待機
レベル2	はん濫注意情報 [洪水注意報]	はん濫注意水位	住民ははん濫に関する情報に注意 水防団出動
レベル3	はん濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位	市町村は高齢者等避難発令を判断 住民は避難を判断
レベル4	はん濫危険情報 [洪水警報]	はん濫危険水位	市町村は避難指示等の発令を判断 住民の避難完了 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル5	はん濫発生情報 [洪水警報]	(はん濫発生)	逃げ遅れた住民の救助等

(2) 水防警報

水防法の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、水防活動のために発する警報をいう。

区分	発表基準
水防警報	水位が警戒水位に達しなお上昇のおそれがあり、水防活動の必要なとき（通知内容は、本章第8節「消防・水防活動」第3「2 水防活動」及び別に定める「諏訪市水防計画」参照のこと。）

3 消防法に基づく警報等

(1) 火災気象通報

消防法第22条の規定により気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台が長野県知事に対して通報する。通報する基準は、次表のとおり。

区分	発表基準
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55%以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき 2 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7mを超える見込みのとき 3 平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき (降雨、降雪のときには通報しないことがある。)

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区分	発表基準
火災警報	前項(1)の発表基準に準じる。

4 その他の情報

(1) 土砂災害警戒情報

長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

区分	発表基準
土砂災害警戒情報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合

(2) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

種類	発表基準	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、長野県北部、中部、南部の単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

区分	発表基準
竜巻注意情報	竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合 (この情報の有効時間は、発表から1時間)

(4) 全般気象情報、関東甲信越地方気象情報、長野県気象情報

気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報などがある。また、対象とする予報区域により全般、地方、府県気象情報がある。

区分	発表基準
全般気象情報、 関東甲信越地方 気象情報、 長野県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

5 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられる。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から1時間である。

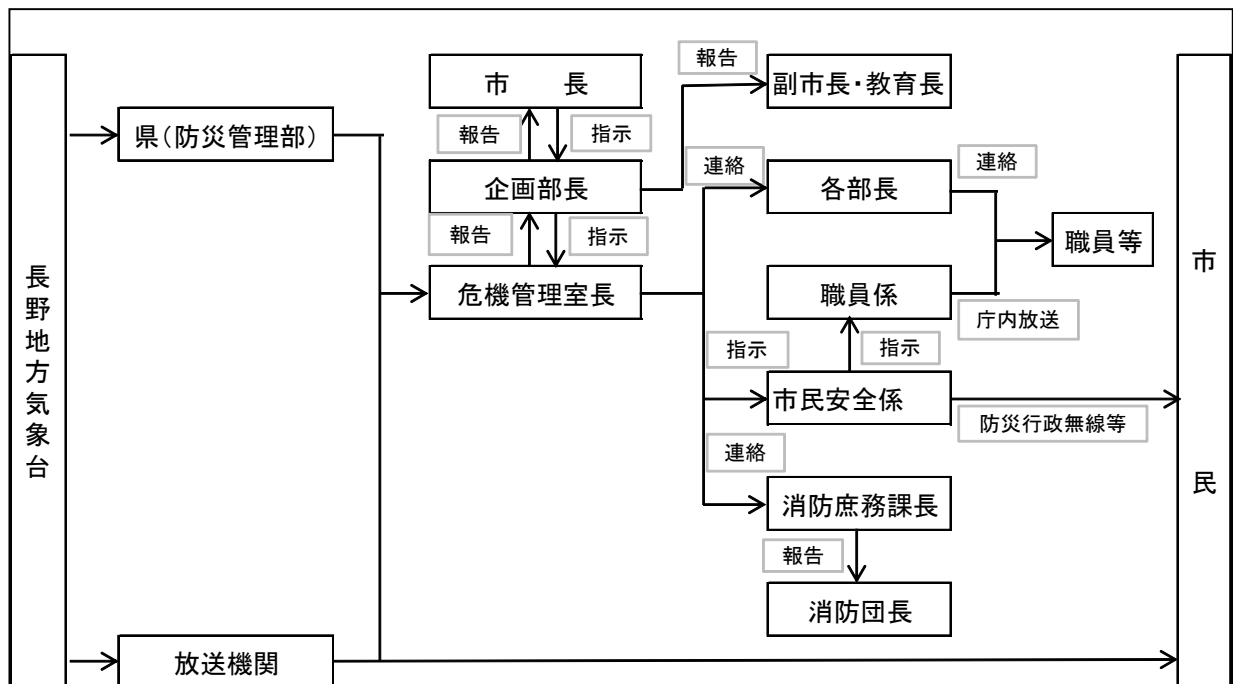
警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
天竜川上流に対する はん濫注意情報 はん濫警戒情報 はん濫危険情報 はん濫発生情報	長野地方気象台 国土交通省天竜川 上流河川事務所 (共同で発表)	国土交通大臣が定めた河川 (「洪水予報指定河川」という)
県管理河川(諏訪湖) はん濫注意情報 はん濫警戒情報 はん濫危険情報 はん濫発生情報	長野地方気象台 建設部河川課 (共同で発表)	知事が指定した河川 (「県の指定河川」という)
水防警報	国土交通省天竜川上流河川事務所 諏訪建設事務所	国土交通大臣が指定した河川 (「国の指定河川」という。) 知事が指定した河川 (「県の指定河川」という。)
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火災警報	諏訪広域消防本部	構成市町村
避難判断水位到達情報	国土交通省天竜川上流河川事務所 諏訪建設事務所	国土交通大臣、知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課 (共同で発表)	県全域あるいは一部
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部

6 警報等伝達系統

気象台警報伝達系統図

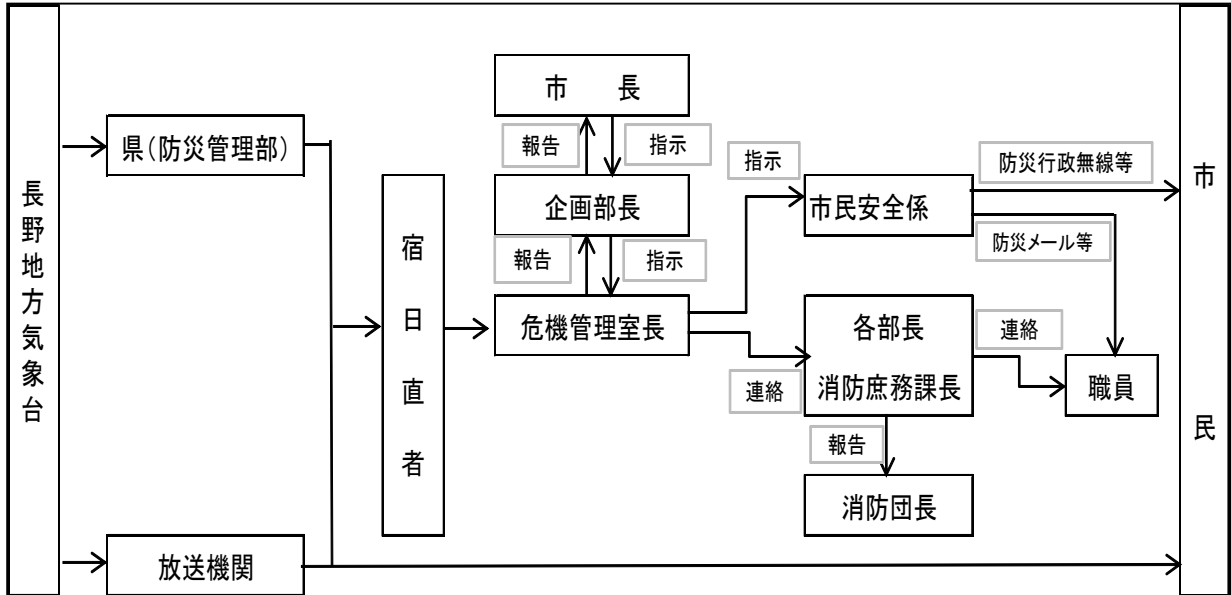
(1) 勤務中における伝達系統（勤務時間外において各課が配備体制についているときも含む。）

[勤務時間内]



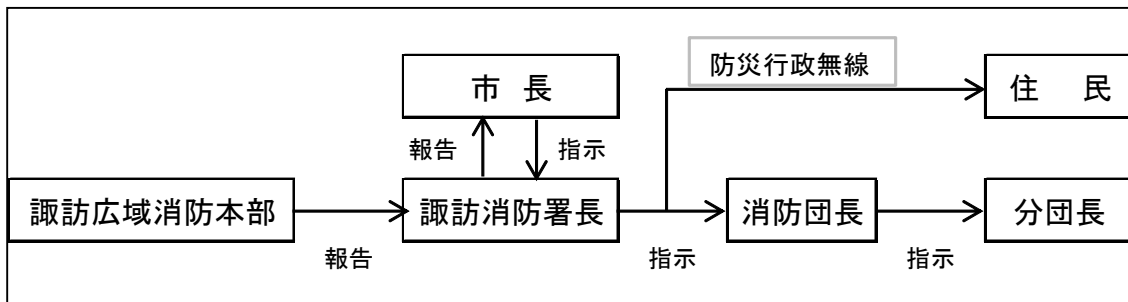
(2) 勤務外における伝達系統（勤務時間外において各課が配備体制についているときは除く。）

〔勤務時間外〕



7 火災警報

(1) 伝達系統



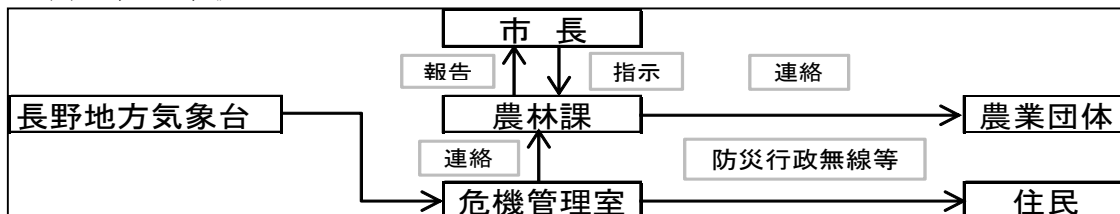
(2) 伝達要領

ア 消防署長は、市長から火災警報発令の指示を受けたときは、直ちに消防団長、各分団長に連絡する。

イ 防災行政無線により全市放送する。

8 凍霜害に対する注意報

(1) 伝達系統



(2) 伝達要領

ア 長野地方気象台から伝達された凍霜害に対する注意報の発令は、直ちに危機管理室、諏訪広域消防本部において防災行政無線により全市放送するとともに、農林課は、農業団体へ直ちに連絡をする。

9 予警報等の伝達責任者

気象予警報、水防警報及び火災警報の伝達責任者は、次のとおりである。

予警報伝達責任者

予 警 報 名	責 任 者
気象水防警報	危機管理室長
火災警報	本部長
凍霜害に対する注意報	農林課長

10 気象、水象及び地象等についての異常現象通報者

異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を、次により速やかに通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常現象

異常な現象とは、例えば次のようなものである。

気象関係	強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷と大雨等
水象関係	放置すれば決壊のおそれのある堤防の水漏れ、河川や湖沼の水位の異常な上昇

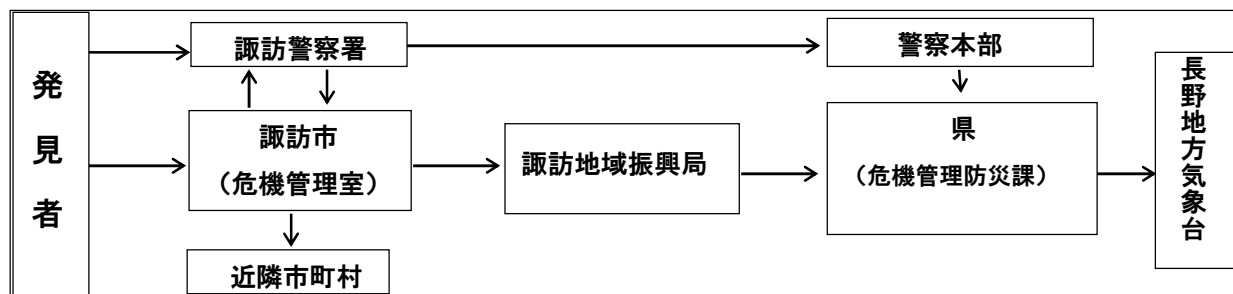
(2) 通報要領

ア 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した者は、市又は警察署に速やかにその情報を通報する。

イ 通報を受けた市は、(3)の通報システムによりそれぞれ関係の機関に通報するとともに、できる限りその現象を確認し事態の把握に努める。

ウ 情報が隣接市町村へ影響すると認められるときは、関係市町村へ通報する。

(3) 通報システム



第2節 災害情報の収集・連絡活動

【関係対策部】

第1 基本方針

災害が発生した場合、直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速、的確な被害状況調査を行い、県へ報告する。

第2 活動の内容

【市が実施する対策】

1 報告の種類

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき又はその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは、直ちにその概況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

2 被害状況の調査

本市における被害状況の調査は、次表「担当部」欄に掲げる災害対策部等が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関と連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表に定める協力機関等に応援を求めるものとし、協力機関等は速やかに必要な応援を行う。

また、市は、市の対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

市は、特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無に係わらず、市内で行方不明となった者について、長野県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

調査事項	担当部	協力機関
概況速報	企画部	諏訪地域振興局
人的及び住家の被害	企画部	諏訪地域振興局
高齢者等避難・避難指示等避難状況	企画部	諏訪地域振興局
社会福祉施設被害	福祉対策部	諏訪保健福祉事務所

農・畜・養蚕・水産業被害	経済対策部	諏訪地域振興局・諏訪農業改良普及センター・ 信州諏訪農業協同組合・諏訪森林組合
農地・農業用施設被害	経済対策部	諏訪地域振興局
林業関係被害	経済対策部	諏訪森林組合環境・諏訪地域振興局・中部森林管理局 南信森林管理署
公共土木施設被害	土木対策部	諏訪建設事務所
都市施設被害	土木対策部	諏訪建設事務所
水道施設被害	水道対策部	諏訪地域振興局
下水道施設被害	水道対策部	諏訪湖流域下水道事務所
給湯施設被害	水道対策部	諏訪保健福祉事務所
廃棄物処理施設被害	市民対策部	諏訪地域振興局
感染症関係被害	福祉対策部	諏訪保健福祉事務所
医療施設関係被害	福祉対策部	諏訪保健福祉事務所
商工関係被害	経済対策部	諏訪地域振興局・諏訪商工会議所
観光施設被害	経済対策部	諏訪地域振興局
教育関係被害	文教対策部	南信教育事務所
市有財産被害	企画部	
水害等情報	防災対策部	

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか資料編に掲げるとおりとする。

資料編 ・ 被害認定基準

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況報告様式は、資料編に掲げるとおりとする。

資料編 ・ 被害状況報告等の様式

・ 防災関係機関及び連絡先一覧

(2) 連絡系統

被害状況の連絡系統は「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。

これらのうち、緊急を要する等の場合は、市は直接関係機関に報告し、その後において諏訪地域振興局に報告する。また、県庁舎の被災により県との情報連絡がとれない場合は、直接消防庁に連絡を行う。

(3) 連絡の実施事項の概要

ア 被害報告等

(ア) 第2の2において市が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、(1)で定める様式及び(2)で定める連絡系統により諏訪地域振興局等に報告する。なお、火災・災害等即報要領「第3 直接即

報基準」に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告する。

(イ) 市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は諏訪地域振興局長に応援を求める。

(ウ) 県庁舎被災、通信の途絶等により、県との情報連絡が取れない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。

(エ) 非常参集する職員は登庁途上での被害の発生状況について各対策部長へ報告する。

5 通信手段の確保

災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、衛星携帯電話、トランシーバー等の各種移動無線通信機器及び応援協定に基づき、タクシー無線の協力を要請する。

被害状況の情報に基づき、市は、次の事項を実施する。

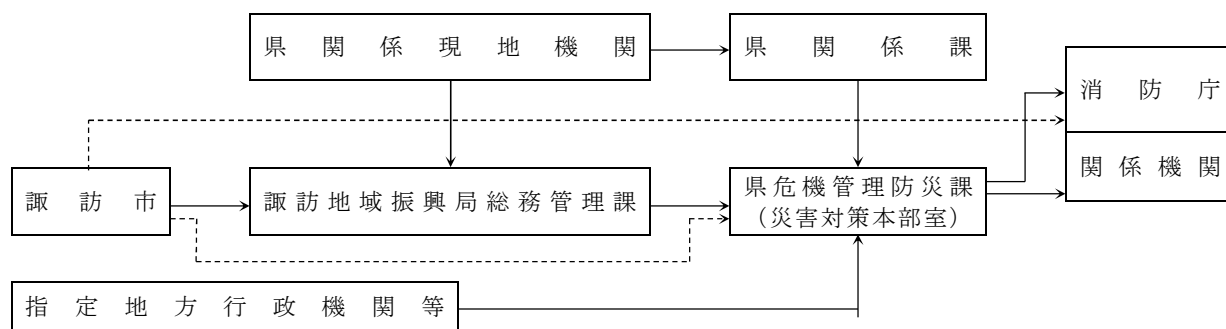
(1) 市防災行政無線等を活用し住民への迅速な周知に努める。

(2) 携帯電話等移動無線機器を活用し、情報の収集を図る。

別記 災害情報収集連絡系統

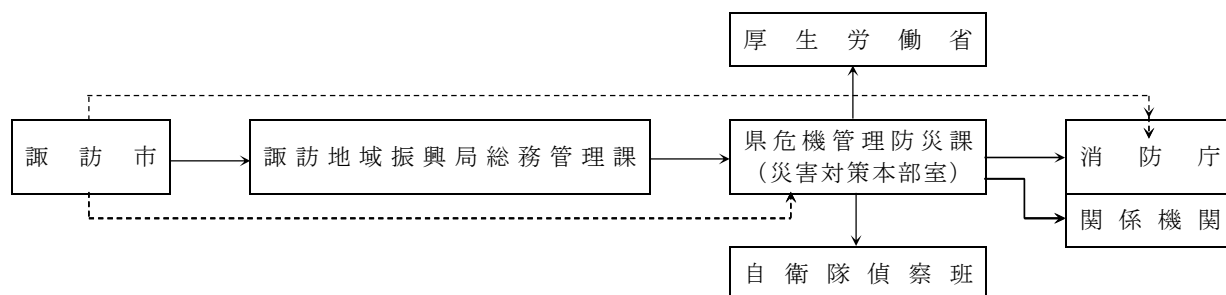
(1) 概況速報 様式第1号（消防庁への即報は、様式第21号（表21の2））

（様式は、資料編による。以下同じ。）



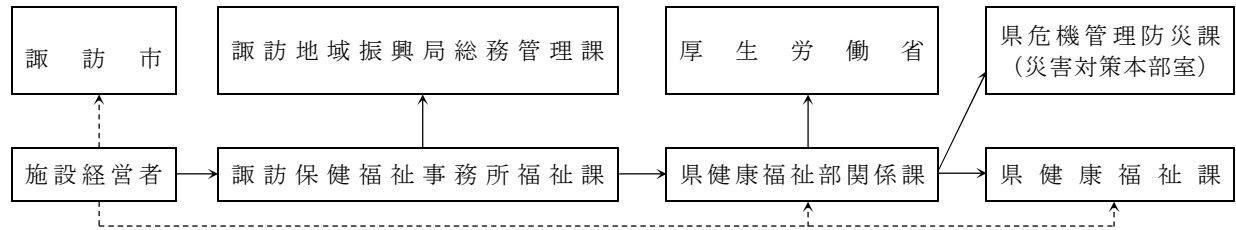
(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式第2号

高齢者等避難・避難指示等避難状況報告 様式第2-1号



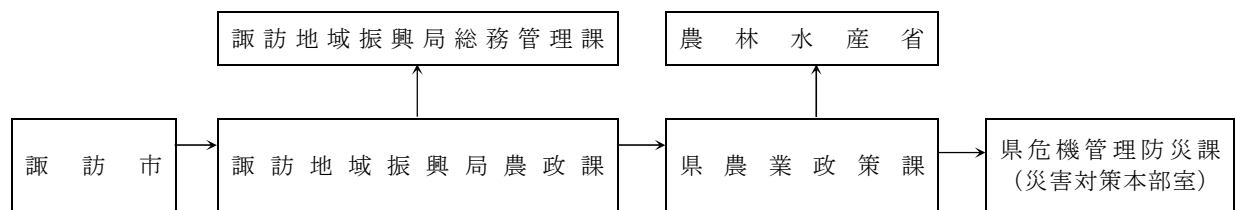
※行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合は、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県危機管理防災課（災害対策本部）にも連絡するものとする。

(3) 社会福祉施設被害状況報告 様式第3号

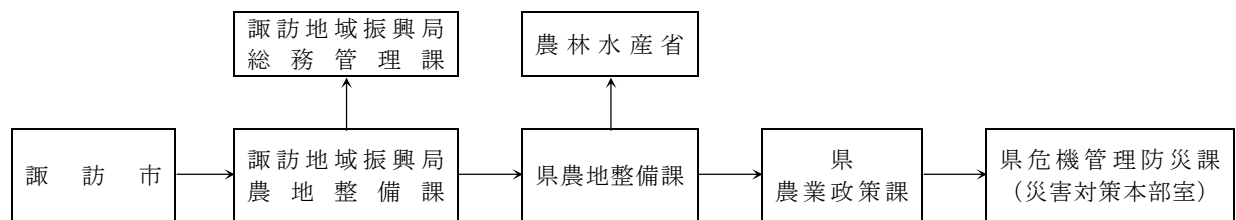


(4) 農業関係被害状況報告 様式第4号

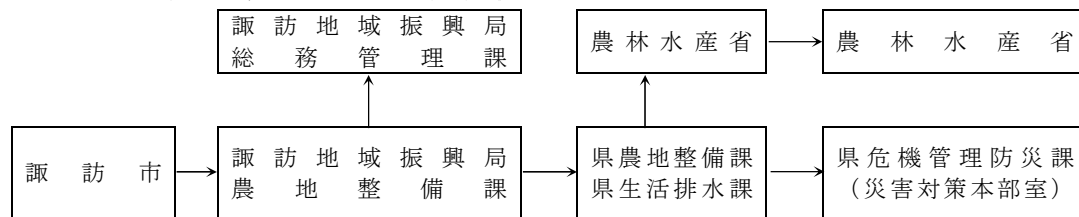
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



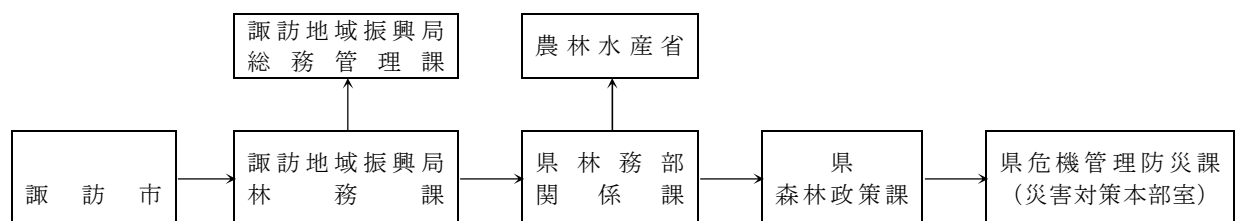
イ 農地・農業用施設被害状況報告



ウ 農業集落排水施設被害状況報告

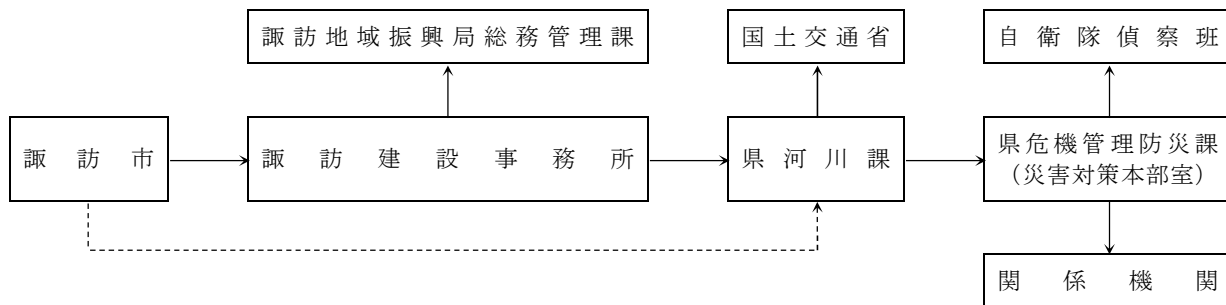


(5) 林業関係被害状況報告 様式第5号

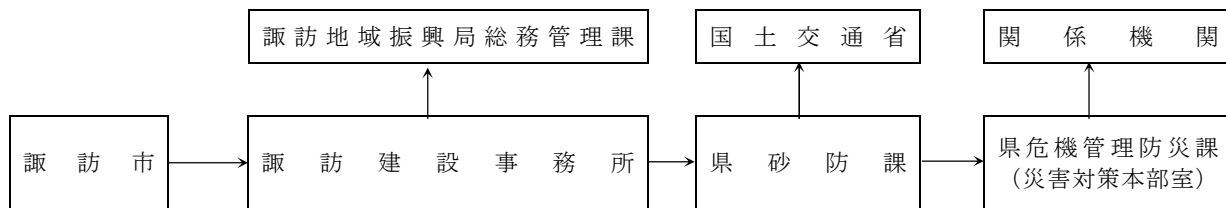


(6) 土木関係被害状況報告 様式第6号

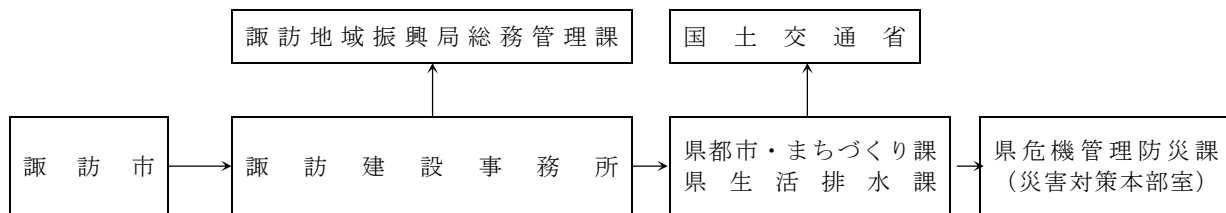
ア 公共土木施設被害状況報告等



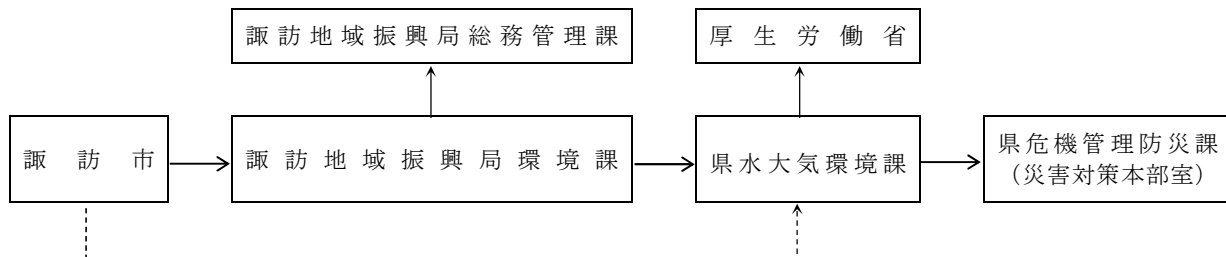
イ 土砂災害等による被害報告



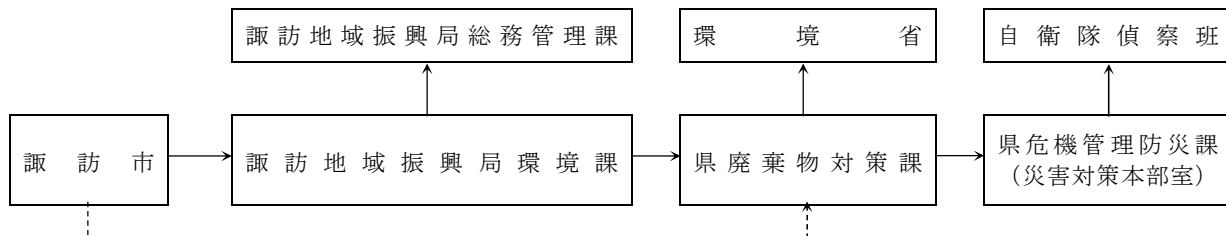
(7) 都市施設被害状況報告 様式第7号



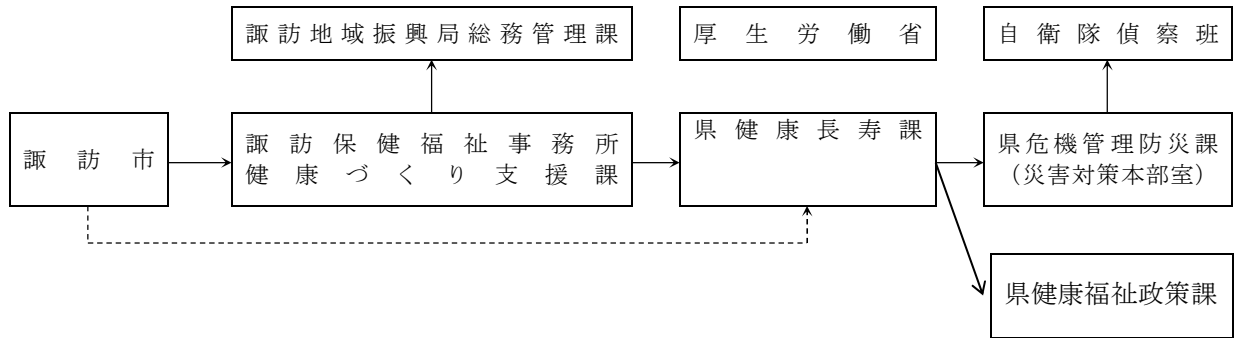
(8) 水道施設被害状況報告 様式第8号



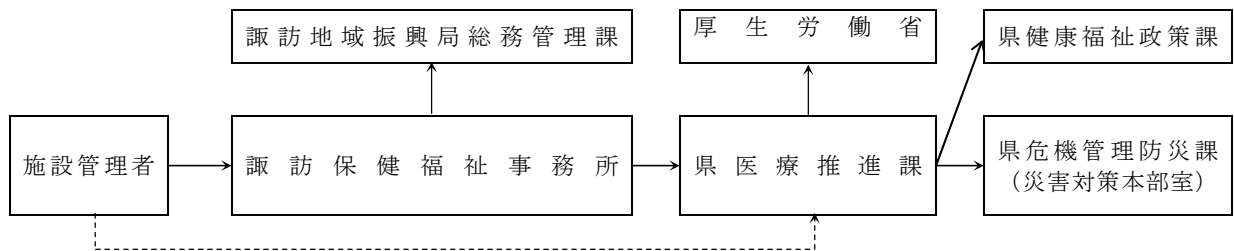
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式第9号



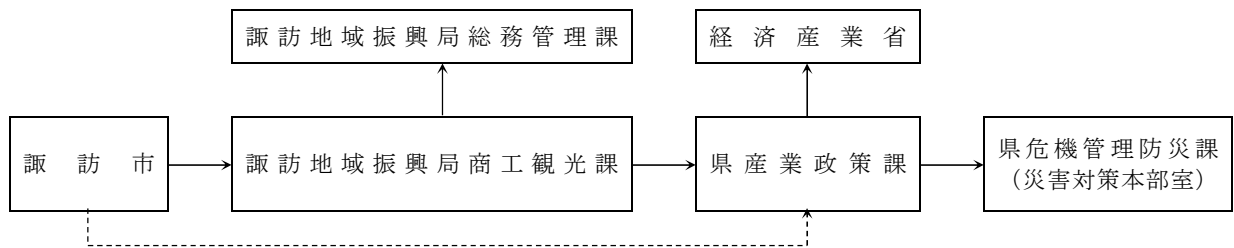
(10) 感染症関係報告 様式第10号



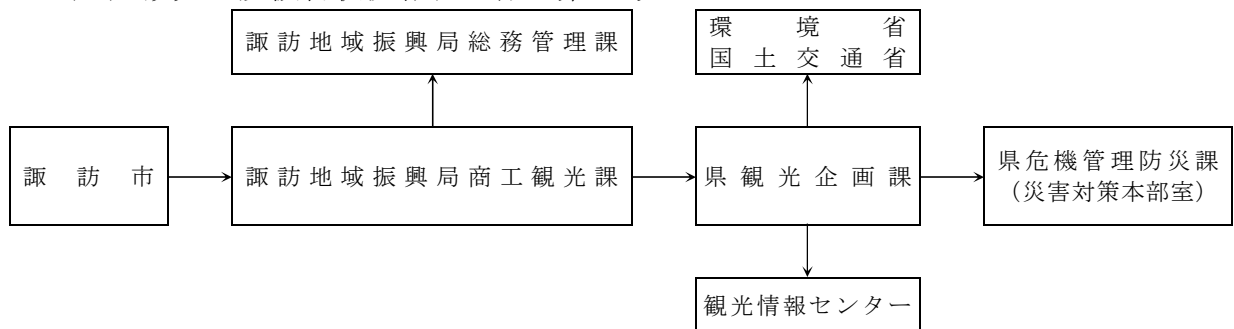
(11) 医療施設関係被害状況報告 様式第11号



(12) 商工関係被害状況報告 様式第12号

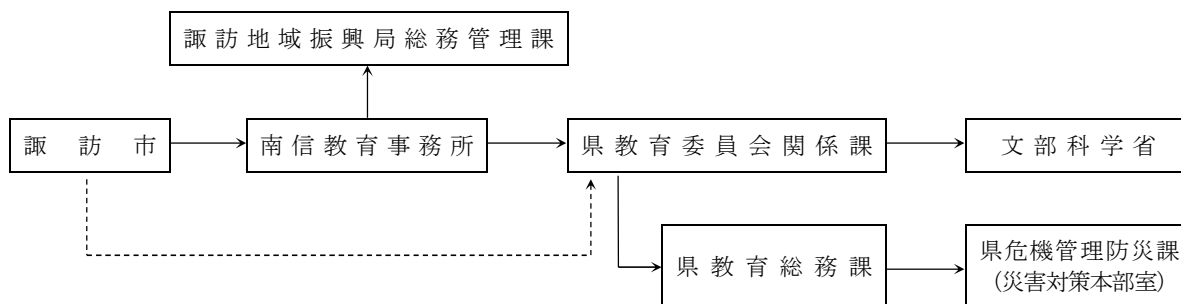


(13) 観光施設被害状況報告 様式第13号

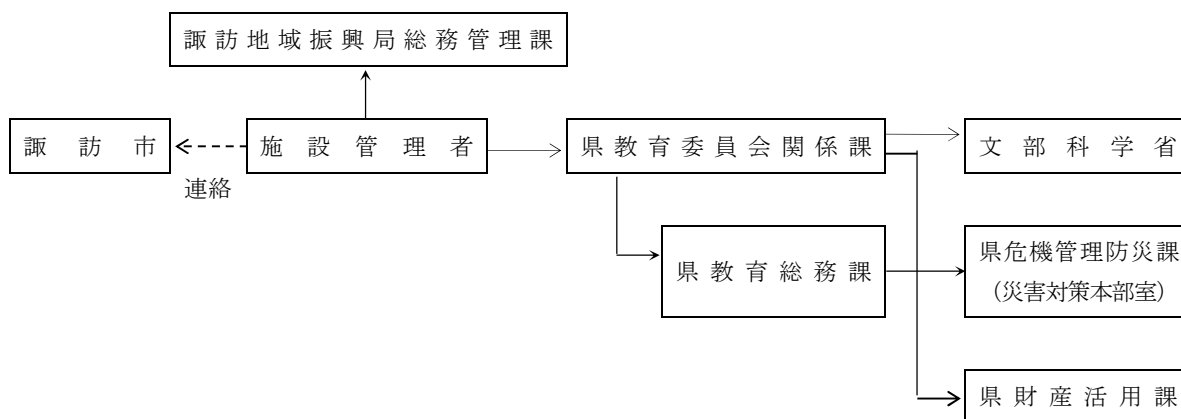


(14) 教育関係被害状況報告 様式第14号

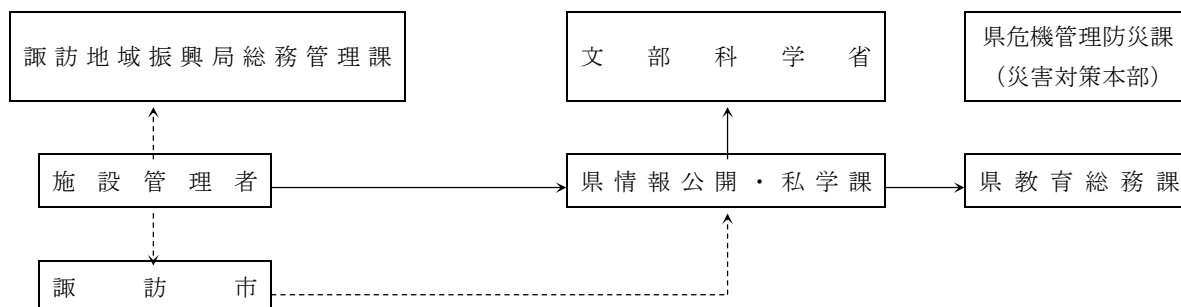
ア 市町村施設



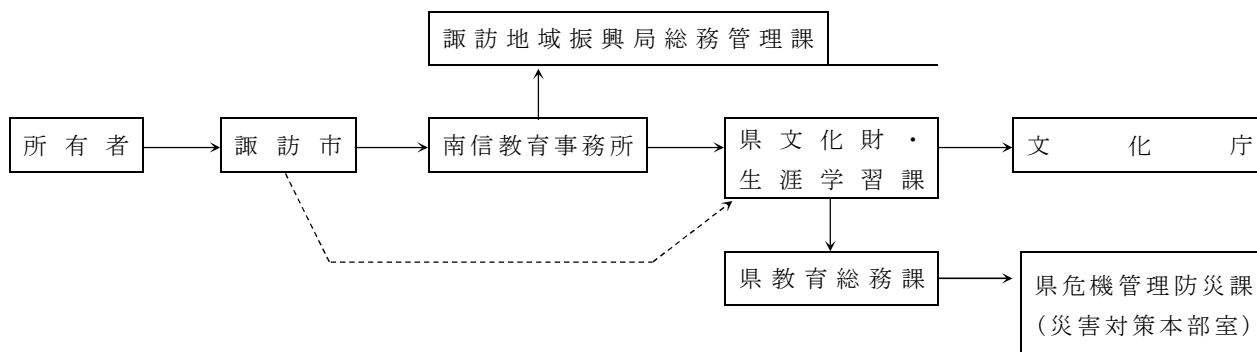
イ 県施設



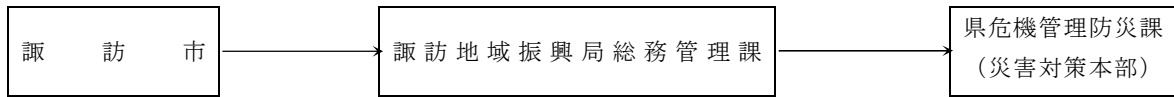
ウ 私立施設



エ 文化財

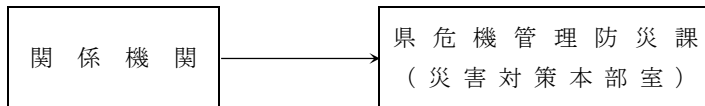


(15) 市有財産 様式第15号

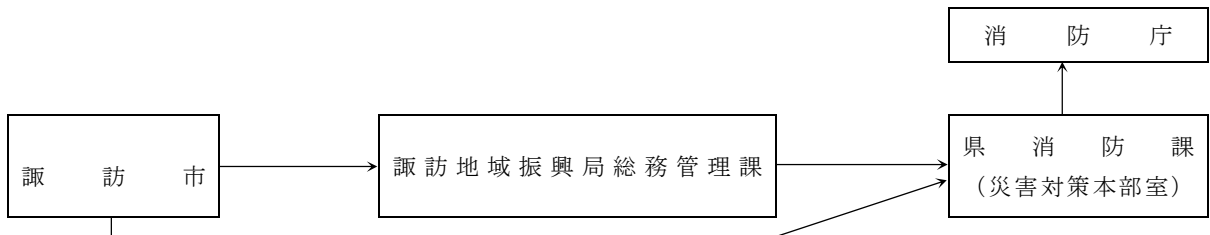


注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

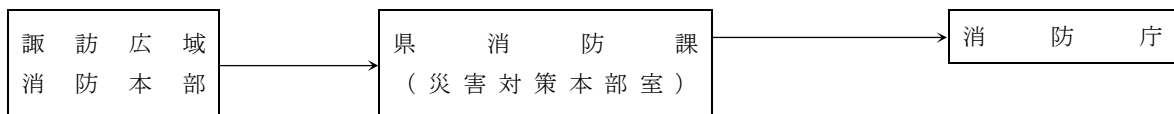
(16) 公益事業関係被害 様式第16号



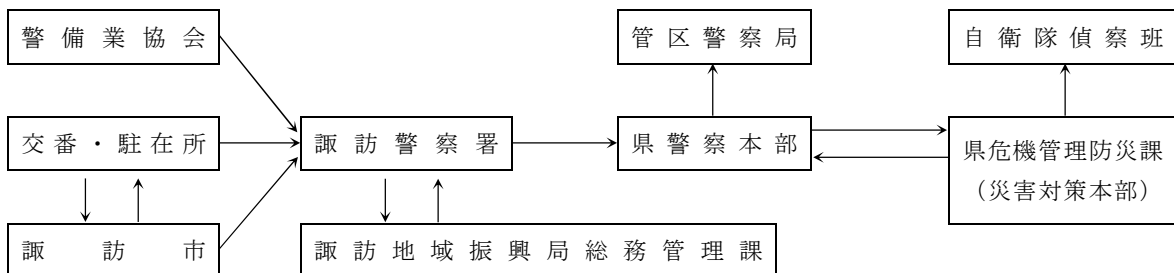
(17) 火災速報 様式第17号



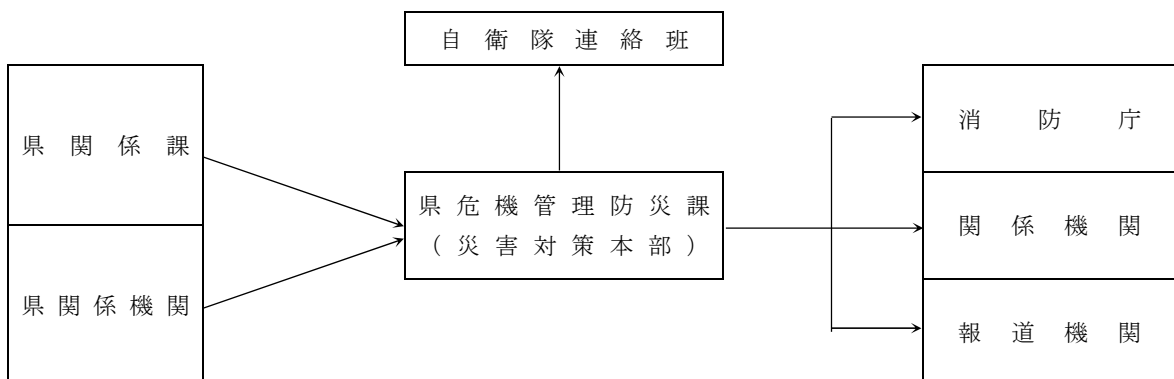
(18) 火災等速報 (危険物に係る事故)



(19) 警察調査被害状況報告 様式第18号

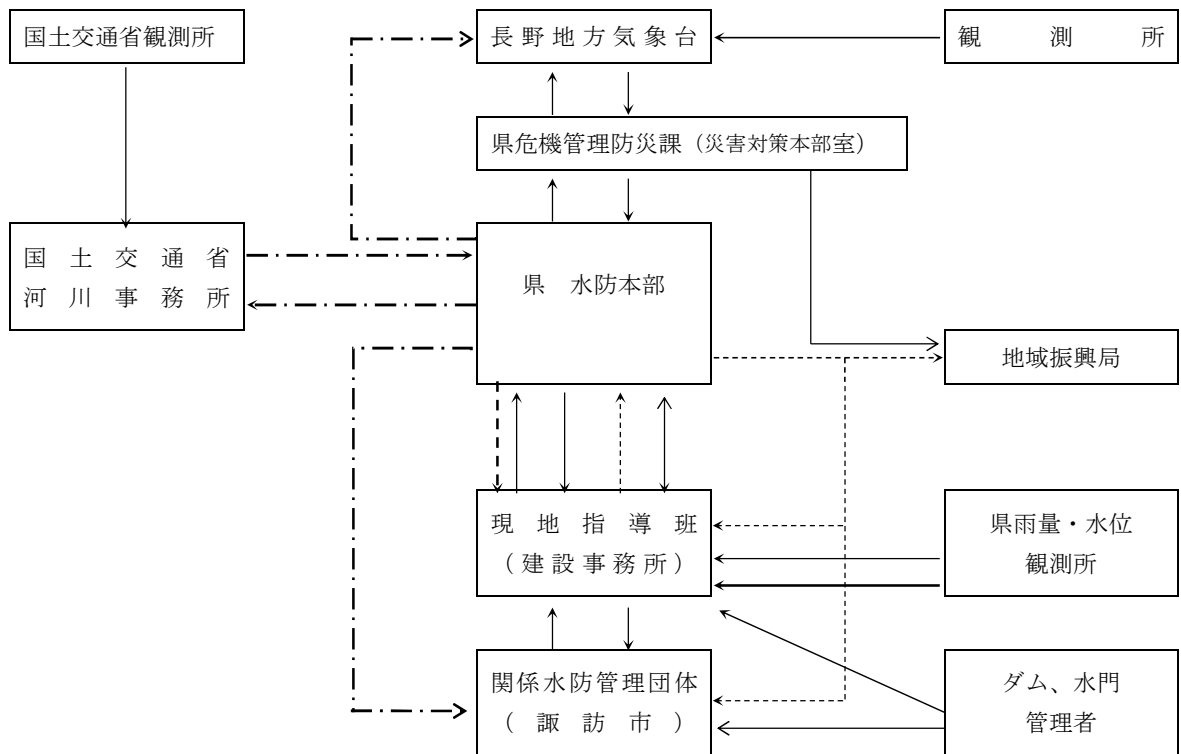


(20) 被害状況総合報告



注：県関係課及び関係機関から危機管理防災課への報告は(2)から(17)までの報告によるものであること。

(21) 水防情報
雨量・水位の通報



1. —————→ はオンライン配信又はN T Tファクシミリ等による伝達を示す。
2. -----→ はファクシミリによる伝達を示す。
3. —————→ は長野県水防情報システムを示す。
4. - - - - -→ 統一河川情報システムを示す
5. -----→ は長野県HP「砂防ステーション」による補助的伝達系統

第3節 非常参集職員の活動

第1 基本方針

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するために、法令及び防災計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期す。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を実施するとともに、災害の状況により、市災害対策本部を設置する。

第3 活動の内容

【市が実施する対策】

1 責務

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

2 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じた活動体制をとる。

職員は次の動員配備基準により、自主参集又は電話連絡又は職員一斉の防災メール等により参集する。職員の動員配備基準は、次のとおりとする。

(下線部は、自動発令により参集)

種別		配備基準	配備体制及び処理事項
事前体制	担当課配備	<ul style="list-style-type: none"> ■<u>気象注意報(大雨、洪水等)が発表され、危険な状態が予想されるとき</u> ■<u>気象警報(大雨、洪水、浸水害、暴風等)が発表されたとき</u> ■<u>水防警報の発表(洪水警報、氾濫警戒情報等)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ■企画部本部室(危機管理室)、土木対策部土木庶務班、経済対策部農政班の職員 主に災害発生前に現地調査、情報収集・伝達を行う。
	第1次配備	<ul style="list-style-type: none"> ■<u>気象警報(大雨、土砂災害、洪水、暴風)が発表され、かつ浸水・土砂・洪水キキクルのいずれかが赤の場合</u> ■<u>水防警報の発表(洪水警報、氾濫警戒情報等)</u> ■<u>水位周知河川の水位が、予め決めた基準を超える場合</u> ■<u>土砂災害警戒情報が発表されたとき</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ■企画部本部室の職員(※)、土木対策部土木庶務班、経済対策部農政班の職員 ※状況により係長以上のみ ①連絡要員を配置 ②情報収集及び関係機関との連絡 ③危険個所の状況確認 ④状況の変化による警戒体制への移行準備ほか

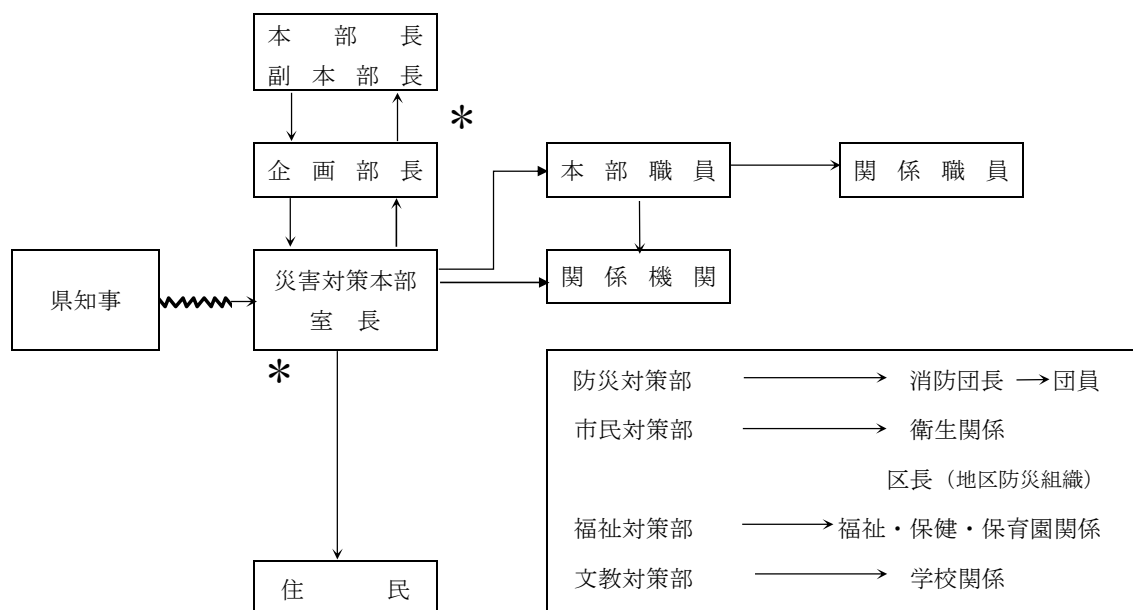
警戒体制	第2次配備	<ul style="list-style-type: none"> ■気象警報（大雨、土砂災害、洪水、暴風）が発表され、かつ浸水・土砂・洪水キキクルのいずれかが紫又は赤の場合 ■水防警報の発表（洪水警報、氾濫警戒情報等） ■水位周知河川の水位が、はん濫注意水位を超える場合 ■土砂災害警戒情報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ■企画部本部室、配備検討会及び下記対策部の職員 本部室、総務部総務班、土木対策部土木庶務班、経済対策部農政班、防災対策部、文教対策部、福祉対策部の職員ほか 【高齢者等避難の発令を判断できる体制】 ①情報収集及び関係機関との連絡 ②危険個所の状況確認 ③災害本部への移行準備 ④避難所等の開設準備
災害対策体制	第3次配備	<ul style="list-style-type: none"> ■気象警報が発表され、災害が予想されるとき ■大雨特別警報が発表されたとき ■水位周知河川の水位が、避難判断水位【高齢者等避難レベル】を超えるとき ■土砂災害警戒情報が発表されたとき ■小災害が発生し、応急対策が必要なとき ■その他甚大な被害が予想されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ■全対策部の係長以上の職員ほか 【高齢者等避難を発令できる体制】 ①被害状況調査 ②応急対策（救助、避難所開設、交通規制等） ③危険地域の災害予防措置 ④第4次配備への移行準備
災害対策体制	第4次配備	<ul style="list-style-type: none"> ■市内に災害が発生 ■大雨特別警報が発表されたとき ■土砂災害警戒情報が発表されたとき ■水位周知河川の水位が、はん濫危険水位【避難指示レベル】を超えるとき ■局地的に大災害が発生 ■第3次配備では対処できない ■その他甚大な被害が予想されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ■全職員 【避難指示を発令できる体制】 【災害本部（災害警戒本部・災害対策本部）設置】 ①被害状況調査 ②応急対策 ③復旧対策 ④応援要請 ⑤物資の調達ほか

3 配備指令の伝達及び配備担当者の招集

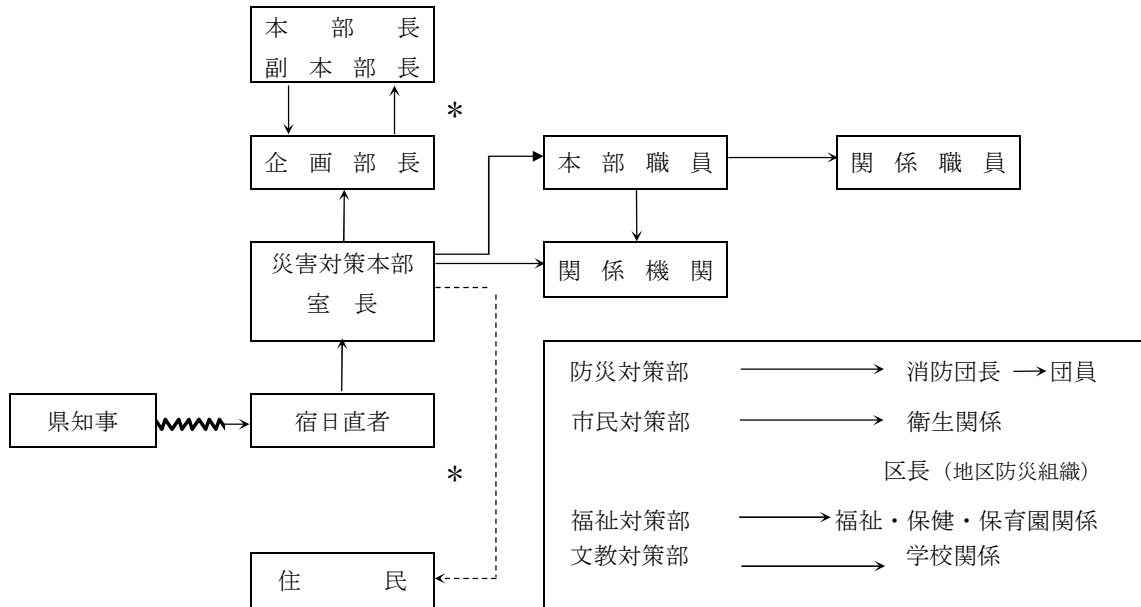
(1) 伝達系統

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は次の方法で行う。

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



* ただし、防災上必要と認めるときのみ

〰 県防災無線

— 有線電話又は市内防災行政無線

(2) 伝達方法

配備決定に基づく危機管理室長からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法による。

ア 勤務時間内

本 庁	庁内放送のほか、電話、掲示板、使走等のうち最も速やかに行える方法による。
現 地	防災行政無線による一斉送信のほか、電話、掲示板、使走等により伝達する。

イ 勤務時間外

本 庁	電話、携帯電話、防災メール、使走等のうち最も速やかに行える方法による。
現 地	防災行政無線による一斉送信のほか、電話、携帯電話・防災メール、使走等により伝達する。

(3) 配備担当者の決定

関係部長は、あらかじめ配備担当者並びにその連絡方法を定めておく。

(4) 自主参集

前記2「活動体制」における「自動発令により参集」及び電話等の不通により連絡が取れない場合、職員は参集基準により、自主的に判断し、自ら進んで参集し、災害対策本部の事務掌握につく。

(5) 参集時の留意事項

ア 服装は作業服等、安全、便利、動きやすい服装、ヘルメット又は帽子着用、靴は運動靴又は長靴とする。

イ 携帯品は、作業用手袋、タオル、筆記用具、懐中電灯、携帯ラジオ、水筒、食糧、その他必要なものとする。

ウ 職員は、参集途上において人身事故等に遭遇し、緊急に救助の手助けが必要と判断した場合は、付近住民に協力し、救命を第一とする。

エ 職員は参集上において知り得た被害状況（人身、家屋、道路、河川、崖崩れ等）を所属長又は参集場所の指揮者に速やかに報告する。

オ 道路・鉄道の寸断等により、登庁ができない場合は、最寄りの出先機関又は避難所等に参集し、本来の所属機関に現在の所在地等の連絡をした上で、指示を受ける。

カ 各部長は、配備命令に基づき職員の配備を完了したときは、速やかに配備人員、活動状況、被害状況等について把握し、本部室長に連絡し本部室長は各部の状況をまとめて本部長に報告する。

(6) 配備検討会

ア 配備検討会の開催

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合で災害対策本部を設置するまでに至らない場合は、配備検討会を開催する。

イ 配備検討会の構成、協議事項は下記のとおりとし、事務局を危機管理室市民安全係とする。

配備検討会の構成	協議事項
<ul style="list-style-type: none"> ・企画部長 ・企画部危機管理室長 ・企画部企画政策課長 ・総務部総務課長 ・建設部建設課長 ・経済部農林課長 ・消防課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集 ・気象状況等の評価のための専門、研究機関からの情報収集 ・今後の対応策と配備体制の検討 ・その他
<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理室市民安全係 	事務局

4 災害対策本部の設置等

(1) 設置基準

市長は、前記2「活動体制」における災害対策体制（第1次配備、第2次配備）の体制をとるべき状況のときで必要があると認めるときは、市災害対策本部（以下「本部」という）を設置する。

設置の基準はおおむね次のとおりとする。

ア 大規模な災害が発生するおそれがあるとき。

イ 災害が発生しその規模及び範囲から判断し本部を設置してその対策を要すると認められるとき。

ウ 災害救助法が適用されたとき。

(2) 体制の種別

災害の状況に応じ、前記2「活動体制」における事前体制、警戒体制、災害対策体制のうち必要と認める体制をとる。

(3) 本部の組織

市災害対策本部の組織及び事務分掌は、諏訪市災害対策本部条例に定めると

ころにより、別表1及び別表2のとおりとする。

(4) 本部設置場所

災害対策本部は、災害の状況に応じ以下の場所に設置する。

ア 本庁舎内に設置する。

イ 本庁舎が被災した場合、市役所別棟、消防署、文化センター（諏訪市公民館）の順に検討し、市長の決定をもって設置する。

資料編 ・ 諏訪市災害対策本部条例

〈災害対策本部設置場所〉

種別	名称	所在地	電話番号
原則設置場所	市役所庁舎	諏訪市高島1-22-30	0266-52-4141
代替設置場所	市役所別棟	諏訪市高島1-22-30	0266-52-4141
代替設置場所	消防署	諏訪市上川3-2505	0266-52-0119
代替設置場所	文化センター	諏訪市湖岸通り5-12-18	0266-58-4807
代替設置場所	諏訪市公民館	諏訪市湖岸通り5-12-18	0266-53-6219

(5) 本部長及び副本部長

ア 市長を本部長とし、副市長・教育長を副本部長とする。

イ 本部長が不在又は事故等により、指揮をとることが困難な場合は、副本部長がその職務を代理する。市長、副市長ともに不在等の場合の職務代理者は、教育長、企画部長の順とする。

〈本部長職務代理者〉

1位	2位	3位
副市長	教育長	企画部長

(6) 本部室の設置

ア 災害対策本部が設置された場合は、本部事務局として本部室を設ける。

イ 本部室長は危機管理室長、副室長は企画政策課長、地域戦略・男女共同参画課長をもって充てる。

ウ 本部室は、本部の庶務、各部の連絡、調整及び本部長命令の伝達等を行う。

(7) 腕章の着用

本部長、副本部長、部長、その他の本部員は、災害対策活動に従事するときは、腕章を着用する。

(8) 災害対策本部設置・廃止の通知

災害対策本部を設置・廃止したときは、次の機関等に通知又は公表する。また、市庁舎玄関に本部標識板を掲出する。

通知又は公表先	通知又は公表の方法	担当班
県（諏訪地域振興局）	市防災行政無線、電話、その他	総務部
諏訪警察署	〃	〃
指定公共機関	〃	〃
一般住民	市防災行政無線、広報車、その他	〃
報道機関	電話、口頭、文書	〃
各部	庁内放送	〃

(9) 各部班の活動要領

- ア 各部長は、所属の職員のうちから本部連絡員を指名する。
- イ 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに関係機関からの情報を本部連絡員を通じ企画部に報告する。
- ウ 企画部部長（企画部長）は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告する。
- エ 総務部部長（総務部長）は、災害の状況、当該災害についての県の対策及び被害者に対する連絡事項等を必要の都度報道関係の協力を得て周知する。
- オ 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。
- カ 本部長は、必要に応じ、本部員会議を招集する。

(10) 災害対策本部員会議

- ア 本部員会議は、本部長・副本部長・部長をもって構成し、災害応急対策について協議する。
- イ 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集する。
- ウ 各部長は、本部員会議の開催を必要と認めたときは、企画部長に申し出る。
- エ 会議には必要に応じて指定（地方）公共機関等防災関係機関の職員の出席を要請する。
- オ 協議事項
 - (ア) 災害対策本部の配備体制に関すること。
 - (イ) 災害情報、被害状況の分析及びこれに伴う活動の基本方針に関すること。
 - (ウ) 災害救助法の適用に関すること。
 - (エ) 現地災害対策本部に関すること。
 - (オ) 国・県及び関係機関との連絡調整に関すること。
 - (カ) 他市町村及び関係機関への応援要請に関すること。
 - (キ) 災害対策経費に関すること。

(ク) その他災害対策に関する重要事項

(11) 現地災害対策本部の設置

- ア 本部長は、現地の情報を把握し、応急対策の実施等に必要があると認めた場合は、災害地に現地災害対策本部を置く。
- イ 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。
- ウ 現地災害対策本部は、本部の指揮により、本部の任務のうち、急を要する対策について、関係機関からの連絡、状況報告、要請に基づき適切な処置を講ずるものとする。

(12) 国及び県の現地対策本部等との連携

国の非常災害現地対策本部若しくは緊急災害現地対策本部又は県の現地対策本部が市内に設置された場合等は、当該現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

(13) 本部の廃止

本部長は、市域内において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止する。

- ア 災害救助法による応急救助が完了したとき。
- イ 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。
- ウ 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。
- エ 被害数値がおおむね確定したとき。
- オ その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。

(14) 市水防本部との関係

市水防本部は、市災害対策本部が設置されたときは、同本部組織の一部としてその事務または業務を処理する。

(15) 職員の応援

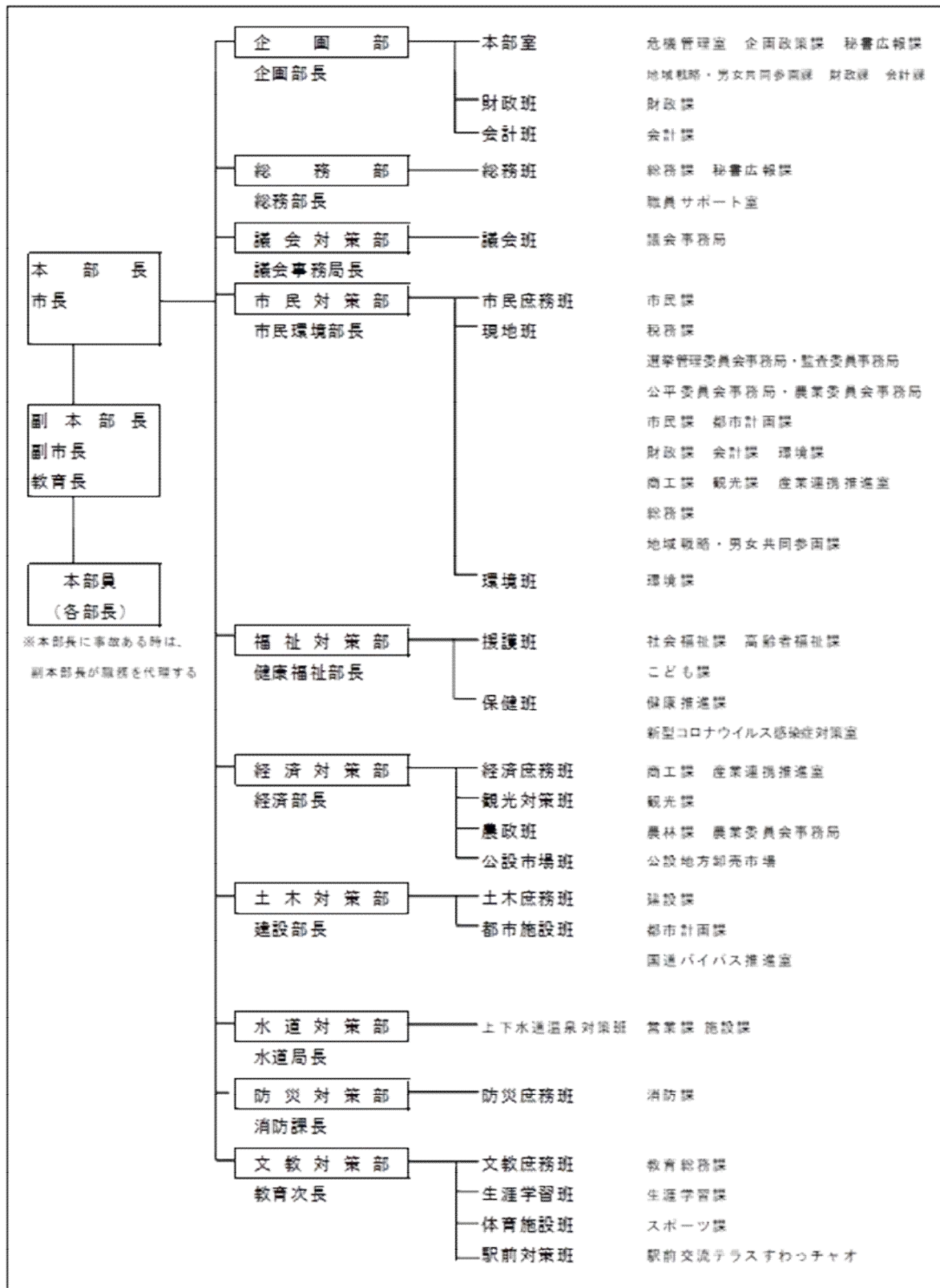
- ア 市職員間の応援
市職員は、状況に応じ、職員間の相互応援を適宜行う。
- イ 他機関への応援要請
市の職員をもっても不足する場合、又は特定職種の職員が不足する場合、他の機関の応援を求める。※参照 【第4節 広域相互応援活動】

(16) 災害救助法が適用された場合の体制

市域に災害救助法が適用されたときは、本部長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとる。

別表1 諏訪市災害対策本部組織及び編成

別表1 諏訪市災害対策本部組織及び編成



別表2 諏訪市災害対策本部の事務分掌

部	班	班員	分担事務
企画部 部長 [企画部長]	本部室		
	◎ 室長 危機管理室長	危機管理室 市民安全係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関する事 2 災害対策本部の運営、総合企画、連絡調整に関する事
	○ 副室長 企画政策課長 地域戦略・男女共同参画課長	企画政策課 企画政策係 スマート化推進係 地域戦略・男女共同参画課	3 本部員会議に関する事 4 防災会議に関する事 5 職員の配備計画に関する事 6 無線通信の総括に関する事
	統括班 情報受理班 情報広報班	地域戦略係 秘書広報課 広報戦略係 財政課 管財契約係	7 災害情報等の収集及び伝達に関する事 8 被害状況の総括、収集及び報告に関する事 9 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関する事 10 避難所開設指示に関する事 11 災害救助法の総括に関する事 12 応援協定に関する事 13 災害関係の広報に関する事 14 その他各部に属さない事項及び本部の庶務に関する事
	財政班 ◎ 班長 財政課長	財政課 財政係 管財契約係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関する事 2 災害経費の予算措置に関する事 3 市有財産の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関する事 4 他班の応援に関する事
	会計班 ◎ 班長 会計管理者	会計課 出納係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関する事 2 災害対策物品の調達に関する事 3 災害経費の出納に関する事 4 義援金の保管に関する事 5 他班の応援に関する事
総務部 部長 [総務部長]	総務班 ◎ 班長 総務課長 ○ 副班長 秘書広報課長 職員サポート室長	総務課 庶務法規係 職員係 庁舎車両管理係 秘書広報課 秘書係 広報戦略係 職員サポート室	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関する事 2 庁舎の被害情報の収集及び報告に関する事 3 庁舎の保安対策に関する事 4 広報記録に関する事 5 自衛隊の派遣要請・連絡調整に関する事 6 自衛隊員の宿泊施設等の確保、ヘリポート及び車両置場の確保、並びに自衛隊員が使用する災害応急対策用資(機)材等の確保に関する事

部	班	班員	分担事務
			7 公用車の管理及び配車に関すること 8 緊急輸送車両の確保に関すること 9 関係機関・団体等に対する協力及び応援要請に関すること 10 災害見舞等に関すること 11 職員の動員、勤務の把握、配置替えに関すること 12 職員の食糧調達、サポート支援に関すること 13 他班の応援に関すること
議会対策部 部長 [議会議務局長]	議会班 ◎ 班長 議会議務局長 次長	議会議務局 庶務係 議事係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関すること 2 市議会に関すること 3 議員との連絡調整に関すること 4 他班の応援に関すること
市民対策部 部長 [市民環境部長]	市民庶務班 ◎ 班長 市民課長	市民課 市民係 市民窓口係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関すること 2 市民の要望苦情等の処理に関すること 3 主要食糧の調達、確保に関すること 4 り災証明・被災届出証明に関すること 5 被災者の安否問合わせに関すること 6 死傷病者に関すること 7 死体の収容所の開設に関すること 8 埋火葬に関すること 9 その他部の庶務及び連絡調整に関すること 10 他班の応援に関すること
	現地班 ◎ 班長 税務課長 ○ 副班長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長	税務課 収納係 市民税係 資産税係 市民課 国保医療係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関すること 2 被災地及び被災世帯の被害状況調査、収集、報告に関すること 3 本部及び被災者との連絡に関すること 4 被災地との連絡および救援活動に関すること 5 救護物資等の配布に関すること 6 他班の応援に関すること

部	班	班員	分担事務
	公平委員会事務局 局長	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 公平委員会事務局 農業委員会事務局 財政課 財政係 管財契約係 会計課 出納係 環境課 環境保全係 商工課 工業振興係 産業連携推進室 産業連携推進係 観光課 観光係 都市計画課 計画係 総務課 庶務法規係 職員係 地域戦略・男女共同 参画課 地域支援係 条例公民館 (豊田・四賀) 中洲・湖南 公民館	
	環境班 ◎ 班長 環境課長	環境課 環境衛生係 環境保全係 清掃センター	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関すること 2 清掃施設等の被害調査、収集、報告及び災害対策に関すること 3 環境衛生団体の連絡、調整に関すること

部	班	班員	分担事務
			4 伝染病対策及び防疫に関すること 5 死亡獣畜の処理に関すること 6 ペットの逸走対策及び保護、収容、救護に関する こと 7 被災地の廃棄物処理に関すること 8 被災地・避難所のし尿処理に関すること 9 有害物質の安全確保及び指導に関すること 10 他班の応援に関すること
福祉対策部 部長 [健康福祉部長]	援護班 ◎ 班長 社会福祉課長 ○ 副班長 高齢者福祉課長 こども課長	社会福祉課 社会係 生活福祉係 障がい福祉係 高齢者福祉課 高齢者福祉係 介護保険係 こども課 子育て支援係 こども応援係 保育係 各保育園 蓼科保養学園	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難 誘導に関すること 2 福祉施設の被害状況調査、収集、報告及び災害対 策に関すること 3 災害時要援護者避難支援計画による災害時要援護 者対策に関すること 4 福祉避難所の開設・運営に関すること 5 福祉施設の災害対策に関すること 6 福祉施設入所者の安全対策、避難救助に関するこ と 7 飲食料品、生活必需品等の総括的把握及び供給、 配布、貸与に関すること 8 義援金・救援物資の受け入れ及び配布に関するこ と 9 炊き出しに関すること 10 日赤奉仕団、民生委員等社会福祉団体との連絡調 整に関すること 11 所轄施設の避難者の救護及び避難者名簿の作成に 関すること 12 ボランティアに関すること（社会福祉協議会との 調整） 13 見舞金等の配布に関すること 14 災害救助法の手続きに関すること 15 災害援護資金等の貸付に関すること 16 他班の応援に関すること
	保健班 ◎ 班長 健康推進課長	健康推進課 健康予防係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難 誘導に関すること 2 保健施設の被害状況調査、収集、報告及び災害対

部	班	班員	分担事務
	○ 副班長 新型コロナウイルス感染症対策室長	健康支援係 新型コロナウイルス感染症対策室 新型コロナウイルス感染症対策係	策に関すること 3 救護所の開設、運営に関すること 4 伝染病対策及び防疫に関すること 5 医薬品等の調達、確保、供給に関すること 6 医師会、医療機関との連絡調整に関すること 7 被災地の救護活動に関すること 8 日赤救護班の出動要請及びその協力に関すること 9 助産に関すること 10 被災者に対する保健指導に関すること 11 他班の応援に関すること
経済対策部 部長 [経済部長]	経済庶務班 ◎ 班長 商工課長	商工課 商業振興係 工業振興係 産業連携推進室 産業連携推進係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関すること 2 商工施設の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 3 関係施設利用者の安全対策及び避難救助に関すること 4 商工関係団体等の連絡、調整に関すること 5 商工関係者の災害対策の指導及び措置に関すること 6 商工関係災害資金の融資斡旋に関すること 7 その他部の庶務及び連絡調整に関すること 8 他班の応援に関すること
	観光対策班 ◎ 班長 観光課長	観光課 観光係 施設管理係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関すること 2 観光施設の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 3 観光施設利用者の安全対策及び避難救助に関すること 4 観光客の安全確保に関すること 5 観光関係団体等の連絡、調整に関すること 6 観光関係者の災害対策の指導及び措置に関すること 7 観光関係災害資金の融資斡旋に関すること 他班の応援に関すること
	農政班 ◎ 班長	農林課 農業振興係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関すること

部	班	班員	分担事務
	農林課長	耕地林務係 農業委員会事務局	2 農林漁業関係の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 3 農林漁業関係者の災害対策の指導及び措置に関すること 4 営農資金、農林漁業資金等の融資斡旋に関すること 5 応急資機材の調達及び確保に関すること 6 農林漁業関係施設の応急対策及び復旧に関すること 7 病虫害防除に関すること 8 信州諏訪農業協同組合との連絡調整に関すること 9 他班の応援に関すること
	公設市場班 ◎ 班長 公設地方卸売市場 場長	公設地方卸売市場	1 関係施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 公設地方卸売市場の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 3 非常用生鮮食料品等の集荷確保に関すること 4 他班の応援に関すること
土木対策部 部長 [建設部長]	土木庶務班 ◎ 班長 建設課長	建設課 管理計画係 工事係 交通安全係 用地管理係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関すること 2 公共土木施設の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 3 応急資機材の調達及び確保に関すること 4 関係機関及び関係団体との連絡、調整及び応援要請に関すること 5 迂回路線の設定及び障害物の除去等交通の確保に関すること 6 交通情報の収集伝達、交通規制に関すること 7 急傾斜地、崖崩れ等の予防・応急対策に関すること 8 その他部の庶務及び連絡調整に関すること 9 道水路の応急危険度判定に関すること 10 他班の応援に関すること
	都市施設班 ◎ 班長 都市計画課長 ○ 副班長 国道バイパス対策推進室長	都市計画課 計画係 街路区画整理係 建築住宅係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関すること 2 都市施設の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 3 応急資機材の調達及び確保に関すること

部	班	班員	分担事務
		公園緑地係 国道バイパス対策推進室	4 公営住宅の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 5 建物、土地の危険度判定に関すること 6 建物被害に係わる被災の程度の判定に関すること 7 関係機関及び関係団体との連絡、調整及び応援要請に関すること 8 応急仮設住宅の建設及び入居者の選定に関すること 9 住宅建設資金・災害復興住宅資金の融資斡旋に関すること 10 事業実施中の宅地造成区域内、及び区画整理区域内の災害対策に関すること 11 住宅応急修理、障害物の除去に関すること 12 他班の応援に関すること
水道対策部 部長 [水道局長]	上下水道温泉 対策班 ◎ 班長 営業課長 施設課長	営業課 庶務係 料金係 施設課 上水道係 温泉係 下水道係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関すること 2 水道温泉施設の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 3 飲料水の確保及び供給に関すること 4 水道温泉施設の保全に関すること 5 水道温泉施設の応急対策及び復旧に関すること 6 給水等の広報に関すること 7 下水道施設の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 8 下水道施設の保全に関すること 9 下水道施設の応急対策及び復旧に関すること 10 関係機関及び関係団体への応援要請に関すること 11 他班の応援に関すること
防災対策部 部長 [消防課長]	防災庶務班 ◎ 班長 消防課長 警防担当参事 担当参事	消防課 消防係	1 消防署が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関すること 2 災害情報の収集及び報告に関すること 3 消防活動、水防活動に関すること 4 応急資器材の調達及び確保に関すること 5 被災者の救助及び救急活動に関すること 6 消防団、防火防犯組合、自主防災組織等関係機関との連絡調整に関すること 7 災害警報の発令、伝達に関すること

部	班	班員	分担事務
			8 防災無線に関すること 9 気象情報、水防警報等の受領及び伝達に関すること 10 消防、水防施設の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 11 行方不明者及び遺体の捜索に関すること 12 被災地の警備に関すること 13 長野県広域消防相互応援協定に基づく応援要請に関すること 14 危険物の安全確保に関すること 15 避難者の誘導に関すること 16 災害の警戒、防御に関すること 17 その他部の庶務及び連絡調整に関すること
文教対策部 部長 [教育次長]	文教庶務班 ◎ 班長 教育総務課長	教育総務課 教育総務係 学務係 教育企画係 青少年係	1 教育施設の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 2 児童生徒の安全対策及び避難救助に関すること 3 被災児童生徒の把握及び学用品の調達配布に関すること 4 教育施設の選定に関すること 5 被災児童生徒に対する教育の実施に関すること 6 学校給食に関すること 児童生徒に対する防災教育に関すること 7 避難所の開設及び管理運営に関すること 8 収容避難者名簿の作成に関すること 9 その他部の庶務及び連絡調整に関すること 10 他班の応援に関すること
	生涯学習班 ◎ 班長 生涯学習課長	生涯学習課 生涯学習係 文化財係 公民館 文化センター 図書館 博物館 美術館	1 社会教育施設及び文化財の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 2 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 3 避難所の開設及び管理運営に関すること 4 収容避難者名簿の作成に関すること 5 他班の応援に関すること

部	班	班員	分担事務
	体育施設班 ◎ 班長 スポーツ課長	スポーツ課 スポーツ振興係 施設管理係	1 体育施設の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 2 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 3 避難所の開設及び管理運営に関すること 4 収容避難者名簿の作成に関すること 5 他班の応援に関すること
	駅前対策班 ◎ 班長 すわっチャオ館長	駅前交流テラス すわっチャオ 企画運営係 放送大学係	1 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 避難所の開設及び管理運営に関すること 3 収容避難者名簿の作成に関すること 4 他班の応援に関すること

(注) 諏訪市組織規則に基づく部・局の次長、担当参事は、所属する部等の長の属する部付とする。

第4節 広域相互応援活動

【本部室・防災対策部】

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び「長野県市町村災害時相互応援協定」、「長野県消防相互応援協定」等の協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

被災した場合、発生直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備が生じないように十分配慮する。

また、他市町村が被災した場合においては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 災害時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請を行う場合の円滑な受入れ体制を確立する。
- 4 広域避難が行われる場合の体制を確立する。
- 5 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

1 応援要請

【市が実施する計画】

(1) 消防に関する応援要請

ア 県内市町村等に対する応援要請

諏訪広域消防本部は、風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない場合又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県消防相互応援協定」に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

イ 他都道府県への応援要請

諏訪広域消防本部は、アの場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村等からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

(ア) 緊急消防援助隊（緊急消防援助隊運用要綱に基づく計画による。）

- (イ) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」に基づくヘリコプターの応援
 - (ウ) その他、他都道府県からの消防の応援
- (2) 消防以外に関する応援要請
- ア 他市町村に対する応援要請
 - (ア) 市長は、風水害等の非常事態において、災害の規模及び被害状況等から、市の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている相互応援協定に基づき、速やかに他市町村長に応援を要請するものとし、その旨を知事に連絡する。
 - (イ) 市長は、前記（ア）の場合における他市町村からの応援を受けても十分な応急措置が実施できないと認められるときは、他の市町村等に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援を要請するものとし、その旨を知事に連絡する。
 - a 応援を求める理由及び災害の状況
 - b 応援を必要とする職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間等
 - c 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
 - d その他必要な事項
 - イ 県に対する応援要請等
 - 市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、ア（イ） a～dに掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。
 - ウ 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等
 - 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請又はあっせんを求める。
 - エ その他の協定
 - 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、ア～イ以外の市が災害対策として締結している機関に対し応援を要請する。

- 資料編**
- ・長野県市町村災害時相互応援協定
 - ・長野県消防相互応援協定
 - ・諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定
 - ・災害時における相互応援に関する協定
 - ・災害時における応急措置に関する協定
 - ・災害時における応急生活物資提供等の協力に関する協定
 - ・災害時の医療救護活動に関する協定
 - ・災害時の歯科医療救護活動に関する協定
 - ・災害用備蓄医薬品の保管に関する覚書

2 応援体制の整備

【市が実施する計画】

応援活動は、他市町村が災害を受けた場合、必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、その災害時は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで自主的に出動する。

(1) 情報収集及び応援体制の確立

市は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え被災市町村等からの要請を受けた場合は、直ちに出動する。

(2) 指揮

市は、応援に出動した場合、被災市町村等の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

(3) 自給自足

市は、被災市町村等の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

(4) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ、連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

【長野県合同災害支援チームが実施する計画】

(1) 長野県内で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となった的確な支援を行う。

(2) 県及び市町村は「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき支援を行う。

(3) 主な支援内容は以下のとおり

ア 被災県等への職員派遣及び物資の提供

イ 被災者の受入及び施設の提供

(ア) 傷病者の受け入れ

(イ) 避難所、応急仮設住宅の提供

ウ その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 受援体制の整備

市は、円滑な受入れ体制のため、予め応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。

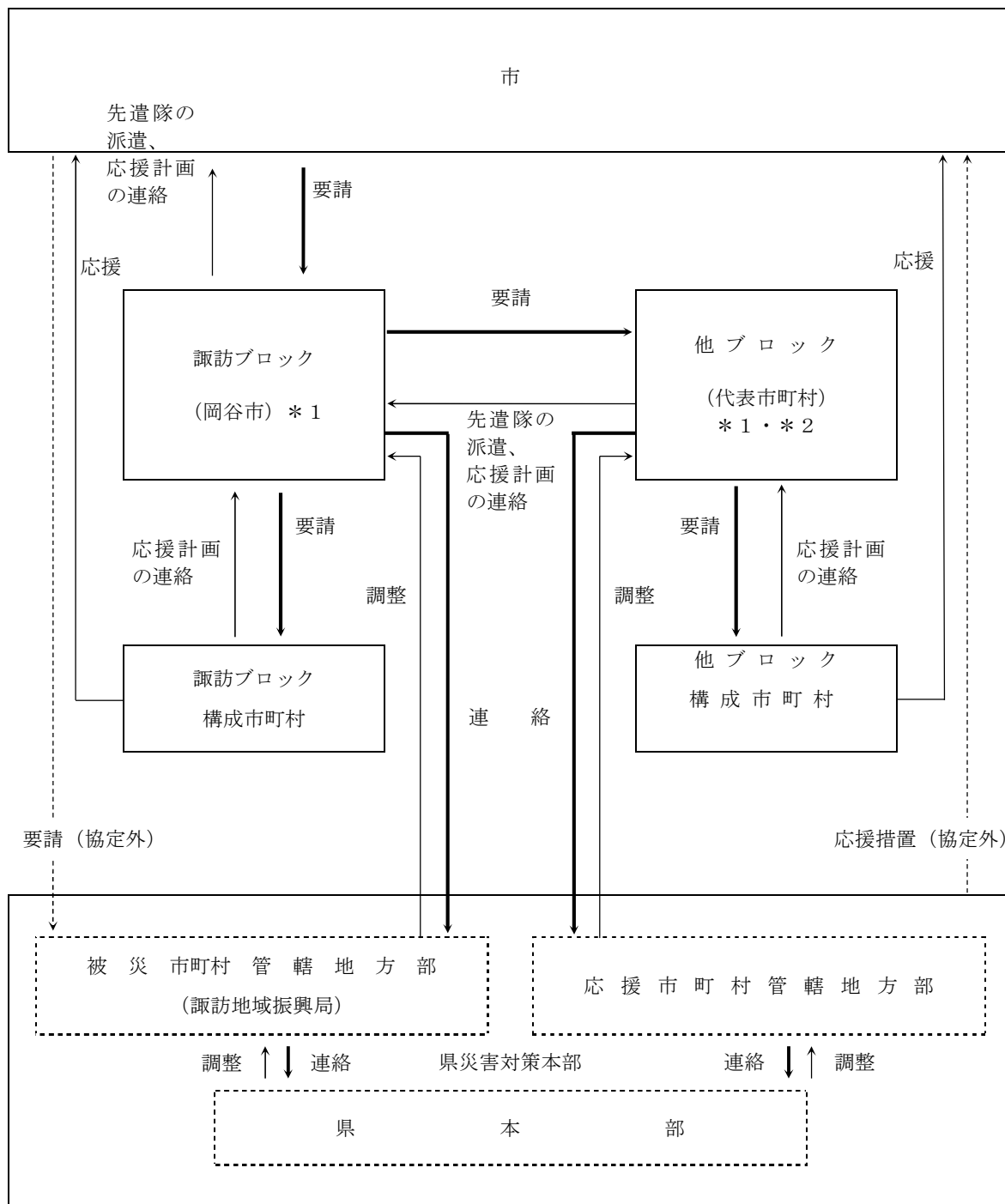
4 経費の負担

(1) 県又は他市町村ら派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災害対策基本法施行令第18条の規定に定めるところによる。

(2) (1)以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

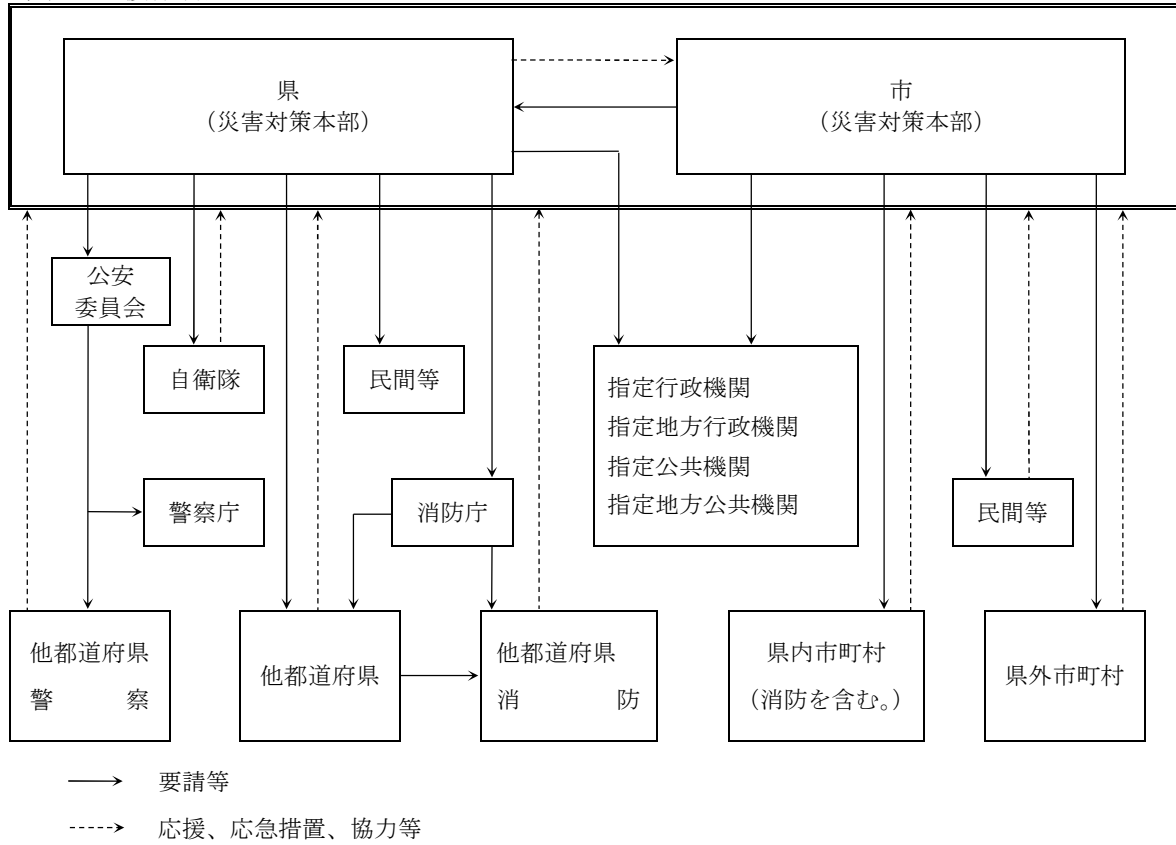
(常備消防分を除く)



- * 1 第2順以降の代表市町村を予め所属ブロック内で指定
- * 2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせを予め定める

凡例	↓	要請に係る系統 (応援協定)
	↑	応援に係る系統 (応援協定)
	⋮	要請に係る系統 (協定外)
	⋮	応援に係る系統 (協定外)

広域相互応援体制図



第5節 ヘリコプターの運用計画

【本部室・防災対策部】

第1 基本方針

災害時には、陸上の道路交通等の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

名 称	機 種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ
消防防災ヘリコプター	ベル412EP	15	○	○	○	
県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○
	アグスタAW139	17	○		○	○
広域航空消防 応援ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
ドクターヘリ	各種	6				

第2 主な活動

陸上の道路交通の寸断等の発生に伴う災害の応急対策を円滑、効果的に実施するため、必要に応じ、県にヘリコプターの出動を要請するとともに、ヘリポートの選定及び必要な人員配置等適切な措置を行う。

第3 活動の内容

【市が実施する計画】

1 ヘリコプターの要請

陸上の道路交通の寸断等が発生した場合、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策を実施するため、迅速な判断の下に、災害の状況に応じたヘリコプターの出動を県へ要請する。(別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり)。

2 出動手続の実施

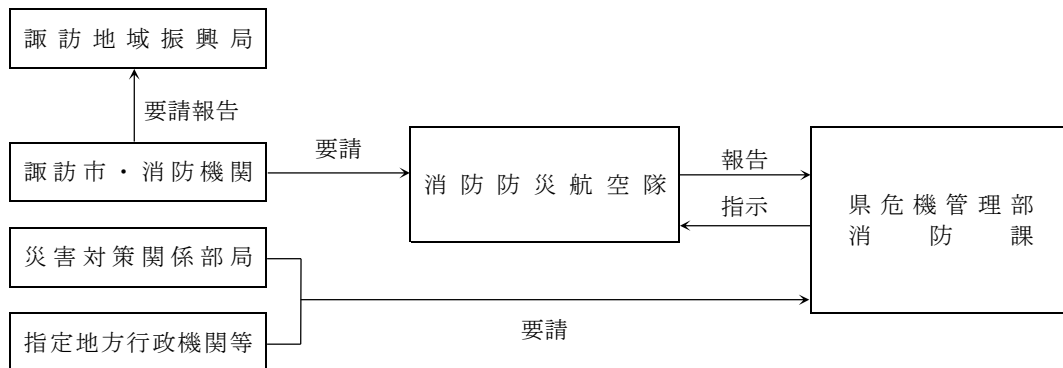
- (1) 各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動手続を行う(別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり)。
- (2) 要請に当たっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は、口頭で要請する(文書による手続が必要な場合は、後刻速やかに行う。)。
 - ア 災害の状況と活動の具体的内容(物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等)
 - イ 活動に必要な資機材等
 - ウ ヘリポート及び給油体制

- エ 要請者、現場責任者及び連絡方法
 - オ 資機材等の準備状況
 - カ 気象状況
 - キ ヘリコプターの誘導方法
 - ク 他のヘリコプターの活動状況
 - ケ その他必要な事項
- (3) 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。
- ア ヘリコプターの臨時発着場の開設
 - (ア) ヘリコプター臨時発着場（以下「ヘリポート」という。）は、資料編に掲げるとおりとする。
 - (イ) 被害状況の調査及びヘリポートの指定
本部室、防災対策部は、資料編に掲げるヘリポート及び周辺の被害状況を調査し、使用するヘリポートを指定する。
 - (ウ) 開設の方法
本部室、防災対策部は、次の要領によりヘリポートの開設を行う。
 - (エ) 広さ
開設するヘリポートの広さは、別に定める臨時ヘリポートの基準により確保する。
 - (オ) 整地（地均し）
ヘリポート内は、板、トタン、小石、砂塵等が巻き上がらないように措置するとともに、必要に応じて周囲の雑草、雑木の除去、散水等をしておく。
 - (カ) 発着点の表示
ヘリポートであることを表示するため、石灰等を用い幅30センチメートル以上の白線で半径2メートル以上の円を描き、中央にHと表示する。
 - (キ) 風向の表示
地上の状態をヘリコプターに確認させるため、吹き流しを発着場付近に立てる。吹き流しは、布製で発着に支障のないよう発着地点から離れた地点で、かつ、施設、地形等による影響の少ない場所を選ぶ。
 - (ク) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。
- (4) 連絡責任者は、ヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡に当たる。

別記 ヘリコプター要請手続要領

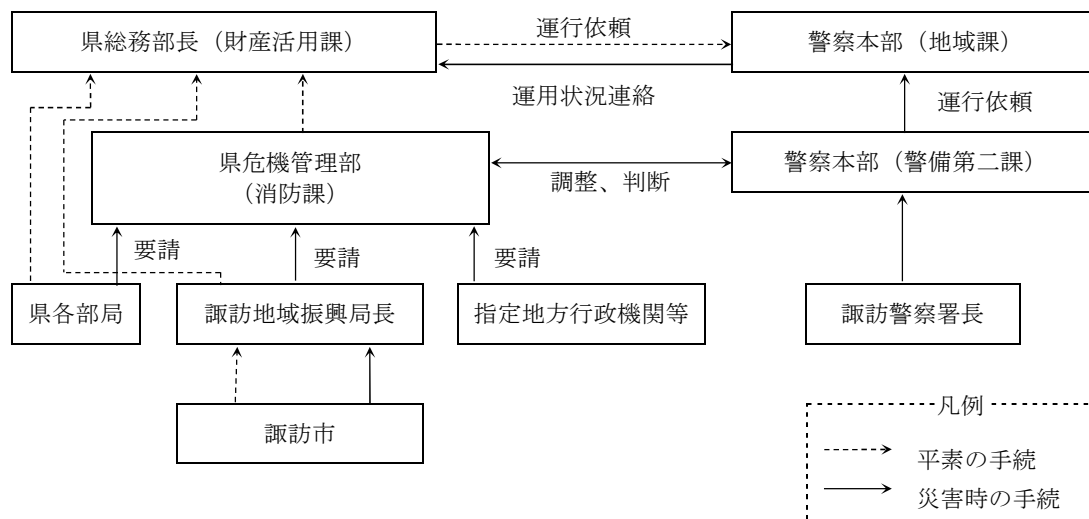
1 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に幅広く迅速に対応する。



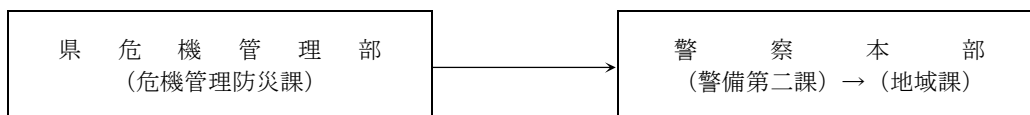
※ 連絡用無線 消防用無線（県内共通波）

呼出名称 「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」

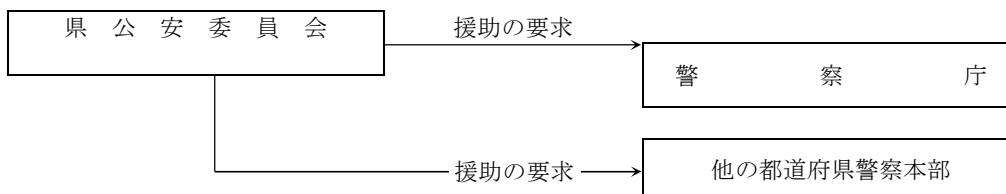


2 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプター及び県政用ヘリコプターが使用できない場合又は2機では対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。



また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行う。



3 広域航空消防応援ヘリコプター

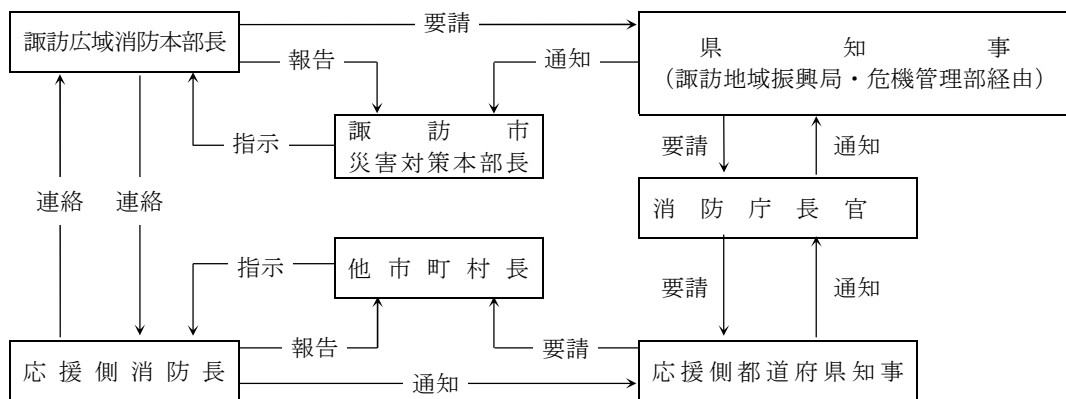
広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。

- (1) 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次航空小隊は以下のとおりである。

群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県
埼玉県	富山県	静岡県	浜松市	名古屋市

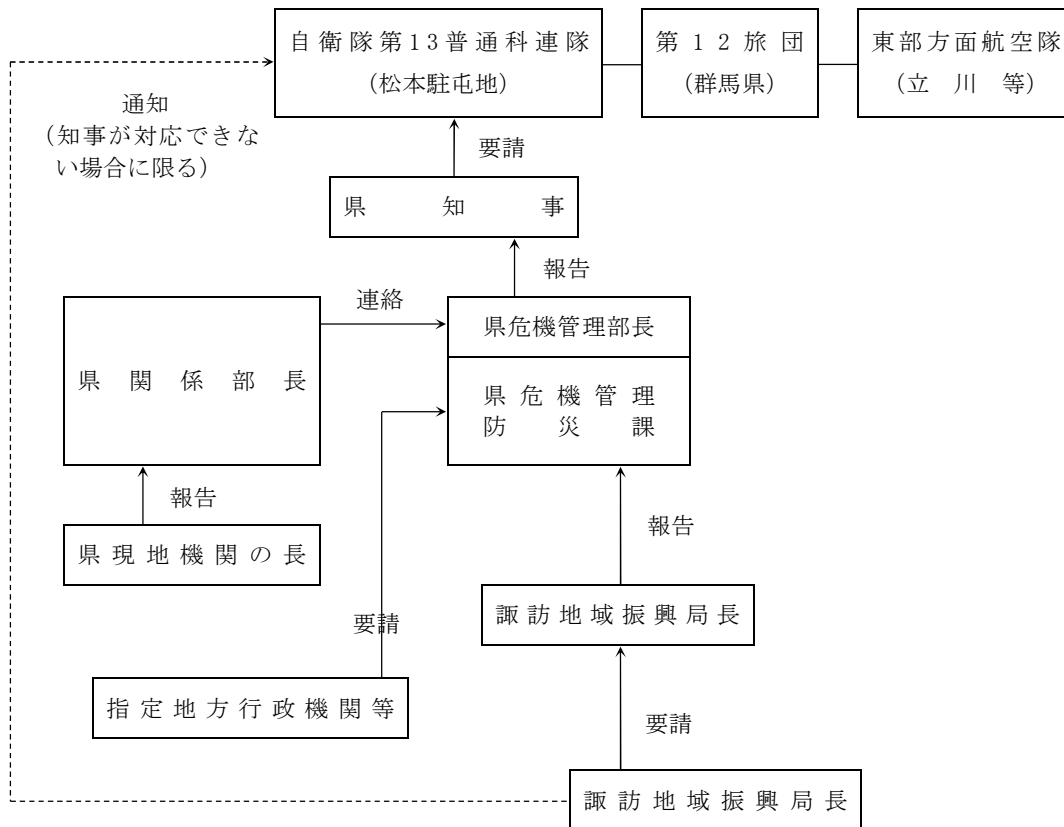
- (2) 第一次航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおりである。

栃木県	茨城県	京都府	千葉県	横浜市	川崎市	福井県	静岡県	石川県	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----



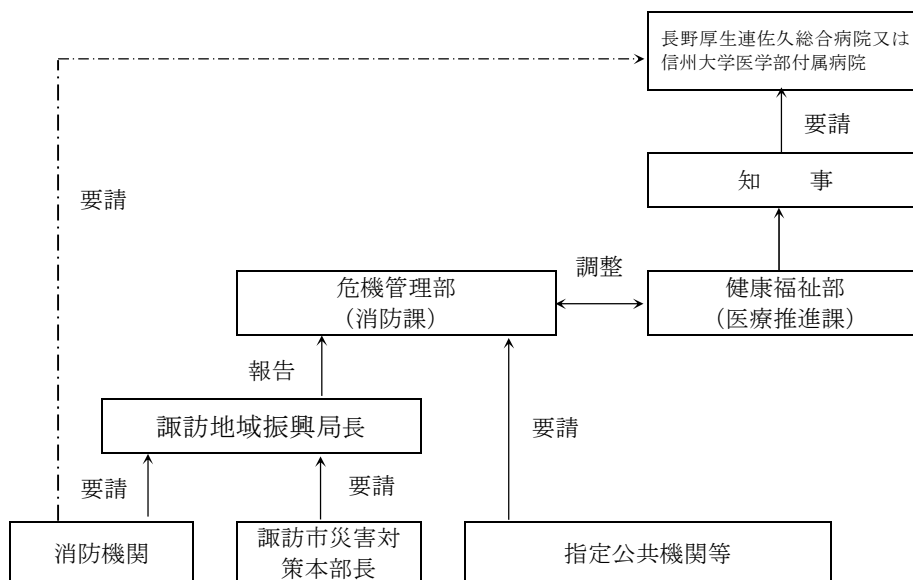
4 自衛隊ヘリコプター

要請については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。



5 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合、県危機管理部と県衛生部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院へドクターヘリの出動を要請する。



-----> 平素の手続き
 ——> 災害時の手続き

第6節 自衛隊災害派遣活動

【情報広報班・財政班】

第1 基本方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、市は、県、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

第2 主な活動

- 1 自衛隊への派遣要請の範囲及び要請手続について確認する。
- 2 県と派遣部隊の連絡調整について定め受入れ体制を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第3 活動の内容

1 派遣要請

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、早急に災害の情報収集に努め、必要があれば直ちに県を通じて派遣要請を行う。事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を県に連絡する。

【市が実施する計画】

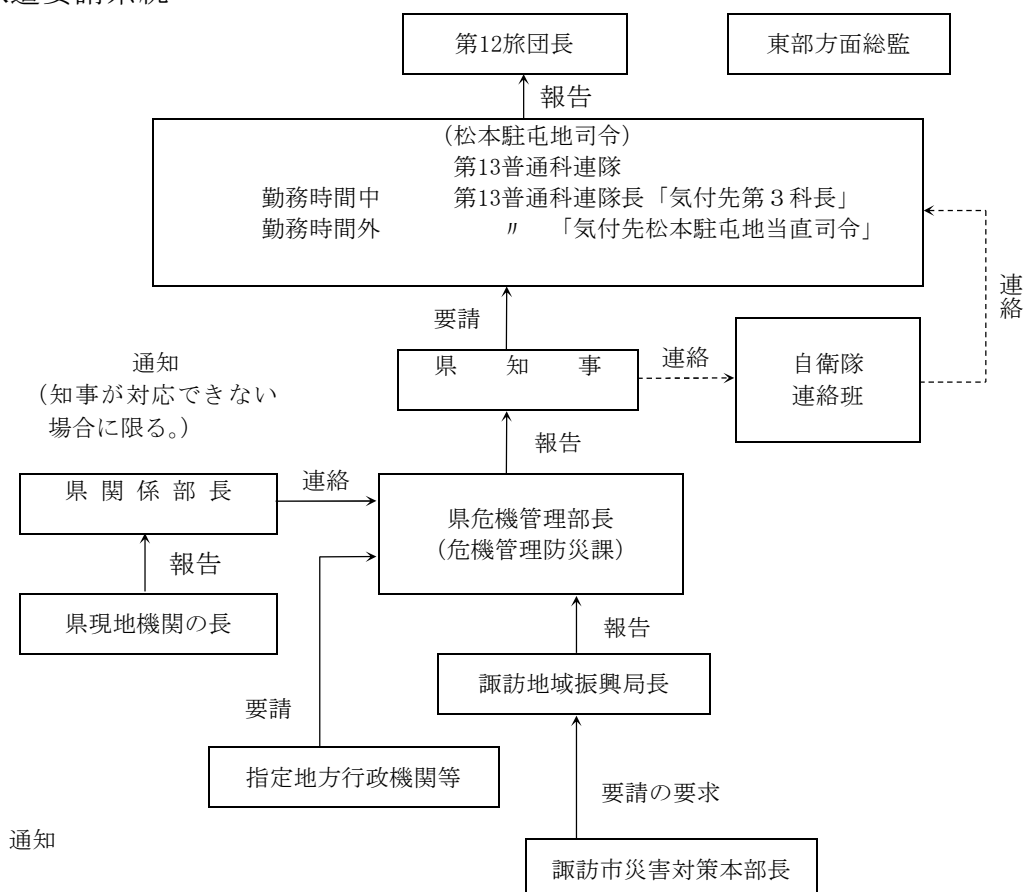
(1) 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害の状況、他の救護機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導及び輸送等の援助
遭難者等の捜索、救助	死者、行方不明者、負傷者等の捜索、救助
水防活動	土のうの作成、運搬、積み込み等
消防活動	消防車、航空機、防火器具による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	損壊及び障害物の啓開・除去
応急医療・救護・防疫	被災者に対する応急医療、救護及び免疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救護活動に必要な緊急輸送
炊飯及び給水支援	被災者に対する炊飯及び給水

救援物資の無償貸与 又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令1号)に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	自衛隊の能力で対処可能なもの

(2) 派遣要請系統



自衛隊災害派遣要請の手続系統は、次表のとおりである。

(3) 要請方法

派遣要請の範囲において自衛隊の派遣を必要とする場合は、次により要請を求める。

- ア 自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって諏訪地域振興局長に派遣要請を求める。
- イ 口頭をもって要請したときは、事後において速やかに諏訪地域振興局を通じ文書による要請処理をする。
- ウ 諏訪地域振興局長を通じての要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を、第13普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

エ 要請事項

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

- (ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況
- (オ) その他参考となるべき事項
- (カ) ヘリコプターを要請する場合は、ヘリポートの状況

〈自衛隊への連絡先〉

あて先：陸上自衛隊第13普通科連隊長
松本市高宮西1-1

連絡先：

時 間 内	時 間 外
第3科 TEL NTT 0263-26-2766 (内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766 (内線302) 防災行政無線 8-535-79 FAX NTT 0263-26-2766 (内線239) 防災行政無線 81-535-76

(4) 派遣部隊の受入措置

- ア 受入れ総括責任者は市長とする。
- イ 連絡責任者は総務部長とし、現地連絡調整者（諏訪地域振興局長等）を通じて部隊の活動等の要請を行い、また、その活動を援助する。
- ウ 総務部長は派遣部隊の到着に備え、おおむね次のような準備を実施する。
 - (ア) 宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。
 - (イ) 派遣部隊との連絡調整に当たる現場責任者を定め派遣する。
 - (ウ) 派遣の状況により建設部長と調整し、自衛隊の作業に必要な資機材を確保し、到着後直ちに活動できるよう準備する。
 - (エ) ヘリコプターの応援を受ける場合には、着陸地点、風向き表示などの必要な準備事項を行う。
 - (オ) 作業計画の連絡調整

自衛隊に対し作業を要請するに当たっては、次の事項に留意して応急対策活動の重複を避け、資機材の効果的な運用が図れるよう防災関係機関との連絡調整に努める。

 - a 作業箇所及び作業内容
 - b 作業箇所別必要人員及び資機材
 - c 作業箇所別優先順位
 - d 作業に要する資材の種類別保管場所及び調達場所
 - e 部隊との連絡方法及び連絡場所

エ 諏訪警察署長に連絡し、交通の整理、確保を図り、部隊のスムーズな移動が行えるよう配慮する。

資料編 ・ 拠点ヘリポート

2 派遣部隊の活動

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県との連絡を密にして受入れ体制を整備する。

【市が実施する計画】

- (1) 部隊の活動等について、部隊その他関係機関に行う要請は、全て県現地連絡調整者を通じて行う。
- (2) 連絡交渉の窓口の一本化を図り、県現地連絡調整者に報告する。また、派遣部隊と市町村及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置するものとする。
- (3) 部隊の宿舎、部隊の活動に要する資機材等について県現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

【住民が実施する計画】

住民は、自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行う。

3 派遣部隊の撤収要請

【市が実施する計画】

派遣部隊の撤収時期については、総務部長が、関係部長と協議して、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、県現地連絡調整者に報告する。

総務部長は、県本部長から派遣部隊の撤収の通知を受けたときは、関係部長に連絡をする。

4 経費の負担

【市が実施する計画】

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、県が調整して決定した費用

第7節 救助・救急・医療活動

【防災対策部・保健班】

【住民、医療機関等】

第1 基本方針

大規模災害時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医療品、医療用資機材の供給体制の確保、他の市町村との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

- 1 市及び県、県警察本部、消防機関、医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急活動を行う。
- 2 関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

【市等が実施する計画】

- (1) 諏訪広域消防本部は消防計画における救助・救急計画等に基づき、市災害対策本部、消防団、諏訪警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。
- (2) 市及び諏訪広域消防本部は必要に応じて他の市町村等との相互応援協定に基づく応援要請等を本章第4節「広域相互応援活動」及び本章第6節「自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図る。
- (3) 諏訪広域消防本部は、市災害対策本部、消防団、諏訪警察署及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をする。
- (4) 諏訪広域消防本部及び消防団は、救助活動に当たり、市災害対策本部、諏訪警察署等との活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

- (5) 諏訪広域消防本部は、救急活動に当たり、市災害対策本部、消防団、諏訪警察署、救護班等との密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。

- (6) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

【関係機関が実施する計画】

- (1) 日本赤十字社長野県支部は、各赤十字病院に医療救護班を編成し、医療救護（巡回診療を含む）を実施する。また、状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、又は単独で長野県赤十字救護隊を出動させ傷病者の搬送等に当たる。
- (2) 長野県医師会、諏訪市医師会、長野県歯科医師会、諏訪市歯科医師会、災害拠点病院（諏訪赤十字病院）等は、あらかじめ救護班を編成し、効率的な救助活動を行う。
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）を有する医療機関は、要請に基づきチームを派遣し、救助活動を行う。

【住民及び自主防災組織が実施する計画】

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、住民及び自主防災組織は、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 医療・助産活動

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重傷患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。

更に、市の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

【市が実施する計画】

- (1) 医療救護所等の設置

ア 市内の適当な場所に諏訪市医師会の協力を得て医療救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽傷の被災者の避難所への輸送体制を整備する。

イ 避難所での救護所の開設にあたっては、施設管理者と連携し、避難所が学校施設の場合は、保健室を利用する。

- (2) 医療救護班の設置

ア 市は、医療救護活動に関する協定に基づき、諏訪市医師会、諏訪市歯科

医師会等に協力を求め、医療救護班、歯科医療救護班を編成する。

イ 応援要請等

市自らの体制では対応が困難な場合は、諏訪赤十字社長野支部の医療救護班を要請するほか、必要に応じて県、近隣市町村、郡医師会等へ応援を要請する。

(3) 医療救護班の業務内容は、おおむね次のとおりである。

ア 負傷の程度の判定

イ 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定

ウ 救急処置の実施

エ 救急活動の記録

オ 死体の検案

カ その他必要な事項

(4) 傷病者の搬送体制の整備

ア 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等の情報を迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、諏訪警察署に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。

また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入について要請する。

イ 必要に応じて、重傷傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

(5) 医薬品等の調達

ア 市は諏訪赤十字病院との「災害用備蓄医薬品の保管に関する覚書」及び諏訪市薬剤師会との「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき医薬品等の供給を要請する。

イ 必要に応じて、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

【住民が実施する計画】

(1) 発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心掛ける。

(2) 比較的軽症の被災者の被災地から救護所及び医療機関への搬送は自主防災組織、消防団、家庭の連携により実施する。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の医療救護活動に関する協定 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧 ・ 非常用備蓄医薬品の保管に関する覚書 ・ 災害時の歯科医療救護活動に関する協定
-----	--

第8節 消防・水防活動

【防災対策部】

【住民、事業所】

第1 基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず、住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

【市及び諏訪広域消防本部が実施する計画】

(1) 消火活動関係

ア 出火防止及び初期消火

諏訪広域消防本部は、諏訪市消防団と連携し住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

イ 情報収集及び効率的部隊配置

諏訪広域消防本部は、諏訪市消防団と連携し管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び諏訪警察署・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

ウ 応援要請等

- (ア) 市長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予想される等緊急の必要があると認められるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣活動」により行う。
- (イ) 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請する。
- (3) 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、諏訪市消防団、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、「第7節 救助・救急・医療活動」に定める。

【住民、事業所及び自主防災組織が実施する計画】

(1) 出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

(2) 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 水防活動

(1) 基本方針

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

【市が実施する計画】

諏訪市水防計画に基づくものとする。

- | |
|---|
| <p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none">・ 水位観測所・ 雨量観測所・ 重要水防区域・ 拠点ヘリポート・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 |
|---|

第9節 要配慮者に対する応急活動

【援護班・保健班・(全対策部)】

【医療機関】

第1 基本方針

災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、市、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行うものとする。

第2 主な活動

- 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難場所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

第3 活動の内容

1 避難収容活動

市、県及び関係機関と相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講ずるよう努める。

【市が実施する計画】

- (1) 高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、エルシーブイ(株)、行政チャンネル、防災メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

- (2) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

市は、避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うこととする。

なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者につ

いて避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行うものとする。

(3) 避難場所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

ア 避難施設・設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

イ 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

エ 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面テレビ、インターネットの端末、FAX、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

オ 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生児童福祉委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

(ア) 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、民生児童福祉委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

(イ) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

(ウ) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

(エ) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

4 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

【関係機関等が実施する計画】

(1) 医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所（室）や災害時要援護者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受け入れ等について、市から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

(2) 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させる。

2 広域相互応援体制等の確立

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、**要配慮者**の移送、収容等が集中的に必要なことが考えられる。

このような場合、市の区域を越えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難収容活動を行う。

【市が実施する計画】

要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難場所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

【関係機関等が実施する計画】

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、県・市町村等から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難場所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努める。

第10節 緊急輸送活動

【本部室・防災対策部・土木庶務班・農政班・財政班・総務班・経済庶務班】

【関係機関】

第1 基本方針

- 1 大規模災害発生時の救助活動、救急搬送活動、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む総合的な輸送確保を行う。
- 2 緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、次の点に配慮して推進する。
 - (1) 人命の安全
 - (2) 被害の拡大防止
 - (3) 災害応急対策の円滑な実施
- 3 原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフラインの復旧 ・交通規制 	(第1段階の続行) <ul style="list-style-type: none"> ・食料、水、燃料等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧 	(第1・2段階の続行) <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧 ・生活必需物資輸送

第2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部が行う。
- 2 諏訪地域振興局及び諏訪警察署を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両の確認事務を行う。
- 3 被災状況を直ちに調査し、主要道路を優先した応急復旧活動を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。また、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 4 輸送関係機関等の協力により輸送車両を確保するとともに、効果的なヘリコプターの運用を要請する。
- 5 支援物資の集積と各避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第3 活動の内容

1 輸送手段の確保

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関等の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進する。

【市が実施する計画】

(1) 自動車による輸送

ア 輸送車両の確保

市有車両のみでは、応急対策の実施に必要な車両が不足する場合は、次の

順序で借り上げを行うほか、県、自衛隊等に車両の応援を要請し、輸送車両の確保に努める。

- (ア) 官公署及び公共団体の車両
- (イ) 民間輸送業者の車両等
- (ウ) その他自家用車両
- (エ) 自衛隊の車両等

イ 緊急通行車両の確認手続き

本部室は、災害対策基本法第76条に基づく交通規制が行われた場合には、諏訪警察署に申請し、緊急通行車両確認証明書及び同標章を収受する。

ウ 燃料等の調達

総務班は、輸送車両の燃料又は消耗機材の調達が困難な場合は、民間業者等へ協力を依頼し、調達先の確保に努める。

(2) ヘリコプターによる輸送

ヘリコプターによる緊急輸送が必要な場合は、第5節「ヘリコプターの運用計画」により、要請する。

(3) 鉄道による輸送

経済庶務班は道路等の被害により、車両による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資を確保した場合は、東日本旅客鉄道(株)長野支社上諏訪駅に協力を要請し、輸送を実施する。

2 輸送拠点の確保

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所ごとに分類して発送する。

ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点として資料編に掲げる施設を設定する。

- (1) 輸送拠点の運営は、県と密接な連携のもとに行う。
- (2) 各避難所での必要物資について、輸送拠点と連携を密接にして行う。

資料編 ・ 市有車両一覧
 ・ 物資輸送拠点
 ・ 拠点ヘリポート

3 緊急輸送道路の確保

【関係機関等が実施する計画】

(1) 緊急輸送路の確保

緊急交通路の確保は、県が主体となり、次の活動を実施する。

ア 災害時は、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の交通可否を判断する。

イ 緊急交通路を確保する必要が生じた場合、県公安委員会は、通行可能な緊急規制対象道路を緊急交通路と指定し、一般車両の通行を禁止又は制限す

る。

ウ 被災した緊急交通路は、県警察が行う緊急交通路確保計画との整合を図りながら、関係機関との連携のもと第1次確保路線より、順次応急復旧を実施する。

エ 諏訪警察署は、緊急通行車両の通行確保のため、緊急通行車両の通行の妨げとなる車両、他の物件の移動、破損等の措置命令又は強制措置を実施する。

オ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

【市が実施する計画】

(1) 緊急交通路接続道路等の確保

関係機関と連絡協議の上、効率的な応急復旧を推進するものとし、次の区間について、応急復旧を実施する。

ア 県が指定し確保する緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、必要に応じて応急復旧工事を実施する。

イ 緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対し応援を要請する。

資料編	・ 緊急輸送路 ・ 市内主要橋梁
-----	---------------------

第11節 障害物の処理活動

【土木庶務班・農政班】

【関係機関】

第1 基本方針

災害発生後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これらの活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両等、被災車両及び倒壊物等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害物の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

また、障害物の集積、処分に当たっては、その集積場の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。

第2 主な活動

障害物の除去処理については、原則としてその所有者又は管理者が行うものであるが、迅速な交通路の確保が必要であることから、これらの者と迅速な協議の上、建設業協会の協力を得て市災害対策本部が行う。

第3 活動の内容

1 障害物の除去処理

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の漂流物、放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

【市が実施する計画】

- (1) 障害物の除去作業は、諏訪市建設業協会等の協力を得て、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- (2) 放置車両等の移動等
 - ア 市管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
 - イ 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- (3) 応援協力体制
 - ア 市に所在する各機関等から応援、協力要請があった場合は、必要に応じて適切な措置を講じる。
 - イ 市における稼働能力のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

【関係機関が実施する計画】

(1) 実施機関

自己の所有又は管理する障害物（工作物を含む。）の除去は、その者が行う。

(2) 障害物除去方法

ア 緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去等により、速やかに緊急輸送機能の回復を図る。（所管する道路管理者）

イ 巡回の強化を図り、障害となる物の除去等に努める。

ウ 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(3) 放置車両等の移動等

ア 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

イ 運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

(4) 必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てる。

(5) 応援協力体制

ア 各機関のみでは実施困難なときは、市長に応援協力を要請する。

イ 市等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

2 除去物件の集積、処分方法

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものがあるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は災害発生後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

【市が実施する計画】

(1) 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(2) 応援協力体制

ア 市に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があった場合は、必要に応じて適切な措置を講じる。

イ 市における稼働能力のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

(3) 障害物の集積場所

ア 交通に支障のない公有地を選ぶ。

イ 公有地に適当な場所がないときは、民有地を利用するが、やむを得ざる場合以外は、所有者の了解を求め、事後の処理は万全を期する。

【関係機関が実施する計画】

(1) 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。

(2) 障害物の集積、処分の方法

ア 自らの組織、労力、機械器具を用い、又は建設業者等の協力を得て速やかに行う。

イ 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(3) 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てる。

(4) 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

ア 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所

イ 処分するものについては、実施者の管理する遊休地、及び空地その他処分に適当な場所

ウ 障害物が二次災害の原因とならない場所

エ 広域避難地として指定された場所以外の場所

(5) 応援協力体制

ア 各機関限りで実施困難なときは、本部長に応援協力を要請する。

イ 市等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

資料編	・ 救助の実施要領の基準（概要）
	・ 防災関係機関及び連絡先一覧

第12節 避難収容及び情報提供活動

【本部室・防災対策部・文教庶務班・生涯学習班・体育施設班・都市施設班・現地班】

【警察署、水防管理者、県、自衛隊、住民、事業所】

第1 基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな危険、被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策を行う。

その際、高齢者、障がい者等の要配慮者について十分考慮するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

特に、災害危険箇所に近接する要配慮者利用施設における高齢者等避難情報の提供や及び避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては十分配慮する。

第2 主な活動

- 1 高齢者等避難情報の提供、避難指示は適切に行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 市長は、必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者に配慮し、誘導員は的確な誘導を行う。
- 4 市は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活の確保に努める。
- 5 市は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 市は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 市及び関係機関は、被災者等への的確な情報提供を行う。

第3 活動の内容

1 高齢者等避難の伝達、避難指示

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要と認められる場合は、住民に対して高齢者等避難の伝達、避難指示を行う。

高齢者等避難の伝達、避難指示を行う場合は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、関係機関と緊密な連携を図りながら、市災害対策本部及び現地災害対策本部による情報並びに地域住民の積極的な協力を得て、災害状況の迅速かつ正確な情報収集に努めるとともに、高齢者等避難の伝達、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことが誰にでも理解できる内容で伝えることに心掛ける。

市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行うものとする。

(1) 実施機関

ア 高齢者等避難の伝達、避難指示の発令機関

実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
高齢者等避難	市 長	諏訪市避難指示等の判断・伝達マニュアル (R3.6)	災害全般
避難指示	市 長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪 水

避難指示	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	〃
避難所の開設、収容	市 長		

イ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を市長に代わり知事が行う。

ウ 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

(2) 高齢者等避難の伝達、避難指示の意味

事項	意 味
高齢者等避難	人的被害が発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

(3) 避難指示、高齢者等避難及び報告、通知等

【市が実施する計画】

市長及び消防機関の長の行う措置

ア 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要がある

と認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方法又は避難場所を指示し、早期に避難指示を行う。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への退避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。

なお災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

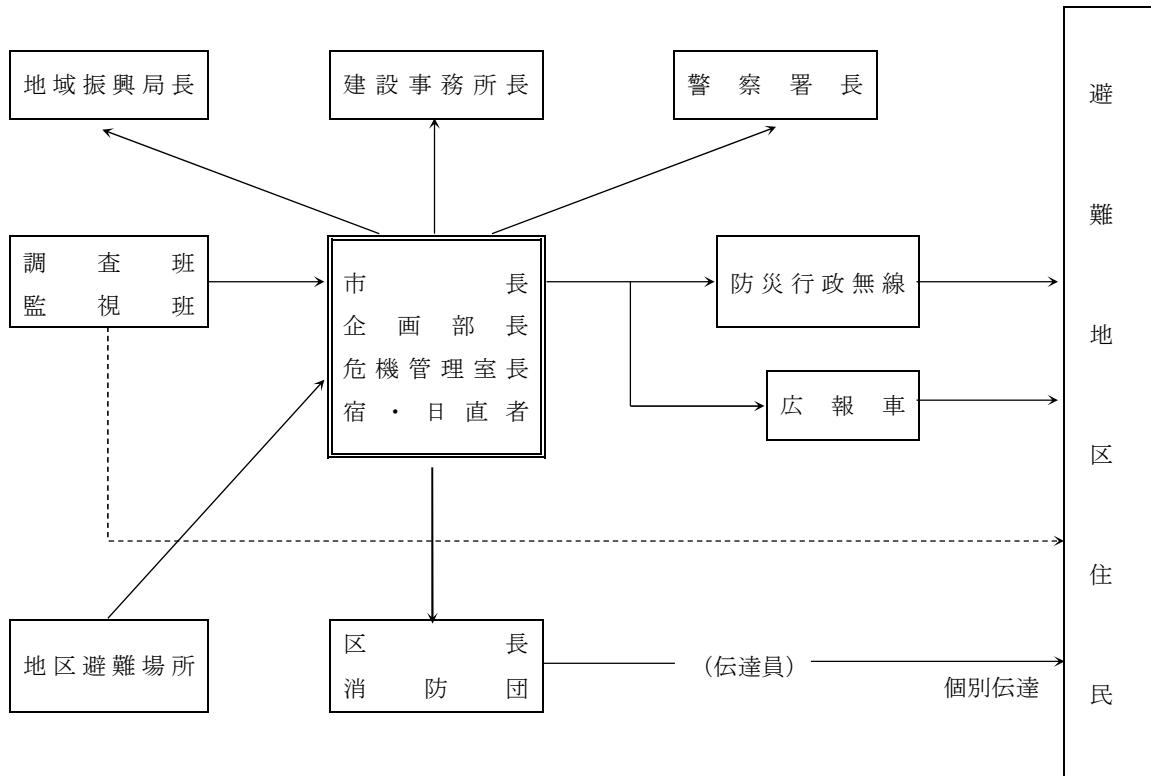
- (ア) 長野地方気象台から大雨、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断された場合
- (イ) 気象台から豪雨、台風等災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断される地域
- (ウ) 県、地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を超えている地域）
- (エ) 県・気象台から共同で洪水予報（はん濫危険情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- (オ) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
- (カ) 河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域
- (キ) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- (ク) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- (ケ) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予想される地域
- (コ) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (ク) 避難路の断たれる危険のある地域
- (シ) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (ス) 酸素欠乏若しくは有毒ガスが大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

イ 高齢者等避難

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、又は今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記アの地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難を伝達するものとする。

- (ア) 国又は県と気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

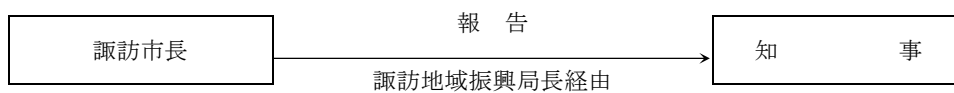
〈避難指示の伝達系統図〉



ウ 報告（災害対策基本法第60条）

避難指示を行った場合は、直ちに知事へ報告する。

（報告様式 2-1）



※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。

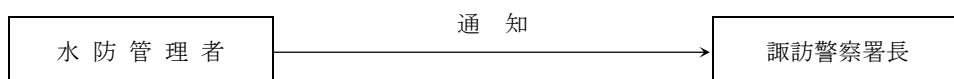
【水防管理者が実施する計画】

水防管理者として行う措置

ア 指示

洪水により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

イ 通知（水防法第29条）



【県が実施する計画】

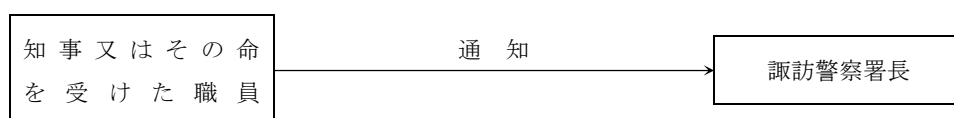
知事又はその命を受けた職員が行う措置

ア 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

イ 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



【警察官が実施する計画】

警察官が行う措置

ア 指示

二次災害等の危険箇所等を把握するため、諏訪警察署にて調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険箇所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(ア) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

(イ) 市と緊密な連絡体制を保持すること。

(ウ) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長からの要求があったときは、諏訪警察署は災害対策基本法第61条により、必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

(エ) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。

(オ) 避難のための指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

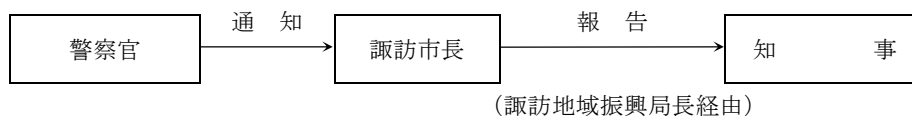
(カ) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。

(キ) 避難誘導に当たっては、高齢者及び障がい者等災害時要援護者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

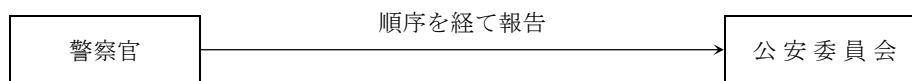
(ク) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

イ 報告、通知

(ア) 上記ア(ウ)による場合（災害対策基本法第61条）



(イ) 上記ア(エ)による場合（警察官職務執行法第4条）



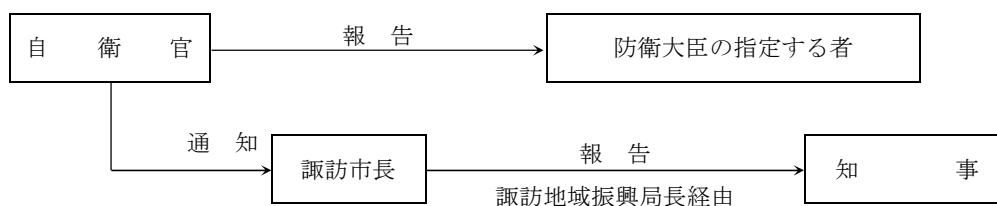
【自衛官が実施する計画】

自衛官が行う措置

ア 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り「【警察署が実施する計画】ア(エ)警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

イ 報告（自衛隊法第94条）



(4) 避難指示の時期

【市等が実施する計画】

前記(3)【市が実施する計画】ア(ア)～(シ)に該当する地域に災害が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(5) 避難指示、高齢者等避難の内容

【市等が実施する計画】

避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。また、高齢者等避難の伝達についても同様とする。

- ア 発令者
- イ 発令日時
- ウ 避難情報の種類
- エ 対象地域及び対象者
- オ 避難場所
- カ 避難の時期・時間

- キ 避難すべき理由
- ク 住民のとるべき行動や注意事項
- ケ 避難の経路又は通行できない経路
- コ 危険の度合い

(6) 住民等への周知

【市が実施する計画】

ア 企画部長は、避難指示及び高齢者等避難情報の伝達を必要と認めるときは市長に報告し、その命令により直ちに区長及び消防団長に通知するとともに防災行政無線等で住民に周知する。

本部室は、防災行政無線放送等不能地区については市広報車により伝達する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

イ 市長以外の指示者は、住民と直接関係している市長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。

ウ 市長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。

エ 消防団長は、アの伝達を受けたときは、伝達員に連絡し、個別伝達により住民に周知する。

オ 防災行政無線又は市広報車をもってする場合は避難時間、避難場所を示さなければならない。

カ 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、エルシーブイ㈱に放送を依頼し、他局のテレビ放送による周知がより効果的であるときは、県に連絡してラジオ、テレビによる放送を要請する。

キ 市は、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用して、避難情報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(7) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

【市が実施する計画】

災害発生直後直ちに避難支援計画に基づき地域住民、民生児童福祉委員、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

2 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生が確実に予想される場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

【市、警察署、自衛隊が実施する計画】

(1) 実施者

- ア 市長、市職員（災害対策基本法第63条）
- イ 水防団長、水防団員、消防職員（水防法第21条）
- ウ 消防吏員、消防団員（消防法第23条の2、第28条）
- エ 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項－市長又はその職権を行う者がその場に居ない場合に限る。）

なお県は、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を利用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にいる者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行う。

(2) 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するときは、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の3点である。

- ア 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入り制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- ウ 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(3) 警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

(4) 上記(1)オの自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

3 避難誘導活動

避難指示を行った場合は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

【市、警察署、自衛隊が実施する計画】

(1) 避難の誘導員

避難の誘導は、区、自主防災組織、消防団、消防本部、諏訪警察署の協力を得て実施する。

(2) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

(3) 誘導の方法

ア 誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

イ 誘導経路は、できるだけ危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

ウ 危険地域には、標示、縄張を行うほか、状況により誘導員を配置する。

エ 浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

オ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

カ 学校長、保育園及び施設の管理者は、本部長からの避難指示の伝達を受けたときは、各避難所へ児童、生徒などを避難させる。その他の要領については、学校長、保育園及び施設の管理者はあらかじめ決めておく。

キ 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、車両及びヘリコプター等の要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮し迅速かつ的確な避難誘導を行う。

ク 避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。

ケ 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、本市において処置できないときは、諏訪地域振興局を經由して県へ応援を要請する。

状況によっては、直接隣接市町村、諏訪警察署等へ連絡して実施する。

コ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限に活用する。

サ 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

(4) 避難時の携帯品

誘導員は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

(5) 避難時の指導

誘導員は、避難立ち退きに際し、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置、ガスの元栓を完全に止める等の指導を行う。また、誘導員はあらかじめ決めた場所（それが危険な場合にはその他の安全な場所）に誘導する。

【住民、事業所が実施する計画】

(1) 要避難地区における避難

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して避難する。避難は、最寄りの公民館、集会所等、区・町内会であらかじめ決めた場所に集合した

後、市長の指示する避難所へ移動する方法が原則であるが、安全の確保を優先する。なお、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

(2) 任意避難地区における避難

住民等は、災害が拡大し危険が予想される時は、(1)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し安全な場所へ自主的に避難する。原則的には最寄りの公民館、集会所等、区・町内会であらかじめ決めた場所に集合した後、市長の指示する避難所へ移動するが、災害の状況に応じ、安全の確保を優先する。なお、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

4 避難所の開設・運営

市は、収容を必要とする被災者の避難生活を支援するために避難所を設置するとともに、施設管理者や自主防災組織等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

【市が実施する計画】

- (1) 市長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一次的に収容し保護するため避難所を開設する。本部室は、避難所の開設が必要と認められるときは、本部長に報告しその命令により市職員（原則文教対策部）を派遣し、当該地区（自主防災組織）の区長（自主防災組織の長）の協力を得て開設するとともに、区（自主防災組織）との連絡調整に当たらせる。管理運営は区長（自主防災組織の長）、役員（自主防災組織の役員）及び市職員の協議に基づいて行う。また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る。避難所開設の際には災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (2) 要配慮者に配慮して必要に応じて福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。
- (3) 避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。この場合、県、警察署、消防機関に対して次の事項を連絡する。
 - ア 開設の日時、場所
 - イ 収容人員、収容状況
 - ウ 開設期間の見込み
 - エ 水、食料、生活用品の充足状況等
- (4) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力を得られるよう努めるものとする。
 - ア 避難者
 - イ 住民
 - ウ 自主防災組織
 - エ ボランティア

オ 他の市町村

カ 日赤奉仕団やNPO等の専門性を有した外部支援者

- (5) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (6) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている避難者等に係わる情報の把握に努めるとともに、被災状況や応急対策の内容等について、市役所等防災関係機関の職員による説明、掲示、有線テレビ等の活用により随時提供する。
- (7) 避難の長期化等必要に応じプライバシーの確保、男女ニーズの違い等に配慮する。
- (8) 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ、寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状況の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (9) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。
- (10) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (11) 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (12) 災害の状況により避難が長期間に及ぶ場合は、避難者による避難所運営のための組織化に努める。その場合、ボランティアの協力も得る。
- (13) 避難所の管理に当たっては、避難者名簿、避難所物品の受払簿等書類の整理を行い、注意事項の掲示等により混乱防止に努める。
- (14) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力

を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

- ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車イスや障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。
- イ 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。
- ウ 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的、継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
 - (ア) 介護職員の派遣
 - (イ) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (ウ) 病院や社会福祉施設等への受入れ
- (15) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- (16) 大画面テレビ、FAX、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- (17) 要配慮者の避難生活が長期に及ぶと予想される場合、市は必要に応じて、社会福祉施設等との災害時協定により福祉避難所を開設する。
- (18) 避難所の管理運営に当たり、被害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- (19) 教育委員会及び学校長等（以下「施設管理者」という。）は、次に定めるところにより、市の地域防災計画をふまえ適切な対策を行う。
 - ア 学校等が避難場所となった場合、施設管理者は、できるだけ速やかに避難所として開放する。そのため、夜間や休校、休園日の災害発生に備え、開錠の方法や、職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。
また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所について優先順位等を定めておく。
 - イ 施設管理者は、避難所の運営について、必要に応じ市に協力する。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
 - ウ 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、施設管理者は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報、指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難場所を明確に区分する。
- (20) 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の寸断による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (21) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

る。

(22) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

(23) 避難所の閉鎖

避難の必要がなくなり、避難所を閉鎖したときは直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告するものとする。

【住民が実施する計画】

住民は、避難所の管理運営については本部長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

- (1) 自治組織の結成とリーダーへの協力
- (2) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの厳守
- (3) 要配慮者への配慮
- (4) その他避難所の秩序維持に必要な事項

【関係機関が実施する計画】

- (1) 避難所の運営について必要に応じ本部長に協力する。
- (2) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等支援の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。
- (3) 日本赤十字社長野県支部は、市災害対策本部並びに諏訪赤十字病院と連携をとり、被災者救援に協力する。
 - ア 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・救急セットの提供
 - イ 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
- (4) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認のため、把握した情報については県、市に提供するものとする。

5 広域的な避難を要する場合の活動

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、県、市及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

【市が実施する計画】

(1) 広域避難の対応

ア 協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるとともに、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関し

て必要な調整を行うよう県に求めることができる。

イ 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

ウ 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

(2) 広域一時滞在の対応

ア 協議

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

イ 広域的避難収容活動の実施

市は政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

【関係機関が実施する計画】

(1) 活動実施

運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

(2) 避難者への情報提供

関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

6 住宅の確保 <都市施設班>

住宅の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

応急仮設住宅の建設地、仕様、入居者の決定等については、通勤通学地、被災前の地域コミュニティの状況、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮する。

【市が実施する計画】

(1) 災害救助法が適用された場合

市は県に対して、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅

等の提供を要請するとともに、県が実施する仮設住宅の建設に協力するものとし、次の措置を実施する。

- ア 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
- イ 県に対し市公有地又は私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合は、市長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。
- ウ 被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力を行う。
- エ 知事の委任を受けて、市長は公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

(2) 災害救助法が適用されない場合

市は、必要に応じて仮設住宅を建設するものとし、次の要領、基準に基づき、必要な措置を実施する。なお、市営住宅等の空き家を把握し、応急住宅としての一時使用も検討する。

ア 活動体制

都市施設班は、諏訪市建設業協会、諏訪市水道温泉事業協同組合、諏訪市下水道指定工事店協会、プレハブ供給メーカー等の協力を得て、仮設住宅を建設する。

イ 対象者

災害により全焼、全壊、流出及び埋没し、自らの資力で住宅の確保が出来ない者

ウ 建設の方法

- (ア) 応急仮設住宅の設置戸数を決定する。
- (イ) 建設用地を確保する。
- (ウ) 応急仮設住宅の設計を行う。
- (エ) 建設業者との請負契約を行う。
- (オ) 工事監理、検査を行う。
- (カ) 入居者の決定を行う。
- (キ) 応急仮設住宅の維持管理を行う。

エ 設置戸数

住宅の全焼、全壊、流出、埋没世帯

オ 設置場所

飲料水等が得やすく衛生上良好な場所を選定する。

カ 建物の構造及び規模

応急仮設住宅は、概ね一戸当たり29.7平方メートル（9坪）を基準とし、構造は一戸建て又は長屋・共同住宅のいずれかで、一戸当たり平均価格は県の基準以内とする。（災害救助法参考）

- キ 応急仮設住宅の運用管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、

必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮するものとする。

ク 入居者の選定（要配慮者への配慮）

入居者の選定に当たっては、福祉対策部と協議し厳正な入居選定を行い、貸与期間は2年以内として入居契約書を徴して入居させ、後日立退き等について問題の生じないよう配慮する。

7 避災者等への的確な情報提供

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努めるものとする。

【市、指定行政機関、公共機関が実施する計画】

- (1) 市、指定行政機関及び公共機関は、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフライン・交通機関・公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被害者生活支援に関する情報等、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (2) 市、指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び住居環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られることから、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (3) 市及び指定行政機関及び公共機関は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (4) 県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助実施要領の基準（概要） ・ 広域避難所 ・ 一次避難所 ・ 避難指示等の判断、伝達マニュアル
-----	---

第13節 孤立地域対策活動

【本部室・防災対策部・現地班・土木庶務班】

【住民、東日本電信電話(株)】

第1 基本方針

- 1 災害時における孤立の内容は、「情報通信の孤立」と、「交通手段の孤立」に大別できる。その特徴は次のとおりである。

項目	特徴
情報通信の孤立	救助機関における事案の認知を疎害して、人命救助活動を不可能にする。
交通手段の孤立	救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。

- 2 孤立が予想される本市の災害応急対策は、常に前記1を念頭に置き、次の優先順位をもって当たる。

- (1) 被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施
- (2) 緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

第2 主な活動

- 1 孤立予想地域に対して孤立の有無を確認して県に報告し、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線局を配置して通信の確保に努める。
- 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第3 活動の内容

1 孤立実態の把握対策

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。

災害発生時には、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡を取り、孤立の有無と被害状況について確認する。

【市が実施する計画】

- (1) 現地班は、交通手段の寸断状況や電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報するものとする。

- (2) 現地班は、孤立予想地域に対し、N T T回線及び職員の派遣等により、孤立状況の確認を行う。
- (3) 本部室は、孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対してただちに速報する。

2 救助・救出対策

災害発生時には、人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

【市が実施する計画】

- (1) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に報告する。
- (2) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- (3) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも留意する。
- (4) 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進する。

3 通信手段の確保

N T T回線が不通となった場合、孤立地域の実態を早急に把握し、必要な連絡をすることが不可能となる。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

【市が実施する計画】

職員の派遣、諏訪広域消防本部の消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

【東日本電信電話(株)が実施する計画】

- (1) 携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。
- (2) 避難場所等に、デジタル衛星車載局、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、特設公衆電話を設置する。

【住民が実施する計画】

住民は、使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市との連絡確保に自ら努める。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品を始めとする生活必需物資の輸送をヘリコプターによる空輸で効果的に行い、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

【市が実施する計画】

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

【住民が実施する計画】

- (1) 住民は、孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあう。
- (2) 住民自らも、隣接地域及び市との連絡確保に努める。

5 道路の応急復旧活動

【市が実施する計画】

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪車・四輪車の順に一刻も早い交通確保に努める。

第14節 食料品等の調達・供給活動

【援護班・市民庶務班・現地班】

【住民】

第1 基本方針

食料品等・生活必需品の調達・供給は被災地の状況をいち早く把握し、備蓄食糧・生活必需品等を被災者に対し供給する。

また、相互応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品・生活必需品等の調達供給活動を行うとともに、諏訪市赤十字奉仕団、諏訪市ボランティアセンターによるボランティア等の協力も得られるようにする。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めた被災地の実情を考慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 市は、自らの備蓄食料では必要量の供給ができない場合は、近隣市町村、県等に食料品等の供給を要請する。
- 2 備蓄食料、協定等によって調達した食料を速やかに供給する。
- 3 被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、市では調達できないものについて、県への協力を要請する。

第3 活動の内容

1 食料品等の調達

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀類が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料により対応する。

また、相互応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。なお、調達には食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

【市が実施する計画】

- (1) 市の備蓄により必要量を満たすことができない場合は、市内又は隣接市町村の業者から購入して調達する。業者からの調達が間に合わない等の場合においては、県（諏訪地域振興局長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行う。

- (2) 調達体制

市の備蓄品で不足する場合は、次のとおり市内より調達を図る。

ア 給食対象者の把握

被災者及び災害応急対策従事者等の給食対象者の把握は、現地班が当該区長を通じて取りまとめ、市民対策部長へ報告する。

イ 食料の調達

市民対策部長は、前記の報告に基づき本部長に報告し、命令により被災者及び災害応急現地従事者等に配給する食料の確保とその他必要食品等の調達

を行う。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事から委任されたとき、又は知事による救助の暇がないときは、知事の補助機関として本部長が行う。

2 食料品等の供給

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給する。

市は、被災地の状況をいち早く把握し、関係機関と連携を取り合って活動する。

【市が実施する計画】

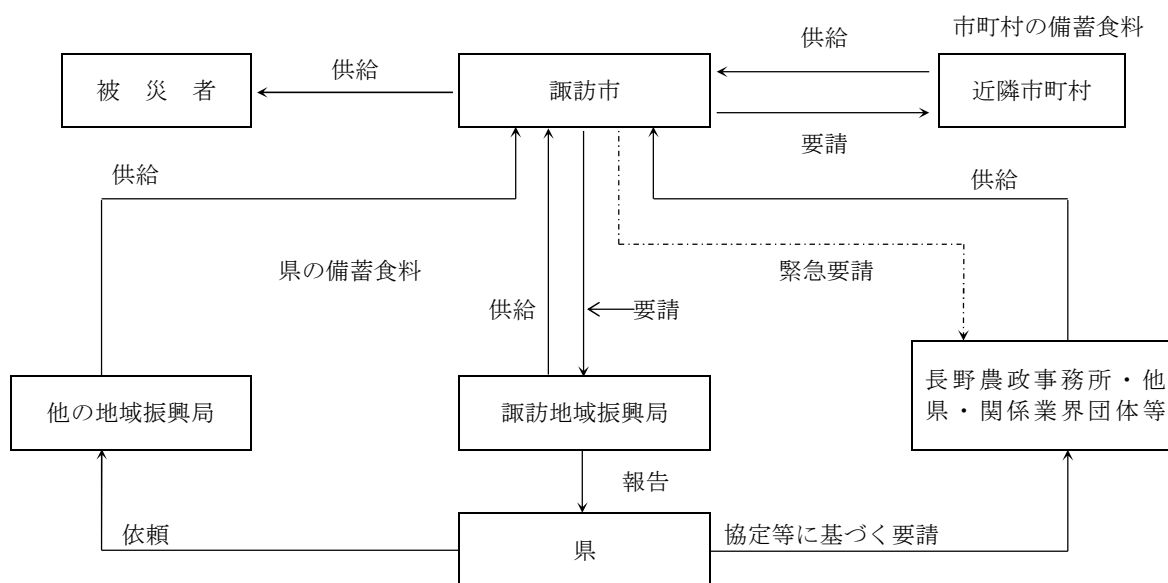
- (1) 届けられた食料品等は、各避難所の管理責任者を通じて被災者及び、避難者に供給する。
- (2) 各避難所では、区、自主防災組織、ボランティア等の協力得て、被災者及び避難者に配給する。

〈応急用米穀の供給基準〉

供給の対象	精米の必要量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 200g
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 300g

※ 供給品目は原則として米穀とするが、実情によって乾パン及び麦製品等とする。

〈食料の調達供給に関する図表〉



----- は、長野農政事務所長等に対する緊急要請

【住民が実施する計画】

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努める。

3 炊出しの実施方法**(1) 炊き出しの対象**

食糧供給の対象は次のとおりとする。ただしオ、カは、災害救助法の対象ではない。

ア 避難所に収容した被災者及び避難者

イ 家屋の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、食事のできない者

ウ 旅館、ホテル等の宿泊者等（ライフラインの支障により施設で調理できない場合に限る。）

エ 社会福祉施設の入所者等（ライフラインの支障により施設で調理できない場合に限る。）

オ 被災地において救助作業、応急対策、復旧作業に従事する者

カ その他市長が食料供給を必要と認めた者

(2) 炊き出しの場所

ア 避難所に収容した被災者及び避難者に対しては、原則として避難所とする。

イ その他の場合にあつては被災者の利便及び輸送の条件を考慮して決定する。

(3) 炊き出しの責任者

炊き出しは本部長の指示により実施し、救護班長を責任者とする。

(4) 炊き出しの協力

炊き出しの実施にあつたつては、区、自主防災組織、赤十字奉仕団、ボランティア等の協力を得て行う。

(5) 経費の負担

炊き出しその他による食品の供給を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県及び国が負担し、その他の場合は市が負担する。

資料編 ・ 救助の実施要領の基準（概要）

第15節 飲料水の調達・供給活動

【上下水道温泉対策班】

【関係機関】【住民】

第1 基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へ浄水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、市で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、給水車、給水タンク等により行う。

被災の規模により本市での供給のみでは不足する場合は、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会の水道施設災害相互応援要綱により他市町村の給水応援を要請する。

第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

第3 活動の内容

1 飲料水の調達

飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池の貯留水並びに貯水池、プール等に浄水器を設置して確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

本市における水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他市町村からの応援給水により調達する。

【市が実施する計画】

- (1) 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。
- (2) プール等に浄水器を設置し、飲料水の確保を行う。
- (3) 本市で対応が困難な場合は応援要請を行う。

【関係機関が実施する計画】

上下水道温泉対策班は、「災害時における救援物資協定に関する協定書」に基づき北陸コカ・コーラボトリング(株)等へ要請を行う。

【住民が実施する計画】

住民は、ポリタンク等給水用具の確保を行う。

2 飲料水の供給

断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。

また、諏訪市水道温泉事業協同組合に要請し、速やかな応急復旧作業により、

給水機能の回復に努める。

【市が実施する計画】

- (1) 断水地域の把握、情報の収集を行う。
- (2) 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。
- (3) 給水用具の確保を行う。
- (4) 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水かん、パック詰め飲料水等により、一人一日3リットル以上の飲料水を供給する。
- (5) 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限の供給を図る。
- (6) 被災の状況により、本市の対応力だけでは供給の実施が困難な場合は、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。
- (7) 復旧作業に当たり、指定店等との調整を行う。
- (8) 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

資料編 ・ 災害時における救援物資提供に関する協定

第16節 生活必需品の調達・供給活動

【援護班・現地班】

第1 基本方針

災害発生後、住民の避難施設等での生活必需品については、基本的には市の備蓄分を供給するが、被災状況等に応じて不足する場合は、県に対し供給の協力を要請する。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、適宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の事情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第2 主な活動

被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、市では調達できないものについて、県へ協力要請する。

第3 活動の内容

1 生活必需品の調達

市は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の調達・確保に努め、不足分については県へ要請する。

2 生活必需品の供給

市は、調達・確保した生活必需品等を被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

【市が実施する計画】

(1) 物資の購入及び配分計画の樹立

ア 援護班は、現地班や文教庶務班等の避難所を開設する班と連携し、被災者の生活の維持に必要な量・種類等について把握し、速やかに市内又は近隣市町村の業者から購入する。

イ 福祉対策部長は、被害報告をとりまとめ、知事に報告するとともに、救助物資の概算交付を受け又は現地調達して、知事より示された配給基準に基づき配分計画を作成し、配分を実施する。

ウ 特に要配慮者については、介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達、確保に十分配慮する。

(2) 物資の調達

福祉対策部は、生活必需品の調達先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画をたてておく。主な生活必需品は本編第2章第15節「生活必需品の備蓄・調達計画」によること。

(3) 救助物資の集積場所

救助物資の集積場所は、原則として東バル跡地とするが、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

(4) 物資の給与又は貸与の支給責任者及び協力者

ア 物資の給与又は貸与の支給責任者は、救護班長とする。

イ 支給責任者は、消防団、日赤奉仕団等の団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。

資料編 ・ 救出に必要な資機材の状況

第17節 保健衛生・感染症予防活動

【保健班・環境班】

【住民、関係機関】

第1 基本方針

被災後・復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。

第2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。
また、被災者の食料確保状況を把握し、栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。
- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時においては、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時は、疫学調査や患者への医療提供、患者の隔離、消毒などのまん延防止措置を行う。

第3 活動の内容

1 保健衛生活動

災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ県の協力を要請するとともに、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。

【市が実施する計画】

- (1) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所に置かれる地方部衛生班に報告する。
- (2) 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。
- (3) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

【関係機関が実施する計画】

- (1) 諏訪市医師会等は行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努める。
- (2) 看護協会等は行政との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うよう努める。
- (3) 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに、栄養指導・炊き出し等を行うように努める。

- (4) 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備する。

【住民が実施する計画】

住民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行う。

2 感染症予防対策

感染症予防対策用器具の整備及び訓練、機械の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、県との連携のもとに衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒及び清潔方法の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

【市が実施する計画】

- (1) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、感染症予防対策組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し被災時には迅速に対応する。
- (2) 災害発生に備え、感染症予防対策活動用器具の整備及び訓練（点検を含む）、機材の確保を図る。
- (3) 感染症発生の予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防対策活動が開始できるようにし、県が実施する計画と一体的活動を行う。
- (4) 感染症の発生を未然に防止するため、諏訪保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じる。また、避難所の施設管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。
- (5) 災害時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。
- (6) 感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫などの駆除等や予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

ア 情報の収集

災害発生と同時に保健福祉事務所等関係機関と連絡を密にし、被災地の状況を把握するとともに、これに必要な機械、資材、薬剤及び人員を確保し施設の整備等を行う。

イ 防疫活動に必要な資材等の確保

(1) 機械

市が保有している消毒用機器等を利用して防疫活動を行うとともに、他の関係機関から借入を図り行う。

(2) 車両

総務班で調整し、車両の確保を行う。

(3) 薬剤

市で薬剤を備蓄保管するものとし、不足分については、諏訪保健福祉事務所に斡旋を要請するとともに、業者から購入する。

(4) 人員

環境班で不足する場合は、災害対策本部で調整し、他の部から応援を求め、人夫等の雇上及び自衛隊の応援を要請する。

ウ 防疫業務の実施基準

浸水家屋に係るねずみ昆虫駆除等の消毒は、調達可能な下記薬剤のいずれかを散布する。

浸水程度	散布する薬剤の種別			
床下浸水	石灰酸水	クレゾール水	ホルマリン水	-----
床上浸水	石灰酸水	クレゾール水	ホルマリン水	昇汞水

希釈割合

(石灰酸水	：	(石灰酸3：水97)
	クレゾール酸水	：	(クレゾール3：水97)
	ホルマリン水	：	(ホルマリン1：水34)
	昇汞水	：	(昇汞水1：食塩1：水1,000)
)			

- (1) 関係機関の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症予防対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、諏訪保健福祉事務所長を経由して知事へ報告する。
- (2) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、諏訪保健福祉事務所長を経由して知事に提出する。
- (3) 災害感染症予防対策活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防対策活動に要した経費とは明確に区分して把握する。なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、諏訪保健福祉事務所長を経由して知事に提出する。

【住民が実施する計画】

住民は、市の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。また、避難所においては、市の指導のもと施設管理者が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

第18節 遺体の捜索及び処置等の活動

【市民庶務班】

【関係機関】

第1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索は、市が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視に当たっては、臨床法病医理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、諏訪市医師会、諏訪市歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が発生した場合は、広域的な応援により、その処置を遅滞なく進める。

第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、遺体の捜索及び検視を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な処置を施す。

第3 活動の内容

1 遺体の捜索等及び処置の基本方針

- (1) 遺体の捜索は、市が県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。
- (2) 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な処置を行う。
- (3) 多数の遺体の検視については、諏訪警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。
- (4) 検視場所、遺体安置所等はあらかじめ把握をし、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等により使用不可能となることもあるので、このような場合は、空き地にテントを設置しての検視活動も考慮する。
- (5) 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。
- (6) 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。
- (7) 遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の市町村等からの応援を必要とする場合は、県等に要請する。

2 実施計画

【市が実施する計画】

- (1) 行方不明者及び遺体の捜索
 - ア 行方不明者及び遺体の捜索は、災害の状況から優先すべき地域を判断し効

果的に行う。

イ 災害の状況により行方不明者等の搜索が困難な場合は、関係機関に対して搜索の応援を要請する。

(2) 遺体の収容処理

ア 遺体の収容処理は、市職員、諏訪広域消防本部、諏訪警察署、消防団が協力して行う。

イ 発見遺体その他の事故遺体は、被災現場付近の寺院、神社等の建物に収容するものとし、やむを得ない場合は、テント等を手配し収容する。

ウ 遺体の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査表を作成する。

エ 身元不明者については、ウの調査表を作成するほか、衣類などの一部を保管する等、証拠の保全に努め、地元住民の協力を得て身元確認のための手配を行う。

カ 外国籍住民の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連携をとり、遺体の処置について協議する。

(3) 埋・火葬

ア 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。

イ 遺体の埋葬は、遺族が行うことが困難であるときは、市が実施する。

身元の確認ができない遺体については、一時仮埋葬を行う。手続を完了した行方不明者の遺体は、近隣の火葬場に依頼し火葬を行う。死者が多数のため一時的に火葬処理が困難な時は、火葬場の広域手配を県に要請する。また、遺体処理台帳、埋葬台帳の整備を行う。

【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、諏訪市医師会、長野県歯科医師会、諏訪市歯科医師会、災害拠点病院等により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検案等の処理を行う。

第19節 廃棄物の処理活動

【環境班・農政班】

【住民】

第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

被災後のごみ、し尿の処理活動の実施に際しては、必要に応じて広域に応援を要請して処理を行う。

第2 主な活動

- 1 ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は広域による応援の協力を要請して処理を行う。
- 3 飼育動物や死亡獣畜に対する対策を行う。

第3 活動の内容

1 ごみ、し尿の処理対策

被災地における衛生環境を確保するため廃棄物の処理活動を行うとともに、災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び可動見込み等の把握を行うとともに、県に報告する。

【市が実施する計画】

(1) 活動体制

ア 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図る。

イ 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じる。

ウ 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。

エ 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設ける。この場合、周辺環境等に十分注意を払う。

オ 収集に当たっては、処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じ、できる限り平常時の分別区分による収集に努める。

カ ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請するものとする。

キ 被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後原則として10日以内に諏訪地域振興局へ報告する。

【住民が実施する計画】

住民は、災害により発生したごみを市が指定した場所に搬入する。搬入に当たっては、分別区分等市が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力

する。

(2) ごみの収集処理方法

ア 収集運搬

被災地におけるごみの排出量が市の指定する収集運搬能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、他の業者に依頼し、トラック等の車両及び作業員を確保して収集運搬を能率的かつ衛生的に実施するものとする。

イ 処理、処分

- (ア) 水分の多い難燃性、不燃性のごみは埋立場に運搬し、埋立処分する。
- (イ) 可燃性の大型ごみは、焼却（破碎を含む。）と埋立とにより処理する。
- (ウ) 被災が広域にわたり、しかも環境上緊急を要する場合は、選定し確保した処理場において焼却又は処分する。

(3) し尿の収集処理方法

ア 収集運搬

- (ア) 災害の状況に応じ、市の指定委託業者の清掃車（バキュームカー）を動員し、集中的に配置し、能率的かつ衛生的に収集し処理する。
- (イ) 収集を要する量が指定委託業者の収集能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、近隣の市町村長を通じ業者に依頼し、清掃車及び作業員を確保して収集運搬する。

イ 処理

被災地から収集したし尿は、通常の方法で衛生的に処理する。一般的に大量のし尿を処理する必要が発生した場合は、近隣の市町村長に依頼し処理を要請するが、近隣市町村で処理が不可能な場合は、処理場選定基準により選定し確保した処理場において衛生的に処理する。

2 廃棄物処理の広域応援

【市が実施する計画】

(1) 県又は関係機関への応援要請

環境班は、発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、市のみでは、廃棄物処理が困難と認められる時は、広域的な応援を要請する。

(2) 近隣市町村への応援要請

環境班は、収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求める。

3 飼育動物及び死亡獣畜対策

【市が実施する計画】

(1) 死亡獣畜の処理

災害により死亡した獣畜は、所有者が処理することを原則とする。所有者が不明、あるいは所有の意志を放棄した死亡獣畜で、自らの資力でこれを処理することができない場合、農政班及び環境班は分担して、死亡獣畜の処理活動を実施する。

(2) 収集方法

市有車両及び民間委託業者の車両により収集する。

(3) 処分方法

死亡獣畜発見者の連絡を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜伝染病予防法に基づく、家畜防疫員の検査を受けるとともに、消毒その他の衛生処理を講じ、関係機関と協議の上、焼却又は化製処理を実施する。

ただし、24カ月令以上の死亡牛については、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、原則として、諏訪地域振興局農政課へ搬入する。

【住民が実施する計画】

- (1) 災害時に飼育動物を放置して見殺しにしたり、解き放すことにより第三者に危害を加える可能性を生じさせないよう飼い主として責任を果たす。
- (2) 死亡した飼育動物や、獣畜は飼い主の責任で適正に処分する。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧

第20節 社会秩序維持、物価安定等に関する活動

【市民庶務班・経済庶務班・環境班・警察】

【住民、事業所】

第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺が予想されるため、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

第2 主な活動

- 1 警察等との連携による発災後の社会秩序の維持に努める。
- 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

第3 活動の内容

1 社会秩序の維持

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

【諏訪警察署が実施する計画】

- (1) 諏訪警察署は、市民庶務班、環境班及び経済庶務班と連携し社会秩序の維持に関する対策を実施する。
 - ア 災害に便乗した窃盗事犯の取締り
 - イ 災害に便乗した悪質商法事犯の取締り
 - ウ 災害に便乗した産業廃棄物の不法処分事犯の取締り
 - エ 災害に便乗したサイバー攻撃に関する情報収集・分析・取締り
 - オ 広報啓発活動の推進
 - カ 防犯協会等の自主防災組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施

【市が実施する計画】

- (1) 広報活動

被災地域において、情報不足等により混乱や犯罪が発生するおそれがあるときは、速やかに住民がとるべき措置について、防災行政無線等を活用した広報活動を行う。また自主防災組織等を通じて正確な情報伝達を行い、混乱等の防止に努める。
- (2) 情報収集

諏訪市防犯指導員会、自主防災組織等に協力を求め、社会的混乱の原因となる次の事例等の情報の収集に努め、必要に応じて諏訪警察署等関係機関に通報し、対応について依頼する。

 - ア 災害に便乗した窃盗事犯に関する情報
 - イ 災害に便乗した悪質商法事犯に関する情報

- ウ 災害に便乗した産業廃棄物等の不法処分事犯に関する情報
- エ デマ、うわさなど真実でない情報
- オ その他生活の安全に関わる情報

2 物価対策等

災害の発生により、流通経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

【市が実施する計画】

- (1) 買占め、売り惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 買占め、売り惜しみ及び便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口を設置する。
- (5) 市内及び諏訪地域内の流通業者との連携を図る。

【事業所が実施する計画】

市場、小売店では、正常な取引環境を回復するため、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

【住民が実施する計画】

住民は、集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第21節 危険物施設等応急活動

【環境班・防災庶務班】

第1 基本方針

災害時において、危険物施設等に損害が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、災害発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には、応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

第2 主な活動

- 1 危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 2 火薬類施設、高圧ガス施設及び液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 3 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 4 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 5 石綿使用建築物等における、石綿の飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 6 大気汚染防止法で定めるばい煙又は特定物質の排出の防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

第3 活動の内容

1 共通応急対策

風水害等発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

【市が実施する計画】

- (1) 災害時における連絡
危険物施設において災害時における連絡体制を確立する。
- (2) 漏洩量等の把握
関係機関と連携の上、飛散、もれ、流出、又は地下に浸透した危険物の種類、量、その流出先の把握に努める。
- (3) 危険物施設の管理者に対する指導
危険物施設の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。
- (4) 周辺住民への広報の実施
周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

(5) 環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が存在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が存在する場合は重点的に調査を行う。

(6) 人員、機材等の応援要請

必要に応じて、他の市町村に対して応援要請し、応急対策を行う。

【諏訪警察署が実施する計画】

(1) 避難誘導の実施

関係機関と連携して、従業員及び危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立ち入りを禁止する。

【事業所が実施する計画】

(1) 危険物施設管理者は次に掲げる対策を実施するものとする。

ア 危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置を講ずるものとする。

イ 危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生する恐れがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡する。

2 危険物施設応急対策

災害時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

【市が実施する計画】

(1) 危険物施設の緊急時の使用停止命令

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。

(2) 災害時における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立する。

(3) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱い者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

ア 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物

の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(ウ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

(エ) 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱い事業所に応援を要請するものとする。

3 火薬類等災害応急対策

火薬類取扱施設は、風水害により発生する直接的な被害により、むしろ施設の倒壊等による火薬類流出・紛失などの二次災害の危険性が高い。

このため、被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所へ移設あるいは火薬類の捜索等が重要になる。

【市が実施する計画】

- (1) 災害防止のため緊急の必要があると認めたときは、火薬類取扱施設の管理者に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命ずる。

【諏訪警察署が実施する計画】

- (1) 関係機関と連携して、従業員及び危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立ち入りを禁止する。

【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す場合は、見張り人を付け、関係者以外の者が近づけないよう立ち入り制限を行う。
- (2) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移すことが危険な場合又は余裕がない場合は、火薬類を付近の水槽等に沈めるとともに、保管施設の入口、窓を目塗土等で完全に密封する等防火措置を講じる。
- また、関係者の協力をえて、爆発により被害の恐れのある地域は全て立ち入り禁止の制限を行い、危険区域内の住民等を避難させる。
- (3) 火薬類が流出した場合は、周辺住民に対して広報を行う。

4 高圧ガス施設応急対策

風水害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する安全確

保を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するため次の対策を行う。

【市が実施する計画】

- (1) 関係者からの情報収集により、災害規模及び被害状況を把握し、消防活動方針を決定する。
- (2) 火災警報区域及び消防警戒区域を設定し、関係機関と連携して区域内の住民等の避難誘導及び立ち入り制限を行う。

【高圧ガス製造業者等が実施する計画】

- (1) 高圧ガス関係事業所においては次の応急対策を実施する。
 - ア 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立ち入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施する。
 - イ 施設の保安責任者は、災害が発生し、又は発生の恐れのある場合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察署及び諏訪広域消防本部に通報する。
 - ウ 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等の恐れのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとる。
 - エ 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。
 - オ 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努める。
 - カ 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。
 - キ 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請をする。
- (2) 高圧ガス運転業者は次の応急対策を実施する。
 - ア 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにする。
 - イ 輸送している容器が危険な状態になったときは、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。
 - ウ 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請をする。

5 液化石油ガス施設応急対策

【市が実施する計画】

- (1) 火災警報区域及び消防警戒区域を設定し、関係機関と連携して区域内の住民等の避難誘導及び立ち入り制限を行う。
- (2) 諏訪広域消防本部は、ガスの元栓を閉める等市民に対し広報活動を行う。
- (3) 災害時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施（特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場

を有する施設等は最優先で実施) について、(一社) 長野県L P ガス協会に要請する。

【(一社) 長野県L P ガス協会が実施する計画】

災害発生時に液化石油ガス一般消費者先に対して速やかに緊急点検活動(特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施) を実施する。

【液化石油ガス販売業者が実施する計画】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講ずる。

6 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

【市が実施する計画】

- (1) 周辺住民に対して避難誘導、広報活動を行う。
- (2) 諏訪広域消防本部は、市と協力して避難誘導、広報活動を行う。
- (3) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- (4) 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

【毒物劇物営業者及び業務上取扱者が実施する計画】

- (1) 災害後直ちに貯蔵施設等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨を保健所、警察、消防関係へ連絡する。
- (2) 毒物劇物の漏洩、流出、拡散等の場合は、中和剤・吸収剤により周辺住民の安全対策を講ずる。

7 放射性物質使用施設応急対策

災害時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射性障害の発生又は発生の恐れのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全の確保に努める。

【市が実施する計画】

放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼するおそれのある場合は、消防機関は、関係機関、放射線同位元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行う。その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備える。

【放射性同位元素使用者が実施する計画】

- (1) 放射性同位元素使用者等は、当該使用施設が災害により被害を受け、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる応急措置を実施する。
 - ア 放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれのある場合は、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに消防機関に通報する。
 - イ 放射線障害の危険のある地域(放射線量1ミリシーベルト毎時をこえるおそれのある区域) 内にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告する。
 - ウ 放射線障害を受けた者又は受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難をさせる等緊急の措置をとる。

- エ 放射線同位元素による汚染が生じた場合は、速やかにその拡散の防止及び除去を行う。
- オ 放射線同位元素を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じてこれを安全な場所に移しその周囲には、ロープを張り、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入りを禁止する。
- カ 事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診断等必要な措置を行う。

8 石綿使用建築物等応急対策

風水害発生時において、石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や飛散防止の応急対策を実施し周辺住民の安全を確保する。

【市が実施する計画】

- (1) 損壊した建築物の周辺など粉じんの多い場所での防じんマスクの着用徹底及び正しい着用方法について周知する。
- (2) 必要に応じてアスベストが飛散しているおそれのある場合について大気中のアスベスト調査を県に依頼し、周辺住民等に対して情報提供を行う。
- (3) 必要に応じて環境省が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル」の徹底を業者に対し指導するよう県に依頼する。

9 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設応急対策

風水害発生時において、大気汚染防止法で定める事故等の措置を徹底することにより、周辺住民の安全を確保する。

【市が実施する計画】

大気汚染防止法に基づき、必要に応じて業者に対し被害拡大防止の措置をとるよう命ずることを県に依頼する。

資料編 ・ 危険物施設等の状況

第22節 電気施設応急活動

【中部電力(株)・情報広報班】

第1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

- 早期復旧による迅速な供給再開
 - 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止
- を重点的に応急対策を推進するものとする。

第2 主な活動

- 1 電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧対策を確立する。
- 2 復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
- 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努める。

第3 活動の内容

1 応急復旧体制の確立

関連各社は、被害状況を早急に把握し、早期復旧体制を確立するものとする。

【中部電力(株)が実施する計画】

- (1) 計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行う。
- (2) 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立する。
- (3) 電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立する。

2 迅速な応急復旧活動

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努めるものとする。

【市が実施する計画】

電力会社からの要請に基づき、防災行政無線、防災メール等により、住民に対する広報活動を行う。

【中部電力(株)が実施する計画】

- (1) 市及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。
- (2) 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達する。
- (3) 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保するものとする。
- (4) 応急工事に当たっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行う。また、緊急復旧を必要とする場合は、電源車、バ

イパスケープル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行う。

- (5) 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。

3 二次災害防止

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。

【市が実施する計画】

電力会社からの要請に基づき、防災行政無線、防災メール等による住民に対する広報活動を行う。

【中部電力(株)が実施する計画】

電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努めるものとする。広報に当たっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、市の防災行政無線等を活用する等、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- (1) 停電による社会不安除去に関する事項
 - ア 停電の区域
 - イ 復旧の見通し
- (2) 感電等の事故防止に関する事項
 - ア 垂れ下がった電線に触れないこと
 - イ 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと
- (3) 送電再開時の火災予防に関する事項
 - ア 電熱器具等の開放確認
 - イ ガスの漏洩確認

第23節 都市ガス施設応急活動

【諏訪瓦斯（株）・情報広報班・土木庶務班】

第1 基本方針

ガス漏洩による火災・爆発の二次災害防止により住民の安全を確保する。速やかな応急復旧によりガスの早期供給再開を目指し、公共施設としての機能を維持する。

また、被害が大規模な場合、当該都市ガス事業者だけでは応急復旧活動が実施困難であることから、他都市ガス事業者へ応援を依頼した場合の受入体制を整備する。

第2 主な活動

- 1 都市ガス事業者、関連各社による、総合的な復旧対策を確立する。
- 2 巡回点検及び各種情報収集から被害の規模を早期に把握する。その上で、復旧計画を策定し、応急復旧活動を行う。
- 3 復旧にあたっては、病院、避難所である学校その他の公共機関を優先して復旧するとともに、仮設住宅への臨時供給を迅速に実施する。

第3 活動の内容

1 都市ガス施設応急復旧対策

【市が実施する計画】

- (1) 市道の被害状況の把握
- (2) 掘削工事を伴う場合は、他の占用物件の情報を提供し、2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が混雑しないための調整の実施
- (3) 住民への広報活動

【諏訪瓦斯（株）が実施する計画】

- (1) ガス施設の点検、損傷箇所の早期発見及び緊急措置
 - ア ガス施設の巡回点検、各種情報の収集を迅速に行い、被害の規模を早期に把握する。
 - イ 被害が大の地域にあつては、製造所、供給所、整圧所及び導管に設置してある遮断弁を利用して全域又は一部区域（ブロック）のガス供給を停止した後、工事店の協力を得て応急復旧活動を行う。
- (2) 二次災害の発生するおそれがある場合は、住民の避難等の措置
- (3) 復旧人員の確保

当該都市ガス事業者だけでは復旧できないと判断したときは、直ちに他都市ガス事業者に応援を要請する。
- (4) 復旧資機材の調達
- (5) 受入側にあつては、応援都市ガス事業者の受入体制の整備、また、応援側にあつては、適時、適切な応援体制
- (6) 復旧状況、ガス使用上の注意等必要な事項を住民及び関係機関への広報

【住民が実施する計画】

ガス施設損壊の発見又はガス臭を感知した際の通報

2 都市ガス施設応急供給計画

復旧に当たっては、病院、避難所等重要施設の早期復旧を勘案するとともに、ブロックごとに応急復旧活動を実施し、工事完了ブロックから順次供給再開する。

また、可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、早期の供給再開に努める。

【諏訪瓦斯(株)が実施する計画】

復旧優先順位を定める等復旧計画の立案及び応急供給工事の実施

第24節 上水道施設応急活動

【上下水道温泉対策班】

【関係機関】

第1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るなど早期応急復旧のための手段を講ずる。

第2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

第3 活動の内容

復旧作業については、指定給水装置工事事業者への外部発注や諏訪市水道温泉事業協同組合との協定に基づき行う。なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等が必要になるため、復旧要員、資材、機材、重機等を確保し、早期の復旧を図る。

【市が実施する計画】

- (1) 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。
- (2) 復旧体制の確立を行う。
- (3) 被災の状況により支援要請を行う。
- (4) 住民への広報活動を行う。
- (5) 水道温泉事業協同組合との応援協定に基づき応急措置等の協力を要請する。

【関係機関が実施する計画】

水道温泉事業協同組合は、水道事業者に協力し上水道施設の早期復旧に努める。

資料編	・ 諏訪市水道事業指定給水装置工事事業者一覧
	・ 災害時における水道温泉施設の応急措置に関する協定

第25節 下水道施設応急活動

【上下水道温泉対策班】

【住民、関係機関】

第1 基本方針

下水道施設は、水道、電気、ガス等と並び住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保に必要不可欠なライフラインであり、災害時においても破損箇所の修復により、ライフライン機能の応急確保に努める必要がある。

災害による被害が発生した場合、まず、被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、処理場施設の被災及び管路施設の破損に対して、応急対策等により復旧に努め、各家庭からの流入管渠の確保及び流入汚水の適正処理を図る。

第2 主な活動

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

第3 活動の内容

1 情報の収集・連絡、被害規模の把握

市が管理する下水道施設について、その被害状況を早期にしかも適切に把握する必要があるため、下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。また、県が管理する終末処理場へ流入する下水道施設（公共下水道）があるため、下水道施設の被害状況等の情報について、終末処理場と情報収集・連絡を行う。

2 応急対策の実施

下水道は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。備蓄してある応急資材等の活用を図るほか、必要に応じて諏訪市下水道指定工事店協会等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講ずる。

【市が実施する計画】

- (1) 上下水道対策班は、諏訪市下水道指定工事店協会、下水道工事指定業者の協力を得て、次の対策を実施する。

種別	実施事項
管 渠	<p>ア 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。</p> <p>イ 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。</p>
処 理 場	<p>ア 停電によりポンプ場及び処理場等の機能が停止又は低下した場合、自家発</p>

等	<p>電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。</p> <p>イ 終末処理場等への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。</p> <p>ウ 終末処理場等での下水処理機能がまひした場合には、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。</p>
---	--

(2) 速やかな復旧が不可能な場合、住民に対して水洗トイレ、風呂等に使用を極力控えるよう広報活動等により協力を要請する。その際、管路等の下水道施設の異常を発見した場合には市へ情報提供するよう併せて呼びかける。

(3) 諏訪建設事務所流域下水道課と連携を図りながら、交通規制、応急復旧等を行うものとする。

【住民が実施する計画】

住民は、下水道施設が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。

【関係機関が実施する計画】

下水道施設の建設、維持管理に携わる業者は、それぞれの管理者の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力する。

資料編 ・ 下水道排水設備指定工事店一覧

第26節 給湯施設応急活動

【上下水道温泉対策班】

【住民、関係機関】

第1 基本方針

災害発生に際し、災害地区の住民に対し、必要最低限の温泉確保を図り、給湯を行う。

第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な給湯の確認等を行い、円滑な給湯の調達を行う。
- 2 給湯の確保のため、応急給湯を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給湯機能の回復に努める。

第3 活動の内容

1 給湯の調達及び温泉施設の応急復旧

【市が実施する計画】

- (1) 被災者に対する温泉の応急給湯は、水道局長を実施責任者とする。
- (2) 揚湯可能な場合は、公衆浴場を最優先に給湯するものとする。
- (3) 災害により温泉施設に被害が発生し、給湯が不能となった場合は、職員を派遣し、被害状況の把握に努めるとともに、被害の状況により温泉工事関係者の協力を得て応急復旧を行う。

資料編 ・ 諏訪市水道事業指定給水装置工事事業者一覧

第27節 通信・放送施設応急活動

【本部室】

【通信・放送事業者】

第1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

これらの機材・施設が適正に稼働するよう、機関ごと必要な整備計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 市は、防災行政無線通信施設の復旧活動、そ通維持を行う。
- 2 通信事業者は通信施設の早期復旧により、重要回線及び避難所への通信確保等を行う。
- 3 諏訪警察署は、警察無線施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。
- 4 放送事業者は放送施設の早期復旧を行う。

第3 活動の内容

【市が実施する計画】

1 市防災行政無線通信等による応急活動

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に努める。

- (1) 業者と協力して通信施設の緊急点検、巡視を行い、当該施設の被害状況等を把握する。
- (2) 通信施設が被災した場合には、職員と保守業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。
- (3) 停電が発生し、通信施設への復電まで長時間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- (4) 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。
- (5) 災害時用通信手段なども使用不可能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。

2 電信電話施設等の応急活動

【通信・放送事業者が実施する計画】

被災地の通信確保のため、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期回復を図る。また、避難場所等に特設公衆電話を設置する。

- (1) 緊急通話、重要通話の確保
ア 応急回線の作成等そ通確保に努める。

イ 重要通信の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。

ウ 非常、緊急通話等は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じる。

(2) 特設公衆電話の設置

災害の状況により、避難場所への特設公衆電話の設置に努める。

(3) 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の提供に努める。

(4) 情報提供等

通信のそ通及び利用制限の措置状況及び通信の被災と復旧状況その情報提供に努める。

(5) 放送施設の応急復旧

放送施設の応急復旧に努め、市も必要な協力を行う。

【諏訪警察署が実施する計画】

- (1) 損傷した通信施設及び利用可能な通信施設の状況を迅速に把握し、通信手段の早期確保、応急復旧対策の的確な対応を実施する。

第28節 鉄道施設応急活動

【東日本旅客鉄道(株)】

【土木庶務班】

第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、市及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部門規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動体制を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。

第2 主な活動

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、災害発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保等について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

第3 活動の内容

【市が実施する計画】

- 1 土木庶務班は、市道との交差点において鉄道施設の早期応急復旧のため、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る。
- 2 鉄道施設管理者が、道路区域内で応急活動する場合は、道路管理者と協議の上、応急活動に入るものとする。
- 3 道路内には色々なライフラインが地下埋設されていることから、掘削工事を伴う場合は、道路管理者は、各地下埋設物管理者と協議の上、他の占用物件の情報を提供する。

【東日本旅客鉄道(株)が実施する計画（上諏訪駅）】

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と綿密な情報連絡を行いうるよう、これに必要な措置等を定めておく。

1 旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。

2 水防、消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。

3 建設機材の現況の把握及び運用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうるよう、その方法及び運

用について、定めておく。

4 駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期する。

5 災害復旧

(1) 災害復旧の実施の方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。

(2) 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的速やかに、本復旧計画を立て、これを実施するものとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

第29節 災害広報活動

【本部室・援護班】

第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地区の住民等、被災者、滞在者（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍住民、外国人旅行者等要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

第2 主な活動

- 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

第3 活動の内容

1 広報活動

県、放送事業者及び関係機関等と緊密な連絡をとり、災害の状況に関する情報や、生活関連情報等住民等が必要とする正確かつきめ細かな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って的確に提供する。

また、災害時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

【市が実施する計画】

(1) 広報活動

ア 災害発生前

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害防止に必要な事項をわかりやすくまとめ、防災行政無線をはじめ、防災メール、諏訪市行政チャンネル、ホームページ、広報紙、広報車等により実施する。

イ 災害発生後

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、上記手段やエルシーブイ㈱「災害時緊急放送に関する相互協定」に基づき広報活動を実施する。

(2) 要配慮者への広報活動

高齢者、障がい者への情報の提供は、FAX、CATV、パソコンネットワーク等の活用等音声と掲示の組合せや、手話通訳ボランティアの派遣等の措置を講ずる。

また、外国籍住民の問い合わせにも対応できるように通訳ボランティアの活用等、外国語による広報活動にも努める。

(3) 広報事項

災害の規模に応じ、次のような情報を提供する。

- ア 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- イ 二次災害の防止に関する情報
- ウ 避難場所、経路、避難方法等に関する情報
- エ 医療機関等の生活関連情報
- オ ライフラインや交通施設等公共施設等に関する情報
- カ 交通規制（市内、諏訪管内・外の広域情報も含む。）等に関する情報
- キ 関係機関が講じている施策に関する情報
- ク 安否情報
- ケ その他必要な情報

(4) 庁内及び関係機関への連絡

災害情報、被害状況の推移等を庁内放送、Webメール、文章等により、職員に周知させるとともに、各部連絡員は部員に対して措置すべき事項及び伝達事項を連絡する。

また、必要に応じて災害対策本部室を通じて、関係機関等に災害情報を提供する。

(5) 報道機関に対する発表

報道機関に対しては、原則として本部長が被害状況及び対策等の情報を随時の記者会見により発表する。

また、災害対策本部の発表資料の提供コーナーを設け、資料を整理して情報提供を行う。

(1) 報道機関に対する放送要請

ア テレビ、ラジオを通じた広報は、県を通じて放送機関に要請する。

イ ラジオを通じた放送は、長野県大規模災害ラジオ放送協議会を通じて行う。

ウ ケーブルテレビを通じた放送は、協定に基づき、エルシーブイ㈱に対して行う。

2 災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められる場合若しくは長期間にわたり日常生活に影響をもたらす災害が発生した際には、被害状況を写真、ビデオ等により取材し、資料の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集等を作成する。住民等が撮影した写真についても、市民の了承を得て活用する。

3 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

市は、県、関係機関と緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

【市が実施する計画】

- (1) 必要に応じ、電話・FAX、相談職員等を配置し、専用の相談窓口の設置を検討する。
- (2) 住民等からの問い合わせ内容から被災者のニーズを把握し、応急対策に活用する。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧

・ 諏訪市とエルシーバイ株式会社との「災害緊急放送に関する相互協定」

第30節 土砂災害等応急活動

【防災対策部・本部室・土木庶務班】

【住民】

第1 基本方針

災害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

監視体制を整え、被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

第3 活動の内容

1 崖崩れ、地すべり応急対策

関係機関、自主防災組織、地域住民との連絡、職員からの報告等により崖崩れ等の規模、発生状況、斜面防護施設の被災状況について把握し、被害を最小限に抑えるため次の措置を実施する。

【市が実施する計画】

(1) 避難指示

諏訪広域消防本部は市長と連携し、警戒避難に関する情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講ずるとともに、周知徹底を図る。また、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

(2) 応急活動

地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置を行うとともに、必要と認められるときは、県、関係機関へ応急工事の実施を要請する。

(3) 警戒体制の確立

諏訪広域消防本部は、消防団、自主防災組織と協力して危険個所の巡回を実施し、崩落危険が認められ又は、崩落の兆候が見られた場合は、監視員の派遣等警戒体制を確立する。

(4) 国への要請

必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

【住民が実施する計画】

住民は、警戒避難情報に注意を払い、勧告・指示が出された場合これに迅速に従う。

2 土石流対策

関係機関、自主防災組織、地域住民との連絡、職員からの報告等により被災状況、不安定土の状況を把握し、必要に応じて次の措置を実施する。

【市が実施する計画】

(1) 避難指示

諏訪広域消防本部は市長と連携し、警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずるとともに、周知徹底を図る。また、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

(2) 応急活動

状況の緊急度に応じ、県に対し土砂発生状況の調査、不安定土砂の除去等応急工事の実施を要請する。

(3) 警戒体制の確立

諏訪広域消防本部は、消防団、自主防災組織と協力して危険個所の巡回を実施し、土石流危険が認められ又は、兆候が見られた場合は、監視員の派遣等警戒体制を確立する。

(4) 国への要請

必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

【住民が実施する計画】

住民は、警戒避難情報に注意を払い、勧告・指示が出された場合これに迅速に従う。

資料編	・ 急傾斜地崩壊危険区域	・ 土石流危険溪流
	・ 砂防指定地	・ 土砂崩落危険箇所
	・ 地すべり危険箇所	・ 急傾斜地崩壊危険箇所
	・ 山腹崩壊危険地区	・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
	・ 崩壊土砂流出危険地区	

第3 1節 建築物災害応急活動

【都市施設班・生涯学習班】

【建築物所有者】

第1 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに避難状況を把握し必要な措置を講じる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、落下等の危険性があるものについては応急措置を講ずる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

第3 活動の内容

1 建築物

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

【市が実施する計画】

- (1) 公共建築物内の利用者等の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、安全対策や応急修繕を実施する。
- (2) 市は、住宅事業者の団体等と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

【建築物所有者が実施する計画】

建築物の所有者は、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。また、安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講じる。

2 文化財

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

【市が実施する計画】

- (1) 生涯学習班は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。
- (2) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。
- (3) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関

と連携して応急措置をとるものとする。

【建築物所有者が実施する計画】

文化財所有者は、災害発生時、次の対策を講じる。

- (1) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (2) 文化財の火災による消失を防ぐための措置を行う。
- (3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施する。
- (4) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市町村文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

資料編 ・ 救助の実施要領の基準（概要） ・ 指定文化財一覧

第3 2 節 道路及び橋梁応急活動

【土木庶務班】

【関係機関】

第1 基本方針

災害により道路及び橋梁に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路状況を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第3 活動の内容

1 道路及び橋梁応急対策

行政区域内の道路及び橋梁の被災について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

【市が実施する計画】

- (1) 災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施するとともに、市民・区長・自主防災組織等からの情報収集を行う。
- (2) パトロール結果及び市民・区長・自主防災組織等からの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。
- (3) 交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会等に依頼し、交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の機能確保を優先的に応急復旧工事を行う。
また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。
- (4) 災害発生箇所、内容、交通規制状況、及び迂回路等の情報について、看板の設置、市ホームページ、行政チャンネル等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報を提供する。

【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

- (1) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。
- (2) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

なお、措置にあたっては、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送

道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

- (3) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送、災害時情報提供サービス（日本道路交通情報センター）等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。
- (4) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。

路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

2 関係団体との協力

【市が実施する計画】

市のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、相互応援の協定に基づく応援要請、県に対する自衛隊の派遣要請などにより、応急復旧及び交通の確保を行う。

第33節 河川施設応急活動

【土木庶務班・防災庶務班】

【住民、関係機関】

第1 基本方針

災害による被災を軽減するため、県の協力を得て水防活動が円滑に行われるよう努めるとともに、次の活動を確保し、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被災を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資機材の調達体制
- 3 水門の適切な操作
- 4 他市町村との相互の協力及び応援体制

第2 主な活動

- 1 水防上必要な資機材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な災害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

第3 計画の内容

水防活動の円滑かつ効果的な実施に努めるとともに、河川施設の応急復旧の実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

【市が実施する計画】

- 1 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- 2 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- 3 区及び水利組合へ水門の適切な操作について呼びかけを行う。
- 4 風水害による被害箇所の早急な復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。
- 5 市が管理する河川施設等の応急復旧対策について、応援を要するときは、関係機関に応援を要請する。
- 6 堤防決壊時のような重機による水防活動が必要な場合においては、民間業者の協力を得て応急対策業務を行う。
- 7 河川の溢水被害を最小限にするため、内水排除ポンプの作動状況の把握に努める。

【住民が実施する計画】

- 1 住民は、被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。
- 2 内水排除ポンプの各地区の管理者は、河川の状況に応じ、操作マニュアルによりポンプを作動させる。
- 3 区及び水利組合はあらかじめ決められた計画に基づき、水門の適正な操作を実施し、農業用水や中小河川の増水による宅地等への浸水被害を防止する。

- 資料編
- ・ 重要水防区域
 - ・ 水防上重要な水門、樋門
 - ・ 水防警報指定河川
 - ・ 水位周知指定河川
 - ・ 水位観測所
 - ・ 雨量観測所

第3 4節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

【本部室・土木庶務班・都市施設班・農政班・防災庶務班・施設管理者・関係機関】

第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため、次のような応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 道路・橋梁等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 3 河川施設、都市下水路及び農業用排水路の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害発生防止のための活動を行う。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 危険箇所の緊急点検の活動を実施する。

第3 活動の内容

1 構造物に係る二次災害防止対策

【市が実施する計画】

- (1) 道路・橋梁等の構造物については、第3 2節「道路及び橋梁応急活動」に基づき、県及び関係機関との連携・協力のもと、速やかに市内道路及び橋梁の被害状況について把握し、交通規制、応急復旧工事等必要な措置を実施する。
- (2) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 危険物関係

【市が実施する計画】

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止のため緊急の必要があると認められるときは、市の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

イ 災害時における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する計画】

ア 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限を

するとともに、危険物の移送を中止する。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常を発見したときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講じる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

オ 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

カ 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

(2) 火薬類関係

【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所へ移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所へ移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置する。

イ 火薬類が流出した場合は、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対して、火薬類の危険性について広報を行い周知する。

(3) 高圧ガス関係

【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

ア 高圧ガス関係事業所においては以下の応急対策を実施する。

(ア) 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立ち入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施する。

(イ) 施設の保安責任者は、災害時は高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報する。

(ウ) 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとる。

- (エ) 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。
 - (オ) 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移す。特に浸水により容器が流出しないよう必要な措置をとる。
 - (カ) 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努める。
 - (キ) 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。
 - (ク) 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。
- イ 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施する。
- (ア) 状況に応じて、車両を安全な場所へ移動させるとともに、火気を近づけないようにする。
 - (イ) 輸送している容器が危険な状態になったときは、近隣の住民等を安全な場所へ退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所へ退避させる。
 - (ウ) 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

3 河川施設等の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害発生の防止

【市が実施する計画】

- (1) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- (2) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (3) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

【住民が実施する計画】

住民は、被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

4 風倒木対策

【市が実施する計画】

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害が拡大する原因となる場合もあるため、倒木についても除去等の対策を実施する。

また、緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

【市が実施する計画】

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るため、緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等

の必要な措置をとる。

- | |
|---|
| <p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none">・ 危険物施設等の状況・ 砂防指定地・ 山腹崩壊危険地区・ 崩壊土砂流出危険地区・ 土砂崩落危険箇所・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 |
|---|

第35節 ため池災害応急活動

【農政班】

【関係機関】

第1 基本方針

本市にあるため池が洪水により決壊した場合若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに被害状況を把握し、迅速な応急工事を実施する。

第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のための工事を実施するとともに、必要に応じ、県等関係機関へ協力を要請する。

第3 活動の内容

ため池が決壊した場合又は決壊のおそれが生じた場合は、速やかに被害状況を把握し、迅速な応急工事を実施するとともに、必要に応じ、県等関係機関へ協力を要請する。

【市が実施する計画】

- 1 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- 2 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- 3 被害を拡大させないよう、早期に応急工事を実施する。

【関係機関が実施する計画】

- 1 ため池管理者は、豪雨時等には巡視を行い、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民が迅速に避難できるよう、速やかに市へ通報する。
- 2 ため池管理者は、堤体に亀裂等が確認され、決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し、貯留水を放流するものとする。
- 3 ため池管理者は、市町村が実施する応急対策に協力するものとする。

【住民が実施する計画】

警戒避難情報に注意を払い、勧告・指示が出された場合は迅速に従う。

第36節 農林水産物災害応急活動

【農政班】

【住民、関係機関】

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農産物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫の発生や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関と連携をとりながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

また、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

第3 活動の内容

1 農産物災害応急対策

被害を受けた作物の技術指導は、諏訪農業改良普及センター及び信州諏訪農業協同組合等農業団体の協力を得て行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生、まん延防止の徹底に努める。

【市が実施する計画】

- (1) 諏訪農業改良普及センター及び信州諏訪農業協同組合等農業団体と連携し、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を諏訪地域振興局に報告する。
- (2) 信州諏訪農業協同組合等関係機関と連携をとり、農産物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を速やかに農業者に周知徹底するものとする。

【関係機関が実施する計画】

市等と連携をとり、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努める。

【住民が実施する計画】

農業者は、市が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力する。また、信州諏訪農業協同組合等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施するとともに、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

作物別の主な応急対策は、次のとおりである。

(1) 水稲

- ア 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後直ちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病等の防除を行う。

- イ 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。
- ウ 水路等が損傷した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

(2) 果樹

- ア 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕等を行う。
- イ 倒伏・枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。
- ウ 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
- エ 果実や葉に付着した泥は、直ちに洗い流す。
- オ 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。

(3) 野菜及び花き

- ア 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し、生育の回復を図る。
- イ 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。
- ウ 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
- エ 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。

(4) 畜産

- ア 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。
また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。
- イ 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待つて適期刈取りに努める。

(5) 水産

- 養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。

2 林産物災害応急対策

倒木や損傷した素材、製材品については、二次災害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。

【市が実施する計画】

被害状況を調査し、その結果を県に報告するとともに応急復旧のため、技術指導等必要な措置をとる。

【関係機関（中部森林管理局）が実施する計画】

- (1) 国有林野内の被害状況を調査し、必要な措置を講じるとともに、二次災害のおそれがある場合には、市及び関係機関と連携を図りその防止に努める。
- (2) 市と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに市、県に報告するとともに応急復旧措置をとる。

【住民が実施する計画】

住民は、市が行う被害状況調査や応急復旧に協力する。

第37節 文教活動

【文教庶務班・援護班】

第1 基本方針

保育園、小学校、中学校（以下この節において「学校等」という）は多くの園児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

また、市は、私立保育園・幼稚園に対して学校等の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引渡しを行う。
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保を図り、応急教育体制を速やかに整えとともに、平常事業の早期再開に努める。
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書等の供与、就学援助の措置を実施する。

第3 活動の内容

【市が実施する計画】

1 児童生徒等に対する避難誘導

園長及び学校長（以下この節において「学校長等」という）は災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(1) 児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、災害が発生又は発生するおそれのある場合は、休校の措置をとり、保護者及び児童生徒等に周知するとともに、文教庶務班（教育総務課）又は援護班（こども課）にその旨を連絡する。

(2) 児童生徒等が在校中の場合の措置

ア 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引渡しを行う。

イ 避難の指示があった場合及び学校長等の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。

ウ 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。また、避難状況を文教庶務班（教育総務課）又は援護班（こども課）に報告するとともに保護者及び関係機関に連絡する。

(3) 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

ア 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、同一方向又は同一地区ごとに

集団行動をとらせる。

- イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- ウ 災害の状況及び児童生徒等の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

(4) 児童生徒が登下校中の場合の措置

登下校中の災害に対しては、学校における避難計画に従って必要な処置をする。

2 応急教育計画

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(1) 被害状況の調査

市教育委員会（文教庶務班）は、学校施設の被害状況を学校長に速やかに報告させ、必要に応じて安全点検を実施する。

- (2) 市教育委員会（文教庶務班）は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し災害発生時の対応、応急教育に関する対策について実施する。

ア 学校施設・設備の確保

(ア) 校舎の一部が利用できない場合

学校運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所については、応急修理又は補強をするなど学校教育に支障を及ぼさないよう万全の措置を講じ、圧縮学級の編成などをして、できる限り休校を避ける。

(イ) 校舎の大部分が使用できない場合

- a 早急に校舎の再建、仮校舎建設の計画を立て、その具体化を図る。
- b 近隣の余裕のある学校に応急収容し、分散授業を実施する。
- c 余裕のある学校がない場合は、公民館等公共施設及び寺院等の建物に応急収容し、分散授業を実施する。

- (ウ) 市内の全校舎が被害を受け大部分が使用できない場合応急仮校舎の建設を実施する。

イ 教職員の確保

補充を要する教職員は、有資格者の中から確保する。なお不足する場合は臨時的任用により補充し、これが困難な場合は、隣接学校からの協力を求める。以上の方法によってもなお不足するときは二部授業を行う。

ウ 学校給食の確保

学校給食物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

- (3) 学校長は、災害が発生した場合は、あらかじめ定めた計画及び以下の事項

に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

ア 被害状況の把握

児童生徒、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会（文教庶務班）及び関係機関へ報告又は連絡する。その際、火気使用場所（家庭科教室、湯沸し室等）及び薬品類保管場所（理科教室、実験室、保健室等）の危険箇所については速やかに安全点検を実施する。

イ 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは県教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

ウ 教育活動

(ア) 災害の状況に応じ、県教育委員会へ連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。

この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早期に保護者に連絡する。

(イ) 被災した児童生徒を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

(ウ) 避難所等に避難している児童については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

(エ) 授業の再開時には、市と緊密な連絡のもとに登下校の安全に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

エ 児童生徒等の健康管理

(ア) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

(イ) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

オ 教育施設・設備の確保

(ア) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。

(イ) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

(ウ) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じた場合には、仮設校舎の建設や避難を免れた近接の学校の施設・その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

カ 避難所として使用される場合の措置

(ア) 学校施設が地域の避難所となった場合、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。なお、その場合にあつては、特別教室や管理諸室についても、学校教育活動の妨げにならない範囲において必要に応じて段階的に開放するものとする。

- (イ) 避難所の運営において教職員の対応を明確にし、市職員、ボランティア、避難者の代表者等とともに、避難者の収容、保護に努める。
- (ウ) 児童生徒が在校時に災害が発生し、学校施設が地域の避難所となった場合、児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と児童生徒の避難場所を明確に区分する。

3 教科書、教材、学用品等の調達・供与

被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の提供等を行う。

(1) 教科書、教材、学用品等の供与

教科書、教材、学用品等の必要量を把握し、調達及び配分を行う。調達が困難な場合は教育事務所を經由して県教育委員会にあっせんを依頼する。

(2) 就学援助

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

4 応急保育対策

(1) 休園措置

ア 保育開始後の措置

各保育園長は、災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となった場合、必要に応じ休園の措置をとるとともに保護者に連絡し引渡す。

イ 登園前の措置

各保育園長は、登園前に休園の措置をした場合は、保護者に連絡する。

(2) 保育施設の確保

ア 保育園の一部が利用できない場合

保育園運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所については、応急修理又は補強をするなど保育に支障を及ぼさないよう万全の措置を講じ圧縮保育などをして、できる限り休園を避ける。

イ 保育園の大部分が利用できない場合

(ア) 早急に施設の再建、仮施設建設計画を立て、その具体化を図る。

(イ) 公民館、公共施設及び寺院等の建物に応急収容し、分散保育を実施する。

ウ 市内の全保育園が被害を受け大部分が利用できない場合応急仮施設の建設を図る。

エ 保育士等の確保

補充を要する職員は、有資格者の中から確保する。なお不足する場合は、臨時的任用により補充する。

第38節 飼養動物の保護対策

【現地班・環境班・農政班・文教庶務班】

【関係機関】

第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても捕獲・収容・救護及び避難所での飼育等の保護措置を実施する。

第2 主な活動

被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所（校庭）におけるペットの適正な飼育を行う。

第3 活動の内容

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、ペットが飼い主とともに避難所に避難することが予想されるため、適正な飼育環境を確保する。

【市が実施する計画】

- (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。
避難に際しペットを連れてくることが予想されるため、避難所等の広場にスペースを設置し対応する。
- (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。

【飼養動物の飼い主が実施する計画】

- (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

第39節 ボランティアの受入れ体制

【総務班・援護班】

【諏訪市社会福祉協議会・関係機関】

第1 基本方針

災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに対し対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても、窓口を設置し適切な受入れと調整を行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

第2 主な活動

- 1 諏訪市社会福祉協議会は、ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。
- 2 市はボランティアニーズ等から諏訪市社会福祉協議会に必要な応じてボランティアセンターの設置を要請し、資機材等の提供を行う等、その活動を支援する。

第3 活動の内容

1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保

災害時におけるボランティアの受入れに当たっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。被災地におけるボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体や関係機関と協力して円滑な受入れ体制を整備する。

【市が実施する計画】

- (1) 被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (2) ボランティアセンターが行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対して支援を行う。
- (3) ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告する。
- (4) 都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

【諏訪市社会福祉協議会が実施する計画】

諏訪市社会福祉協議会は、市及び県の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、活動の調整や活動に必要な物資の提供、相談等を行う。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立する。

【市が実施する計画】

諏訪市社会福祉協議会が中心となって設置するボランティアセンターの拠点の設置に必要なスペース、物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。

【諏訪市社会福祉協議会が実施する計画】

地域の状況やニーズ調査を行い、災害対策本部長からの要請の下ボランティアセンターを設置し、ボランティアの総合的な窓口業務を行う。

第40節 義援物資・義援金の受入れ体制

【総務班・現地班・援護班・会計班・本部室】

【諏訪市社会福祉協議会】

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、共同募金会等関係機関と連携を図りながら、個人、団体、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

第2 主な活動

- 1 被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」、送り先、募集期間等を、報道機関等を通じて公表し、支援を呼びかける。
- 2 大規模な災害が発生した場合、災害対策本部内に義援金配分委員会を組織し、寄託された義援金を引継ぎ、迅速かつ公正に被災者に配分する。また、義援物資についても、迅速かつ公正に被災者に配分する。
- 3 寄託された義援物資及び義援金は、被災者に配分されるまでの間、適正に管理する。

第3 活動の内容

1 義援物資及び義援金の募集

【市、諏訪市社会福祉協議会が実施する計画】

(1) 義援物資の募集

義援物資については、関係機関の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握するとともに需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量、送り先、募集期間等を定めて、報道機関等を通じて広報活動を実施する。

また、現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストを逐次改定するよう努める。

(2) 義援金の募集

県、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて広報活動を実施する。

2 義援金品の引継ぎ及び配分

【市が実施する計画】

(1) 義援物資の引継ぎ及び配分

義援物資については諏訪市ボランティアセンターの協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。

なお、配分に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者に十分配慮する。

(2) 寄託された義援金は配分委員会に確実に引き継ぐ。配分委員会は、被災状況

等を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、迅速かつ適正に配分する。

3 義援金品の管理

【市、諏訪市社会福祉協議会が実施する計画】

寄託された義援金を配分委員会に寄託するまでの間、義援物資にあつては、被災者に配分するまでの間、一時保管場所を確保し、損傷、紛失のないよう適正に管理する。

第4 1節 災害救助法の適用

【本部室】

【県】

第1 基本方針

市単位の被災が一定の基準以上、かつ、応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む。）に、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

第2 主な活動

- 1 災害救助法適用判断のために迅速かつ正確な被害状況の把握を行う。
- 2 被害状況が適用基準に該当するか判定を行う。
- 3 法適用が必要と判断された場合、必要な手続を行う。
- 4 法適用となった場合、市、県はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

第3 活動の内容

1 被害状況の把握

災害救助法を適用すべきか否かを的確に判断し、災害の事態に応じた救助を行うために、迅速かつ正確な被害情報の収集把握を行う。

【市が実施する計画】

- (1) 市災害対策本部により迅速な情報収集を行う。
- (2) 被害の認定を資料編に掲げる基準により行う。
- (3) 収集把握した被害情報を、直ちに諏訪地域振興局総務管理課に報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。

2 災害救助法適用の判定

災害救助法による救助は、非常災害により住家が全焼、全壊、埋没、流失、半焼、半壊、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない場合において、その被害が一定の基準に該当し、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに行う。

【県が実施する計画】

県は、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するか判定を行い該当するか、又は該当すると思われる場合は、次項3の手続を行う。

- (1) 本市における住家の滅失世帯数（全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあつては、全壊、流失等の1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯として換算する。以下同じ。）が80世帯（人口50,000人以上100,000人未満）に達したとき。
- (2) 被害が相当広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,000世帯以上であつて、本市の滅失世帯数が、40世帯に達したとき。

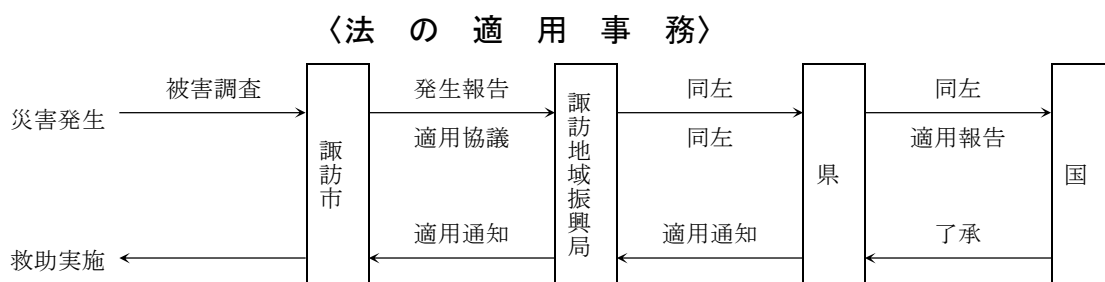
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が9,000世帯以上であって、本市の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。
- (4) 本市における被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
 - ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

3 適用の手続

災害救助法の適用が必要と判断された場合は、直ちに必要な手続を行う。

【市が実施する計画】

市長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。



4 救助の実施

県、関係機関と協力のうえ速やかに救助を実施する。

【市が実施する計画】

(1) 救助の役割分担

県から委任された職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告する。

なお、次の事項は県知事から委任されるので、必要な手続きを迅速に実施する。

- ア 収容施設のうち避難施設の供与
- イ 炊き出しその他による食料品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 災害による負傷者等の救出
- オ 学用品の供与
- カ 埋葬
- キ 遺体の搜索及び埋葬
- ク 災害にかかった住宅の応急修理
- ケ 障害物の除去

(2) 救助の実施基準

救助の実施は、資料編に掲げる「救助の実施要領の基準（概要）」により行う。

なお、詳細については「災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）」によるほか、厚生労働省監修「災害救助の運用と実務」及び県の「災害救助の手引き」を参照すること。

- | |
|--|
| <p>資料編 ・ 救助の実施要領の基準（概要）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 被害認定基準 |
|--|

第42節 観光地の災害応急対策

【観光対策班・防災庶務班、施設管理者】

第1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について県、市、関係機関が連携し対応する。

第2 主な活動

- 1 観光地で災害時には、県、市、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や被害の情報を提供する。

第3 活動の内容

1 観光地での観光客の安全確保

【市が実施する計画】

- (1) 観光地での災害時の、県、関係機関、関係団体との連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- (2) 観光地での災害時には、市の消防計画における救助、救急計画に基づき諏訪警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。
- (3) 防災庶務班は、観光客の救助活動にあたり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

【住民が実施する計画】

- (1) 自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。
特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行う。

2 外国人旅行者の安全確保

【市が実施する計画】

- (1) 通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- (2) 観光地の観光案内所で被害時の外国人旅行者の避難誘導を行う。

【関係機関が実施する計画】

駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多国語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導を行う。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

【全機関】

第1 基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方向を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 主な活動

- 1 原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興に当たり必要に応じ他の市町村等への支援を求める。技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第3 活動の内容

1 復旧・復興の基本方針の決定

市は迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移す。

【市が実施する計画】

- (1) 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、早期に住民に周知する。
- (2) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う事とし、情報公開並びに計画策定に際しての住民参加を積極的に図る。

【関係機関が実施する計画】

防災関係機関は、市・県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

【住民が実施する計画】

住民は、市の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

2 支援体制

復旧・復興に当たり、必要に応じ他の市町村等の支援を求め、円滑な実施を図る。

【市が実施する計画】

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国、県、他の市町村等に対

し職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

【全機関】

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず、公共施設等の迅速な原状復旧や、災害廃棄物・土砂の円滑で適切な処理が求められる。

市は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し、災害防止の観点からの改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物・土砂の処理を行う。

第3 活動の内容

1 被災施設の復旧等

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

【市が実施する計画】

- (1) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。特に人命に関する重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化する。
- (2) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。
- (3) 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から可能な限り、土砂災害防止対策を行う。
- (4) ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。
- (5) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。
- (6) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上事業期間の短縮に努める。
- (7) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- (8) 復旧事業に要する費用について、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。

- (9) 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- (10) 関係機関との連携により暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 災害廃棄物・土砂の処理

災害から速やかに復帰して生活を再建する上でも、災害によって生じた災害廃棄物。土砂の円滑で適切な処理が求められる。

災害廃棄物・土砂の排出量を推定し計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

【市が実施する計画】

- (1) 災害廃棄物・土砂の処理、処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物・土砂の円滑で適切な処理を行う。また、がれきの処理に当たっては、下記事項について留意する。
 - ア 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
 - イ 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。
 - ウ 環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じる。

3 職員派遣

【市が実施する計画】

- (1) 本市の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合は、県や「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。
- (2) 被災市町村から要請を受けた場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、市は職員を派遣する。

4 災害復旧事業の種類

被災施設の復旧については、災害復旧に係る財政支援措置を講じ関係法令及びそれぞれの定める計画により、概ね次の事業について計画する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）
- (3) 都市災害復旧事業計画（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）
- (4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画（水道法、清掃法）
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画（生活保護法、児童福祉法、身体障がい者福祉法、知的障がい者福祉法、老人福祉法、売春防止法）
- (6) 公立高校施設災害復旧事業計画（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画（公営住宅法）
- (8) その他の災害復旧事業計画

第3節 計画的な復興

【全機関】

第1 基本方針

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進

第3 計画の内容

【市が実施する計画】

1 復興計画の作成

被災地域の再建に当たり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多くの機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

当該計画は、継続可能なまちづくりの観点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参画促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分配慮するものとする。

なお、当該計画の迅速、適切な作成と遂行のため、関係機関、県、近隣市町村及び国との連携等調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に市における復興計画を作成する。

2 防災まちづくり

被災地域の再建に当たっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「諏訪市総合計画第2部第1章第1節まちづくりの基本理念」のもとに、計画作成段階で市のあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民

の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障がい者の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早期な生活再建の観点から、安心安全なまちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努める。

(2) 安心安全なまちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とするとともに、次の事項に留意する。

ア 都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

イ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。

ウ 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

エ 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。

オ 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。

カ 女性・高齢者・障がい者の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

キ 建築物の解体等による石綿の飛散を防止するため、県から事業者に対し適切に解体を行うよう指導・助言することを依頼するものとする。

ク 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

【関係機関が実施する計画】

県、市と連携を図り、整合性のある事業を実施する。

【住民が実施する計画】

住民は、再度災害を防止するため、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力を努める。

3 特定大規模災害からの復興

(1) 基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

(2) 実施計画

【県、市及び関係機関が実施する計画】

県、市及び関係機関は、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行うものとする。

【市が実施する計画】

ア 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に、即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

イ 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

第4節 資金計画

【財政班】

第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

市は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。

第3 活動の内容

【市が実施する計画】

1 市の資金計画

災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

(1) 地方債

歳入欠陥債、災害対策事業債、災害復旧事業債

(2) 地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

(3) 一時借入金

災害応急融資

(4) 基金の取り崩し

財政調整基金の取り崩し

2 関東財務局長野財務事務所からの借入れ

市は、関東財務局長野財務事務所と連絡を図り、応急資金の貸付けを受ける。

3 激甚災害の指定

甚大な災害が発生した場合における、地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号以下「激甚法」という。）が制定されていることから、市内に大規模な災害が発生した場合は、市として迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、激甚法による助成援助を受ける必要がある。

(1) 激甚災害に関する調査

各部は、災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条に定めるところにより、速やかに被害状況を県に報告するとともに、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力する。

なお、指定については、県知事から内閣総理大臣への報告を受け、その災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断された場合、中央防災会議の意見を聞いた上で激甚災害として指定され、その災害に対してとるべき措置を指定する政令が公布される。

(2) 特別財政援助の交付手続き

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに特別財政援助額の交付に関する調書を作成し、県の関係部局に提出する。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

【都市施設班・援護班・経済庶務班・税務課・市民庶務班・本部室・農政班】

第1 基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設を行うとともに、公営住宅への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は、速やかに適用手続等を実施し、被災者に対して生活再建支援金の支給を行う。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金等の貸付け等を周知する。
- 4 被災地における雇用維持等のため、県及び公共職業安定所が行う被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等に協力する。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置を行う。
- 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置を行う。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を行う。
- 10 被災者に対するり災証明の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者台帳を作成し、被災者の支援を総合的かつ効率的に行う。
- 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

第3 活動の内容

1 住宅対策

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公

営住宅への優先入居の措置を講ずる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

【市が実施する計画】

(1) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構が実施する災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要な、り災証明書の発行を行う。

(2) 災害公営住宅

市の区域内において200戸以上若しくは1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

(3) 既存市営住宅の再建

既存市営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

(4) 市営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置を講ずる。

(5) 居住地外避難者の対応

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従来の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

2 被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興

災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって自立した生活をするのが困難な者に対し、被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度について県と協議し、生活再建の支援を行う。

また、市は県と協力して、被災世帯の個人情報の保護に配慮するとともに、被災世帯がその困難な状況の中で円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、十分配慮する。

【市が実施する計画】

(1) 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。

(2) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに諏訪地域振興局へ報告する。

(3) 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。

(4) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。

(5) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

(6) 被災者生活再建支援法が適用できない場合、諏訪市被災者生活再建支援金支給要綱に基づき、信州被災者生活再建支援制度を活用した支援を行う。

〈 被災者生活再建支援制度の概要 〉

(1) 概要

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活再建を支援するものである。

支援金は住宅の被害の程度に応じた基礎支援金と再建方法（建設・購入する場合、補修する場合、賃借する場合）に応じた加算支援金の2種類が支給される。なお、申請世帯が単身の場合、複数世帯の場合に比べて4分の3の金額の支給となる。

(2) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により被災者生活再建支援法に規定された規模の被害が発生した場合。

(3) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯 ※損害割合50%以上

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）※損害割合40%以上50%未満

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）※損害割合30%以上40%未満

(4) 支給金額

被災者生活再建支援法に規定された区分に基づく。

(5) 申請期間

ア 基礎支援金：災害発生日から13月以内

イ 加算支援金：災害発生日から37月以内

〈 信州被災者生活再建支援制度の概要 〉

(1) 概要

自然災害により住宅に被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法の適用の対象とならない世帯の生活の早期再建を支援するとともに、被災者の生活再建に必要な支援を行うもの。なお、被災者生活再建支援法による支援の対象となる場合は適用されない。

(2) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により諏訪市被災者生活再建支援金支給要綱に規定された規模の被害が発生した場合。

(3) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯 ※損害割合50%以上

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

- ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）※損害割合40%以上50%未満
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）※損害割合30%以上40%未満
- カ 住宅が半壊し、住家の被害認定において半壊の認定を受けた世帯
※損害割合20%以上～30%未満

(4) 支給金額

諏訪市被災者生活再建支援金支給要綱に規定された区分に基づく。

(5) 申請期間

被災者生活再建支援制度に同じ

3 生活福祉資金（災害援護資金等）の活用

【市が実施する計画】

被災した低所得者の生活再建を支援するため、災害援護資金、生活福祉資金制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講じる。

4 被災者の労働対策

【市が実施する計画】

- (1) 被災により離職を余儀なくされた者及び企業倒産等による失業者の雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、必要により窓口を設置し、長野労働局、ハローワーク等への紹介を行う。

5 生活保護

【市が実施する計画】

被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け、災害見舞金の支給

【市が実施する計画】

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金を支給する。

ア 災害弔慰金

種類	対象となる災害	根拠法令等	支給対象	支給限度額等
災害弔慰金	1 本市において住居が5世帯以上滅失した災害	1 災害弔慰金の支給に関する法律	死亡者の配偶者 子	1 支給限度額 死亡者1人につき主たる生計維持者の場合 500万円
	2 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害	2 実施主体 市(条例)	父母 孫	それ以外の場合 250万円
	3 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害	3 経費負担 国1/2 県1/4 市1/4	祖父母	2 支給の制限 ア 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
	4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合			イ 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 ウ 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため市長が給付を不相当と認めた場合

イ 災害障害見舞金

種類	対象となる災害	根拠法令等	支給対象	支給限度額等
災害障害見舞金	1 本市において住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合	1 災害弔慰金の支給に関する法律 2 実施主体市(条例) 3 経費負担国1/2 県1/4 市1/4	対象となる災害により重度の障害(両目失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断)を受けた者	1 支給限度額 当該障がい者1人につき主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円 2 支給の制限 ア 当該障がい者の障害が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 イ 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 ウ 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため市長が給付を不適当と認めた場合

(2) 災害援護資金の貸付け

市は災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行う。

(3) 災害見舞金の支給

市は、「諏訪市災害見舞金支給要綱」に基づき、災害見舞金の支給を行う。

7 租税の徴収猶予及び減免

【市が実施する計画】

市は、災害による被災者の生活の安定を図るため、地方税法、市税条例に基づき、租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

(1) 期限の延長

次に掲げる災害の区分に応じ、申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長を行う。

ア 災害救助法が適用される災害

市長が必要と認める時は、地域及び期日を指定して期限の延長をする。

イ その他の災害

市長が必要と認める時は、被災者の申請により、期日を指定して期限を延長する。

(2) 納税猶予

市長が、市税の納付又は納入ができないと認めるときは、被災者の申請により、その徴収を猶予する。

(3) 減免等

市長が減免が必要と認める時は、被災者の申請により、減免を行う。

8 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

【市が実施する計画】

市は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険税の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険税の減免、徴収猶予等の措置を講ずるとともに、関係団体への協力要請を行う。

9 罹災証明書の交付

【市が実施する計画】

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

10 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

【市が実施する計画】

- (1) 必要に応じ市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置するものとする。
- (2) それぞれの業務について、住民に対し、掲示板、市防災行政無線、有線テレビ、広報紙、広報車等を活用し広報を行う。
- (3) 報道機関に発表を行う。

第6節 被災農林漁業等及び中小企業等の復興

【農政班・経済庶務班・本部室】

第1 基本方針

被災農林漁業等、中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置、事業再開に対する相談体制の整備等、次のような総合的な支援が県により行われるので、市は、必要により窓口等を設置し、被災農林漁業等、中小企業者等に周知する。

第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

第3 活動の内容

1 被災農林業漁者等に対する支援

県により実施される次の支援施策等について、周知・紹介を行い、被害農林漁業者等の経営安定又は事業の早期復旧を図る。

【市が実施する計画】

(1) 天災資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法」に基づき、暴風、豪雨、地震、降雪、降霜、低温及び降ひょう等の天災により特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、被害農林漁業者に対し、金融機関が次の資金を融資する体制を整える。

ア 被災農林漁業者に対し、農林漁業の再生産に必要な資金

イ 被災農林漁業組合等に対し、被害を受けたために必要となった事業運営資金

(2) 株式会社日本政策金融公庫資金

「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、日本政策金融公庫が被災農林漁業者及びその組織する団体に対し、次の農林漁業資金を融資することを情報提供する。

ア 農地等の災害復旧に必要な資金

イ 被災農林漁業者の経営再建等に必要な資金

ウ 復旧造林及び林道の復旧に必要な資金

エ 被災農林漁業者の農林業施設復旧に必要な資金

オ 共同利用施設の災害復旧に必要な資金

(3) 農業災害資金

「長野県農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱」に基づき、知事が指定する災害によって損失を受けた被災農業者に対し、金融機関が農業経営に必要な資金を融資する体制を整える。

(4) 農業災害補償

「農業災害補償法」に基づき、農業共済組合が農業共済事業を円滑に実施し、農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失を補償することにより、農業経営の安定が図られるよう、補償業務の迅速適正化及び共済金の早期支払体制の確立について指導を行う。

2 被災中小企業者に対する支援

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため、迅速かつ適切な措置を講じる。

【市が実施する計画】

- (1) 市は中小企業関係団体等と連携し、利活用できる金融の特別措置について当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。
- (2) 被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じた貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。
 - ア 日本政策金融公庫資金
 - イ 商工組合中央金庫資金
 - ウ 日本政策投資銀行資金
- (3) 長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続に際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。
- (4) 商工会議所及び金融機関等による連絡会議を必要に応じて開催するとともに、事業の復旧に関する相談体制を整備する。

【県が実施する計画】

中小企業融資制度資金（融資）の効果的な運用を図る。